



岐阜県の教育

岐阜県の教育

令和3年度 岐阜県教育委員会の基本方針

～ ふるさとに誇りをもち、

「清流の国ぎふ」を担う子どもたちの育成 ～

- 1 ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成
- 2 多様な学びを支援する教育体制の充実
- 3 未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進
- 4 勤務環境の改革と教職員の資質向上
- 5 学びを支援する安全・安心な教育環境づくり



清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

- 知** 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます
- 創** ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます
- 伝** 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

教育委員会の機構（令和3年度）



(令和3年4月1日現在)

目 次

第 1 部 総 則

1 「岐阜県教育」の展望	1
第 1 章 教育委員会	3
1 教育委員会の組織	3
2 教育委員会の会議	3
3 条例及び教育委員会規則	6
第 2 章 教育委員会事務局	7
1 本庁の分掌事務	7
2 教育事務所の分掌事務	10
第 3 章 教育機関	10
1 県立学校	10
第 4 章 附属機関等	11
1 教育委員会の附属機関	11
2 教育に関する知事の附属機関	11

第 2 部 教育予算

第 1 章 教育予算の概要	12
第 2 章 教育委員会予算の概要	12

第 3 部 管 理

第 1 章 学校管理	28
第 1 節 公立小・中・義務教育学校	28
1 小 学 校（義務教育学校の前期課程含む。）	28
2 中 学 校（義務教育学校の後期課程含む。）	29
3 学校の施設・統廃合	29
4 施設の概況	30
第 2 節 公立高等学校	32
1 全日制課程	32
2 定時制課程	32
3 通信制課程	33
4 入学定員と進学率	33

5	県立高等学校の施設の概況	35
6	授業料等	35
7	修学支援	36
第3節	特別支援教育	38
1	特別支援教育の現況	38
第4節	へき地教育	42
1	へき地教育の振興	42
2	へき地指定校	43
3	寄宿舎の開設	44
4	スクールバス・教員宿舎等の整備	44
第5節	教職員の人事	44
1	概 要	44
2	教職員定数	44
3	令和3年度人事異動	45
4	教職員の給与、勤務条件等	52
5	教職員の免許	56
6	教職員団体	58
第6節	公立幼稚園	59
第7節	私立学校	61
1	幼 稚 園	61
2	小・中学校	61
3	高等学校	61
4	専修学校・各種学校	62
5	そ の 他	62
第2章	調査統計	63
1	教育調査統計	63
2	令和2年度の教育調査統計	63
3	令和3年度の教育調査統計計画	63
第3章	広報・広聴活動	64
1	概 況	64
2	令和2年度の事業	64
3	令和3年度の事業計画	64
第4章	表 彰	65
1	岐阜県教育委員会表彰	65
2	岐阜県教育委員会教育長表彰	66
第5章	研 修	67
第1節	令和2年度の事業	67

1 施設・設備の概要	67
2 令和2年度の事業概要	67
第2節 令和3年度の計画	68
1 総合教育センター事業の内容	68
第6章 教育改革	80
1 「岐阜県における教育改革の行動指針」の策定	80
2 政策総点検の実施と「岐阜県教育ビジョン」の策定	80
3 岐阜県教育振興基本計画（「第3次岐阜県教育ビジョン」）の策定	81
4 新教育委員会制度への移行	81

第4部 学校教育

第1章 各分野の教育	82
第1節 ふるさと教育	82
1 現況	82
2 令和3年度の計画	82
第2節 キャリア教育・進路指導	83
1 令和3年度の指導の重点	83
2 令和2年度の事業	84
3 令和3年度の計画	84
第3節 国際理解教育	85
1 農業高校生海外実習派遣事業	85
2 外国語指導助手（ALT）事業	85
第4節 科学教育	85
1 現況	85
2 令和3年度の計画	86
第5節 産業教育	88
1 現況	88
2 令和2年度の事業	89
2 令和3年度の計画	89
第6節 へき地教育	89
1 現況	89
2 令和2年度の主な事業その他	89
3 令和3年度の計画	89
第7節 特別支援教育	90
1 現況	90
2 令和3年度の計画	91

第8節 定時制・通信制教育	93
1 現 況	93
2 定時制・通信制教育での諸制度の活用	94
3 定時制・通信制教育実施のための諸事業	94
4 令和3年度の施策の重点	94
第9節 外国人児童生徒教育	94
1 現 況	94
2 令和3年度の計画	96
第10節 情報教育	97
1 現 況	97
2 令和3年度の計画	97
第11節 道徳教育	97
1 現 況	97
2 令和3年度指導に当たって	98
第12節 学校図書館教育	99
1 現 況	99
2 令和3年度の指導の重点	100
3 令和3年度の計画	101
第13節 人権教育	101
1 現 況	101
2 令和3年度の計画	102
第14節 幼稚園教育	103
1 現況	103
2 令和3年度の計画	103
第15節 生徒指導	104
1 現 況	104
2 施 策	105
第16節 教育相談	106
1 現 況	106
2 令和3年度の計画	106
第17節 P T A活動の奨励	107
第2章 指導計画	107
第1節 令和3年度研究開発事業等	107
<小・中・義務教育学校>	
1 教育研究推進の基本的方向	107
<高等学校>	
1 教育研究推進の趣旨	109

2	令和3年度文部科学省研究指定事業等	109
3	地域連携による活力ある高校づくり推進事業	109
4	地域課題探求型学習推進事業	110
5	清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業	110
6	地域創生キャリアプランナー設置事業	111
7	理数教育フラッグシップハイスクール	111
8	地域共創フラッグシップハイスクール	112
9	スーパー・インクワイアリー・ハイスクール事業	113
10	遠隔教育実証研究事業	113
11	学校における先端技術の活用に関する実証事業	113
第2節 訪問指導		114
＜幼・小・中・義務教育学校＞		
1	令和2年度の事業と実績	114
2	令和3年度の重点と具体策	114
＜高等学校＞		
1	令和2年度の事業と実績	115
2	令和3年度の重点と具体策	115
第3節 教育課程講習会		116
1	小学校・中学校・義務教育学校	116
2	高等学校	117
3	特別支援学校	117
第4節 年間研修計画		118
1	令和3年度幼・小・中・義務教育学校研修事業の運営	118
2	令和3年度高等学校・特別支援学校関係研修計画	133
第3章 令和3年度公立高等学校入学者選抜		138
1	日 程	138
2	学力検査	139
3	出願者と合格者の状況	139
第4章 教科書の採択		140
1	令和4年度使用教科用図書の採択	140
2	令和3年度教科書センター及び分館	141
3	令和3年度使用教科書	142

第5部 健康教育と学校体育

第1章 令和3年度健康教育の方針と重点	144
第1節 学校保健	144

1 現 況	144
2 令和2年度の事業実績	144
3 令和3年度の施策	145
4 令和3年度の主な事業計画	145
第2節 学校給食	146
1 現 況	146
2 令和2年度の事業実績	147
3 令和3年度の施策	147
4 令和3年度の主な事業計画	148
第3節 学校安全	148
1 現 況	148
2 令和2年度の事業実績	149
3 令和3年度の施策	149
4 令和3年度の主な事業計画	149
第4節 部活動	149
1 現 況	149
2 令和2年度の事業実績	150
3 令和3年度の施策	150
4 令和3年度の主な事業計画	150
第5節 学校体育	150
1 現 況	150
2 令和2年度の事業実績	150
3 令和3年度の施策	151
4 令和3年度の主な事業計画	151

第 1 部 総 則

1 「岐阜県教育」の展望

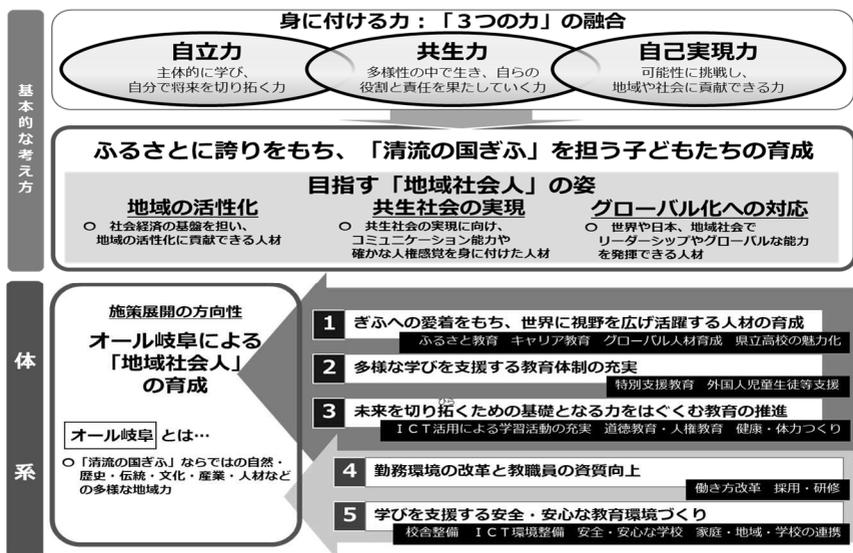
ふるさとに誇りをもち、「清流の国ぎふ」を担う子どもたちの育成

■世界的な視野をもち、地域社会の活性化に貢献する「地域社会人」

子どもたちが生きていく2030年以降の社会では、人口減少・少子高齢化、グローバル競争の激化、技術革新の一層の進展（第4次産業革命）、超スマート社会（Society5.0）の到来など急激な社会・産業構造の変化により、将来の予測が難しくなっていきます。将来の予測が困難な状況の中で、地域社会の活力を維持・向上し、持続可能な「清流の国ぎふ」づくりを実現するためには、一人一人の能力を最大限に高め、未来に希望をもって、その実現に向けて主体的に社会や地域に関わる「地域社会人」として活躍できるよう、教育の充実を図らなければなりません。

県では、予測困難な問題に対応するため、主体的に学び、自分で将来を切り拓く「自立」の力に加え、人と自然とのつながりや、人と人とのつながりを実感しつつ、多様性の中で生き、自らの役割と責任を果たしていく「共生」の力をはぐくみ、子どもたちが自らの可能性に挑戦し、地域や社会に貢献できる「自己実現」の力を身に付け、これらの「3つの力（自立力・共生力・自己実現力）」の融合により、世界的な視野をもち、新しいことにチャレンジし、それぞれの夢に向かって頑張ることができる教育を推進していきます。

そして、岐阜県で生まれ育った子どもたちが、「ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心（清流スピリット）」をもち続け、将来世界で活躍したり、地域の活性化に貢献したりして、「地域社会人」として活躍し、「清流の国ぎふ」を担うことができるよう、岐阜県ならではの自然・歴史・伝統・文化・産業・人材などの多様な地域力「オール岐阜」により、「ふるさとに誇りをもち、『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」を目指すことを基本的な考え方としています。



令和3年度 岐阜県教育委員会の基本方針

～ふるさとに誇りをもち、「清流の国ぎふ」を担う子どもたちの育成～

令和3年度重点施策

1. ICTを活用した学習活動の改革を推進
2. 感染症対策の充実をはじめ児童生徒が安心して学べる環境づくりを推進

第3次教育ビジョンに基づき推進する施策

< 1 ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成 >

- ➡ 「ふるさと岐阜」を学ぶふるさと教育の充実
 - ・ 探究的・教科横断的な学び（STEAM教育）の推進【新規】
 - ・ 最先端の産業教育による地域職業人材の育成【新規】
 - ・ 全県立学校への学校運営協議会設置による地域との連携強化【拡充】
 - ・ 地域課題や国際的な課題を解決に導く人材の育成
- ➡ 地域の産業を担う児童生徒へのキャリア教育の充実
 - ・ 中学生と高校生が共に学ぶキャリア教育の充実【新規】
 - ・ 外国人児童生徒に対するキャリア教育の充実【新規】

< 2 多様な学びを支援する教育体制の充実 >

- ➡ 多様な教育 ニーズに応える特別支援教育の展開
 - ・ 入院生徒に対するICT機器を用いた学習機会の確保【新規】
 - ・ 在宅勤務モデルの構築による生徒の就労機会の拡大【新規】
 - ・ 訪問教育を受ける児童生徒のオンラインによる学習機会の確保【新規】
 - ・ 就学前聴覚障がい児に対する支援の充実【新規】
- ➡ いじめや不登校等の未然防止と早期対応に向けた取組みの充実
 - ・ 「学校いじめ対策チーム」の編成による重大事態の未然防止【新規】
 - ・ 医師等の専門家による健康教育の充実【新規】
 - ・ スクールカウンセラーの対応能力向上を図る専門的な研修の充実【拡充】
 - ・ 「心のアンケート」の毎月実施などICTを活用した相談体制の充実【拡充】

< 3 未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進 >

- ➡ ICTを活用した教育推進体制の構築
 - ・ 「ICT教育推進室」を新設し授業のあり方や学校運営の改革を推進【新規】
 - ・ ICT関連企業や大学の専門家と連携し授業のあり方を研究【新規】
 - ・ ファシリテーション能力等を養成する教員研修の実施【新規】
 - ・ 県立学校におけるWeb会議室等のICT学習環境の充実【新規】
 - ・ 小中学校におけるICT教育の実践を支援【拡充】
- ➡ これからの時代に求められる児童生徒の資質・能力の育成
 - ・ 小学校における少人数（35人）学級の計画的実施【拡充】

< 4 勤務環境の改革と教職員の資質向上 >

- ➡ デジタル技術・外部人材等の活用による働き方改革の充実
 - ・ デジタル採点システムを導入した学習指導業務の効率化【新規】
 - ・ RPA導入による就学支援金等給付業務の効率化【新規】
 - ・ 部活動の地域移行推進とICTを活用した遠隔指導の実践研究【拡充】
- ➡ 教職員の資質・能力の向上
 - ・ ICT活用、いじめ防止対策、学校防災等、今日的教育課題への対応力の向上

< 5 学びを支援する安全・安心な教育環境づくり >

- ➡ 学校における感染拡大防止対策の推進
 - ・校内の消毒などの衛生対策等に必要な人的体制の充実【新規】
 - ・スクールバスの増車による感染拡大防止の徹底【新規】
- ➡ 安全・安心につながる 県立学校施設 整備の推進
 - ・狭隘化を解消する校舎増築、老朽校舎の改築、学校施設の計画的な改修の実施

第 1 章 教育委員会

1 教育委員会の組織

岐阜県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところにより、岐阜県における教育行政の執行機関として設置されている。

県教育委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織され、氏名及び任期は次のとおりである。
(令和3年7月18日現在)

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	堀 貴 雄	令 3. 4. 1～令6. 3. 31
教 育 長 職 務 代 理 者	稲 本 正	平31. 3. 17～令5. 3. 16
委 員	野 原 正 美	令 2. 4. 1～令6. 3. 31
委 員	竹 中 裕 紀	令 3. 7. 18～令7. 7. 17
委 員	近 藤 恵 里	平29. 10. 15～令3. 10. 14
委 員	村 上 啓 雄	令 3. 3. 24～令6. 3. 23

2 教育委員会の会議

県教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるもののほか、岐阜県教育委員会会議規則の定めるところにより行われている。

会議は、定例会議と臨時会議とし、定例会議は毎月1回開催されている。

令和2年度は定例会議が12回、臨時会議が3回開催された。

令和2年度 教育委員会報告、議案一覧

開催年月日	報告・議案	議 事
4月臨時 (R2. 4. 6)	議 案	1 今後の県立学校における対応について
4月定例 (R2. 4. 17)	報 告	1 岐阜県教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について 2 岐阜県教育委員会子育て支援と女性活躍の推進のための行動計画の改定について 3 岐阜県教育委員会職員の分限処分の指針の策定について 4 職員の表彰について 5 岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について
	議 案	1 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について 2 いじめに関する重大事態の調査報告について 3 令和3年度使用教科用図書採択について

開催年月日	報告・議案	議 事
5月定例 (R2. 5. 25)	報 告	1 教育に関する事務に係る予算（令和2年度5月補正）に対する意見について 2 職員の表彰について 3 令和3年度使用小・中学校用教科用図書の採択基準について
	議 案	1 職員の表彰について 2 教職員の懲戒処分について 3 懲戒処分の指針の改正について 4 いじめに関する重大事態の調査報告について
6月定例 (R2. 6. 19)	報 告	1 教育に関する事務に係る議案に対する意見について
	議 案	1 岐阜県教育功労者表彰について 2 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について
7月定例 (R2. 7. 21)	報 告	1 教育に関する事務に係る予算（令和2年度6月補正）に対する意見について 2 教育委員会事務局職員の人事異動について 3 職員の表彰について 4 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
	議 案	1 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について 2 教職員の懲戒処分について
8月定例 (R2. 8. 28)	報 告	1 職員の表彰について 2 教育に関する事務に係る議案に対する意見について
	議 案	1 教育委員会の点検評価について 2 教職員の懲戒処分について 3 令和3年度使用岐阜県立学校の教科書採択について
9月定例 (R2. 9. 16)	報 告	1 教育に関する事務に係る予算（令和2年度9月補正）に対する意見について 2 教育に関する事務に係る議案に対する意見について
	議 案	1 いじめに関する重大事態の調査報告について 2 「令和3年度岐阜県立高等学校入学選抜について」並びに「令和3年度岐阜県立高等特別支援学校入学選抜について」及び「令和3年度岐阜県立特別支援学校高等部入学選考について」 3 教職員の懲戒処分について
10月定例 (R2. 10. 12)	報 告	1 市町村立学校管理職等の人事異動について
	議 案	1 教職員の懲戒処分について

開催年月日	報告・議案	議 事
10月臨時 (R2. 10. 30)	報 告	1 職員の表彰について
	議 案	1 「令和3年度公立高等学校の入学定員について」及び「令和3年度高等特別支援学校の入学定員について」 2 教職員の懲戒処分について 3 県立学校事務職員の人事異動について 4 市町村立学校管理職等の人事異動について 5 いじめに関する重大事態の調査報告について
11月定例 (R2. 11. 26)	報 告	1 令和3年度教職員定期人事異動方針
	議 案	1 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例について）（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について） 2 教職員の懲戒処分について 3 いじめに関する重大事態の調査報告について
12月定例 (R2. 12. 24)	報 告	1 市町村立学校管理職等の人事異動について 2 職員の表彰について
	議 案	1 教職員の懲戒処分について 2 市町村立学校管理職等の人事異動について 3 教育委員会委員の辞職について
1月定例 (R3. 1. 21)	報 告	1 職員の表彰について 2 岐阜県教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
	議 案	1 教職員の懲戒処分について 2 教職員の懲戒処分について
2月定例 (R3. 2. 22)	報 告	1 教育に関する事務に係る予算（令和2年度3月補正）に対する意見について 2 教育に関する事務に係る予算（令和3年度当初）に対する意見について 3 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例に関して） 4 職員の表彰について 5 市町村立学校管理職等の人事異動について
	議 案	1 令和3年度使用教科書追加採択について
3月定例 (R3. 3. 5)	報 告	1 条件付採用期間中の職員について 2 職員の表彰について
	議 案	1 職員の表彰について 2 教職員の懲戒処分について 3 教職員の懲戒処分について

開催年月日	報告・議案	議 事
3月臨時 (R3. 3. 22)	報 告	1 職員の表彰について
	議 案	1 博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則について
		2 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程の一部を改正する訓令について
		3 学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式に関する告示の一部を改正する告示について
		4 令和3年度定期人事異動について
		5 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
		6 教職員の懲戒処分について
		7 教職員の懲戒処分について
		8 教職員の懲戒処分について
		9 教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について
10 職員の表彰について		

3 条例及び教育委員会規則（令和2年度公布のもの）

【条例】

- 岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（岐阜県条例第47号）
- 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（岐阜県条例第53号）
- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（岐阜県条例第54号）
- 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（岐阜県条例第54号）
- 岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例（岐阜県条例第3号）

【規則】

- 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（2年岐阜県教育委員会規則第6号）
- 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（2年岐阜県教育委員会規則第7号）（3年岐阜県教育委員会規則第4号）
- 岐阜県教育委員会会議規則の一部を改正する規則（3年岐阜県教育委員会規則第1号）
- 博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則（3年岐阜県教育委員会規則第2号）
- 岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則（3年岐阜県教育委員会規則第3号）

第2章 教育委員会事務局

県教育委員会の権限に属する事務等を処理させるため、県教育委員会に事務局が置かれている。

事務局には9課（本庁）及び6教育事務所が置かれている。

1 本庁の分掌事務

教育委員会事務局本庁の各課の分掌事務は次のとおりである。

教育総務課

管理調整係	公印管理、予算経理、物品出納、庶務、秘書、教育調査・統計
職員係	事務局等職員の人事・給与、人事評価、定数、服務、栄典、表彰
政策企画係	教育委員会、教育ビジョン、行政改革議会对応、公益法人、防災・危機管理、広報・広聴、報道機関との連絡調整
教育企画第一係	初等・中等教育に係る重点課題の総合調整、中高一貫教育、多文化共生、全国都道府県教育委員会連合会、教育調査・統計
教育企画第二係	中等教育に係る重点課題の総合調整、中高一貫教育、県立高等学校の入学定員・学科改編・入学者選抜改善、県立高等学校活性化（ふるさと教育・学校運営協議会）

（教育対策調整室）

教育対策調整係	教育委員会事務局における新型コロナウイルス感染症対策の総合調整
---------	---------------------------------

（ICT教育推進室）

ICT教育企画係	ICTを活用した学校教育推進、県立学校のICT活用支援、統合型校務支援システム（小・中学校）
研修係	情報研修（ICT活用、情報セキュリティ、情報モラル、岐阜県まるごと学園コンテンツの運営管理等）
情報基盤係	学校間総合ネットの管理運用、県立学校情報基盤整備、情報セキュリティ

教育管理課

管理調整係	予算経理、物品出納、庶務
文書法規係	情報公開・個人情報保護、公文書管理、教育法令の解釈及び教育委員会規則の制定改廃に関する助言、訴訟等に関する指導、助言、学校法律相談
管理指導係	教職員の処分、ハラスメント等の事案調査、教職員の勤務環境の改革、公益通報、学校法律相談

教 育 財 務 課

管 理 経 理 係	物品出納、庶務、国費会計事務、県立学校の予算・決算経理、授業料、修学奨励事業
助 成 係	市町村立学校施設の施設整備費国庫負担（補助）事業等
施 設 係	県立学校の施設整備、営繕、公有財産管理
技 術 係	学校施設の建設指導、技術指導、保全管理等

教 職 員 課

管 理 調 整 係	予算経理、物品出納、県立学校の事務職員人事
小 中 学 校 係	小中学校の教職員人事、服務、採用試験、学級編制、小中学校の設置廃止届の受理、市町村教委の指導、市町村立学校の組織運営の指導、小中学校の管理運営、教育改革
高等学校・特別支援学校係	県立学校の教職員人事、服務、採用試験、教職員定数、県立学校の管理運営
給 与 係	教職員の給与・旅費
免 許 係	教育職員免許状授与・検定・更新、公立専修学校、争訟

(福利厚生室)

調 整 係	共済組合：予算経理・物品出納、掛金・負担金、標準報酬制
宿泊所経営管理係	共済組合：宿泊所の経営・業務改善
厚 生 係	恩給、教職員等生涯生活設計推進計画 共済組合：貸付、指定宿泊利用補助、福祉保健制度、食事利用補助 互助組合：予算経理・物品出納、掛金、教育文化事業、給付事業、福祉事業
健康管理・公務災害係	健康管理、安全衛生管理、定期健康診断、公務災害補償
健 康 支 援 係	共済組合：人間ドック、特定健康診査、特定保健指導、健康セミナー
給 付 ・ 年 金 係	共済組合：短期給付（医療費、出産費等）、組合員証、長期給付（老齢・障害・遺族年金等）

教 育 研 修 課

管 理 調 整 係	予算経理、物品出納、庶務、庁舎管理
研 修 企 画 係	研修企画、研修講座構築、資質向上研修、教育支援相談、図書資料管理
研 修 第 一 係	経年研修、職務研修、事業計画・カレンダー、派遣研修（国内派遣）
研 修 第 二 係	職務研修（管理職研修等）、選択研修、派遣研修（海外派遣）、出前講座、ALT配置・活用

学 校 安 全 課

管 理 調 整 係	予算経理、物品出納に関すること
学 校 安 全 係	学校安全、情報モラル教育に関すること
生 徒 指 導 係	生徒指導・いじめ問題に関すること、児童生徒の問題行動等の報告
教 育 相 談 係	教育相談、学校適応対策、不登校対策に関すること
地 域 支 援 係	「学校いじめ対策チーム」の現地支援に関すること、県内の地域担当生徒指導主事の調査等の取りまとめに関すること、岐阜地区・西濃地区の地域担当指導主事業務に関すること

学 校 支 援 課

管 理 調 整 係	予算経理、物品出納、庶務、国費会計事務
教 科 教 育 第 一 係	小中学校の教科教育、学力向上総合推進事業、教育課程の指導、道徳教育、教科書事務、研究指定事業に関すること
教 科 教 育 第 二 係	高等学校の教科（専門教科を除く。）教育、総合的な学習（探究）の時間、学力向上総合推進事業、教育課程の指導、生徒指導要録、成績管理、教科書事務、学校支援訪問、道徳教育、環境教育、教育研究団体の指導及び助言、研究指定事業に関すること
総 合 支 援 第 一 係	幼小中学校教育一般、学校経営、総合的な学習の時間、特別活動、キャリア教育、進路指導、環境教育、外国人児童生徒教育、国際理解教育、へき地教育、幼児教育、学校図書館教育、教育研究団体の支援、中学校卒業程度認定試験、PTAに関すること
総 合 支 援 第 二 係	高等学校教育一般、学校評価、特別活動、進路指導、キャリア教育、国際理解教育、インターンシップ、高等学校入学選抜、定時制・通信制、学校図書館教育、高等学校卒業程度認定試験、PTA・青少年教育団体共済法に関すること
産 業 教 育 係	専門教科教育、産業教育施設設備の整備、地域と協働による事業の推進、専門高校の国際化推進、地方産業教育審議会に関すること
人 権 教 育 係	人権教育に関すること

特 別 支 援 教 育 課

管 理 調 整 係	課内調整、予算執行、物品出納、就学奨励事業
特 別 支 援 教 育 企 画 係	特別支援教育の振興（体制整備、教育内容の充実等）、教育課程の編成、進路指導、医療的ケア、就労支援、職業教育の充実、雇用企業拡大、新子どもかがやきプラン推進委員会に関すること

発達障がい教育係	発達障がい教育、小・中・義・高等学校における特別支援教育、教育支援、特別支援教育の研修に関すること
環境整備係	特別支援学校の施設・備品整備、スクールバスの整備

体 育 健 康 課

管理調整係	予算経理、物品出納
学校保健係	保健指導、保健管理
学校給食係	学校給食管理・指導、食育
学校体育係	体育・保健体育、運動部活動

2 教育事務所の分掌事務

教育委員会及び教育長の権限に属する事務を分掌させるため、教育事務所6カ所を設置している。教育事務所の名称、分課、分掌事務は次のとおりである。

名 称	課名	係	分 掌 事 務
教育事務所 （ 岐 阜 西 濃 美 濃 可 茂 東 濃 飛 騨 ）	学 校 職 員 課	管理調整係	所内庶務、物品の出納保管・会計経理、給与、福利厚生、教育調査・統計、連絡調整、他課に属さない事務
		学校人事係	人事、研修、表彰、学校改革、市町村教育委員会・市町村立学校の組織運営の指導助言、免許（含検定）
	教 育 支 援 課	学校教育係	教育課程・学習指導・職業指導・教科書その他の教材等の取り扱い指導助言、産業教育の振興、学校保健、学校安全、学校給食、食育
		学校地域連携係	生徒指導、地域教育の振興、不登校対策、教育相談

第3章 教育機関

岐阜県教育委員会の所管に属する教育機関及び所掌事務は、次のとおりである。

1 県立学校

高 等 学 校	63校	全日制課程のみ	54校
		定時制課程のみ	1校
		全日制課程と定時制課程の併置	6校
		全日制課程、定時制課程、通信制課程の併置	1校
		定時制課程と通信制課程の併置	1校
特別支援学校	21校	視覚障がいを対象とする特別支援学校	1校
		聴覚障がいを対象とする特別支援学校	1校
		その他 特別支援学校	19校（うち分校 1）

第4章 附属機関等

1 教育委員会の附属機関

岐阜県地方産業教育審議会

- 令和2年度 開催なし

岐阜県教科用図書選定審議会

- 令和3年度の審議事項
 - ・採択基準の審議答申
 - ・市町村教育委員会への指導、助言又は援助内容の審議
 - ・中学校用教科書「社会（歴史的分野）」の調査研究資料及び附則9条本の選定資料の審議
 - ・公正確保等について
- 審議会開催回数…1回

岐阜県教職員保健審査会

- 令和2年度の審議事項
 - ・教職員の健康管理上必要な審査及び判定
- 審査会開催回数…12回

岐阜県いじめ防止等対策審議会

- 令和2年度審議事項
 - ・いじめの防止等のための対策について
 - ・県立学校で発生したいじめによる重大事態について
- 審議会開催回数…8回

岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会

- 令和2年度審議事項
 - ・郡上特別支援学校事案を受けた再発防止の取組状況について
 - ・教職員の働き方改革プラン2020の進捗状況について
- 審議会開催回数…1回

2 教育に関する知事の附属機関

岐阜県私立学校審議会

- 令和2年度の審議事項
 - ・私立学校の設置、廃止等

高等学校の学則変更認可	1件	幼稚園の学則変更認可	1件
幼稚園の廃止認可	3件		

- 審議会開催回数…2回

岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会

- 令和2年度審議事項
 - ・岐阜県内で発生したいじめによる重大事態について
- 委員会開催回数…1回（書面開催）

第2部 教育予算

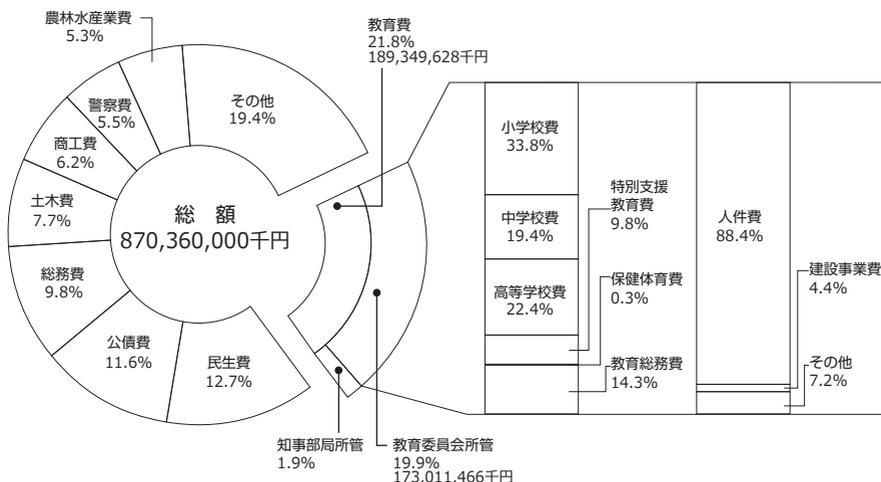
第1章 教育予算の概要

令和3年度教育委員会関係予算 総額で1,730億1,146万6千円

本県の令和3年度一般会計当初予算は、8,703億6千万円で、前年度当初予算に比べ3.4%の増となっている。

教育委員会関係予算は、岐阜県教育の目指す基本的な考え方「ふるさとに誇りをもち、『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」を実現するため、「岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）」に掲げる、5つの基本方針に沿った教育施策を計画的かつ総合的に展開するための予算編成を行っており、総額は1,730億1,146万6千円で、前年度当初予算に比べ0.2%の減となっている。

令和3年度 県予算と教育費



第2章 教育委員会予算の概要

☆は主な新規・拡充事業

I ギふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成

1 「ふるさと岐阜」を学ぶふるさと教育の充実

☆スーパー・インクワイアリー（探究）・ハイスクール事業費 1,100万円
 ・モデル校において、ICTの重点的な活用や大学等との幅広い連携を通じ、高度な知見・専門性に基づき教科横断的に課題を探究する学習を先行実施

○地域共創フラッグシップハイスクール事業費 1,900万円
 ・大学進学者の多い高校において、海外や自治体等と連携した地域課題の研究を実施し、ふるさとぎふへの愛着や地域社会人としての自覚を持つ人材を育成

- 「清流の国ぎふ」ふるさと魅力体験事業費 5,242万円
 - ・岐阜県が誇る自然・歴史・文化・産業等に関する施設や史跡等で行う体験活動を、小・中・高校、特別支援学校のすべての校種で実施し、「ふるさと岐阜」の魅力を学ぶ取組を推進
- 地域連携による活力ある高校づくり推進事業費 1,350万円
 - ・生徒数の動向から活性化が求められる高校において、学校の活性化に向け、地域と連携した学習活動支援策、活性化策を推進
- 地域課題探究型学習推進事業費 1,170万円
 - ・いわゆる中堅進学校において、大学研究者や企業経営者等による出前授業や実践研究を通じた、地域課題を発見・解決する学習を推進
- 地域産業の担い手育成総合戦略事業費 1,240万円
 - ・専門高校において、産学官連携による地域資源を生かした実践研究や地元企業の仕事や魅力を伝えるインターンシップを実施し、地域産業を担う人材を育成
- 地域創生キャリアプランナー設置事業費 4,688万円
 - ・就職希望者が多く、かつ進路先が多様な普通科設置校を中心に、学びの視点で学校と関係機関等をつなぐことのできる地域や企業に精通した外部人材を配置
- 岐阜県ふるさと教育表彰事業費 36万円
 - ・学校における「ふるさと教育」の実践を広め、県内学校の「ふるさと教育」への機運を一層高めるため、優れた取組を実践している学校を顕彰

2 地域と連携したキャリア教育の推進

- ☆高校生と中学生が共に学ぶキャリア支援事業費 534万円
 - ・中学生に進路について考えさせ、高校生に表現力と発信力を身に付けさせるため、専門高校での実習活動体験講座と、県内6地域で地区内の高校が学習成果を発信する高等学校フェアを開催
- ☆外国人児童生徒キャリア支援事業費 500万円
 - ・外国人児童生徒が将来の見通しを持ち、地域の一員として活躍できるよう、デジタル教材を用いた日本語・教科の指導方法開発やコーディネーターによるキャリア支援を実施
- 地域との協働によるプロフェッショナル人材育成事業費 1,000万円
 - ・岐阜工業高校内にあるモノづくり教育プラザ等において、機械、電気通信、建設、地域産業系学科に企業を招いた先進的な授業を展開することで、専門の人材を育成
- 高校生インターンシップ推進事業費 238万円
 - ・すべての県立高校において、就業体験を通じて主体的な進路の選択能力を育成できるインターンシップの推進体制を構築
- 地域産業の担い手育成総合戦略事業費（再掲） 1,240万円
 - ・専門高校において、産学官連携による地域資源を生かした実践研究や地元企業の仕事や魅力を伝えるインターンシップを実施し、地域産業を担う人材を育成
- 地域創生キャリアプランナー設置事業費（再掲） 4,688万円
 - ・就職希望者が多く、かつ進路先が多様な普通科設置校を中心に、学びの視点で学校と関係機関等をつなぐことのできる地域や企業に精通した外部人材を配置

3 国際理解教育の充実とグローバルに活躍する人材の育成

- ☆県立高校生海外型農業実習推進事業費 899万円
 - ・生徒が育てた農畜産物の売り上げを活用し、農業後継者育成のため、GAPや自然環境との両立を意識した農業実習を推進

- ☆外国語指導助手等設置費・活動費 2億2,446万円
 - ・全ての県立高校において生徒の英語4技能を育成するため、外国語指導助手（ALT）の授業を週1回程度受講できるよう配置を拡充するとともに、学校における国際理解教育をサポートするための国際交流員を総合教育センターに配置
- グローバル化対応教員育成事業費 946万円
 - ・グローバル人材育成に対応するため、英語担当教員に対する実践的な研修を充実し、語学力を向上させるとともに指導力を強化
- 海外交流支援事業費 1,162万円
 - ・県立高校における海外の姉妹校との交流を促進するとともに、高校生の海外留学費用の支援（原則1年間）や留学フェアの開催により海外留学を促進
- 地域共創フラッグシップハイスクール事業費（再掲） 1,900万円
 - ・大学進学者の多い高校において、海外や自治体等と連携した地域課題の研究を実施し、ふるさとぎふへの愛着や地域社会人としての自覚を持つ人材を育成
- 「英語4技能」の育成
 - ・小・中・高等学校で段階的に育成するための指標となる『学習到達目標』を作成するとともに、デジタル教材や表現集等の活用を組み合わせ、英語4技能を育成

4 優れた才能や個性を伸ばす教育の推進

- 学力向上総合推進事業費 1,050万円
 - ・児童生徒に確かな学力を身に付けさせるため、興味・関心や優れた能力を伸ばすセミナーや英語スピーチコンテスト等様々なコンテストを開催
- 理数教育フラッグシップハイスクール事業費 1,150万円
 - ・次期学習指導要領において求められる、自らが主体的に課題を発見し、その解決を図ることができる生徒の育成を推進するため、県内5高校を指定し、教育カリキュラムを研究・開発
- 理科・数学教育設備充実費 1,900万円
 - ・学習指導要領に対応した理科教育に関する備品の整備及び老朽化した備品の更新を推進し、理科教育を充実
- 学校体育指導事業費 177万円
 - ・体育の授業や運動部活動を担当している教職員に対し、指導力の向上を図る研修会等を実施
- 運動部指導者派遣・研修事業費 1,099万円
 - ・専門的技量を有する社会人指導者を高校の運動部活動に派遣するとともに、指導者養成のための研修を実施

5 産業教育の推進

- ☆デジタル化対応産業教育装置整備事業費 16億9,200万円【令和2年度3月補正】
 - ・デジタル化に対応した実習装置を各県立専門高校に配備し、実習を通じ、ICTを活用し地域の産業界に貢献できる人材を育成
- 産業教育振興設備整備費 1億5,900万円
 - ・産業教育の充実のため、実習装置・設備の整備や修繕等を計画的に実施
- 学校農場基盤整備費 512万円
 - ・生産の効率化を図り、生産性の向上に資するとともに、生徒の実験実習における安全を確保するため、県立学校の農場基盤を整備

- 地域産業の担い手育成総合戦略事業費（再掲） 1,240万円
 - ・専門高校において、産学官連携による地域資源を生かした実践研究や地元企業の仕事や魅力を伝えるインターンシップを実施し、地域産業を担う人材を育成
- 地域との協働によるプロフェッショナル人材育成事業費（再掲） 1,000万円
 - ・岐阜工業高校内にあるモノづくり教育プラザ等において、機械、電気通信、建設、地域産業系学科に企業を招いた先進的な授業を展開することで、専門的人材を育成

6 未来を創り出す人材を育成する学校づくりと地域との連携の推進

- ☆学校運営協議会等設置費 927万円
 - ・全ての県立学校に学校運営協議会を設置し、学校運営に協議会委員の意見を反映させたコミュニティ・スクールにすることで、地域に根差した学校づくりを推進
- コミュニティ・スクール推進体制構築事業費補助金 160万円
 - ・学校運営協議会の設置を進める市町村に対して、学校運営協議会の運営や、地域との連絡・調整を行う人材の配置に係る経費を補助
- 進学指導推進事業費 640万円
 - ・近年減少傾向にある、いわゆる難関大学への県立学校からの合格者数の増加を図るため、普通科がある高校を中心に、教師の進学指導力や生徒の学力の向上を推進
- 地域連携による活力ある高校づくり推進事業費（再掲） 1,350万円
 - ・生徒数の動向から活性化が求められる高校において、学校の活性化に向け、地域と連携した学習活動支援策、活性化策を推進
- 高等学校における単位制導入の推進 教職員201人
 - ・個別のより高度な学習ニーズへの対応、大学合格実績の向上、大学から就職までを含めた多様な進路希望に対応するための単位制を導入

II 多様な学びを支援する教育体制の充実

1 特別支援教育の推進

- ☆特別支援教育ICT活用充実事業費 375万円
 - ・入院生徒や訪問教育を受ける児童生徒が授業にリモート参加できるよう環境を整備し、学習機会を確保するとともに、生徒の実態に応じた在宅勤務モデルケースを企業等と連携して構築し、就労機会の拡大を推進
- ☆聴覚障がい児童早期支援事業費 242万円
 - ・飛騨特別支援学校において、聴覚障がい支援専門教員を中心に、岐阜聾学校と連携した幼児教室を開催
- ☆通級指導 教職員307人
 - ・通常学級に在籍しながら、特別な指導を行う必要がある児童生徒に対して、週1～3時間専門教室において指導
- ☆高等学校での通級指導担当教員の配置 教職員8人
 - ・高等学校に通級による特別の指導(少人数コミュニケーション講座)を導入するためのモデル配置
配置校 山県、不破、東濃、華陽フロンティア、東濃フロンティア、飛騨高山
- ☆医療的ケア看護師の配置 常勤看護師7人 非常勤看護師34人
 - ・特別支援学校における近年の障害の重度重複化傾向による、痰の吸引、経管栄養、導尿等医療的なケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、常勤または非常勤の看護師を配置

- 聴覚障がい児童生徒支援充実事業費 297万円
 - ・岐阜県立学校等に在籍する聴覚障がいのある児童生徒に対し、音声を文字情報に変換するソフトを活用した学習支援を行うほか、東濃及び飛騨地域において、聴覚障がい教育に関する研修会及び保護者向け相談会を開催
- 発達障がい実践的指導力研修事業費 34万円
 - ・通常学級を担当する小・中・高等学校の教員に対し、高等学校で実施している少人数コミュニケーション講座での指導から発達障がい支援に関わる実践的内容を学ぶ研修や、専門家による事例検討形式の研修を実施
- 特別支援学校遠隔授業推進事業費 102万円
 - ・肢体不自由及び病弱の高等部生徒に対するオンラインによる授業を実施し、他者と関りながら学ぶ機会を保障
- 特別支援学校就労支援オフィス設置費・運営費 1億103万円
 - ・特別支援学校等内に就労支援オフィスを新設し、特別支援学校の卒業生等をスタッフとして雇用し、特別支援学校での教員経験のある支援員の指導のもと、就労に必要なコミュニケーション能力や意欲・態度を養成
- スクールバス購入費 6,542万円
 - ・特別支援学校の児童生徒の通学に係る負担を軽減するため、スクールバスの乗車時間が概ね60分以内となるようスクールバスを整備
令和3年度整備 4台（更新4台）
- 高等学校特別支援教育支援員配置事業費 5,733万円
 - ・発達障がいのある生徒や肢体不自由・病弱等の生徒の学校での学習・生活を個別支援するため、対象生徒が在籍する高校へ特別支援教育支援員を配置
- 発達障がい総合支援推進事業費 309万円
 - ・発達障がい等のある生徒への支援を強化するため、教育的ニーズに応じた多様な学びの場として、高校において少人数コミュニケーション講座を実施
- 特別支援学校就労支援総合推進事業費 931万円
 - ・特別支援学校高等部・高等特別支援学校の生徒に対する職業教育の充実及び就労支援の強化を図るため、「働きたい！応援団ぎふ」の登録企業拡大や就業体験・企業内作業学習を推進
- 特別支援学校インクルーシブ教育システム構築事業費 521万円
 - ・一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じて、地域の学校や人々と共に学び合う交流及び共同学習を推進
- 特別支援教育医療的ケアサポート事業費 237万円
 - ・特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒が、学校の授業を安全に受けられるよう医療的ケアの実施体制を整備
- 医療的ケア児校外学習活動充実事業費 166万円
 - ・特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒が、保護者が同伴しなくても安心して校外学習等に参加できるよう医療的ケア実施体制を整備
- 発達障がい支援担当教員養成事業費 167万円
 - ・発達障がいのある児童生徒に対する指導教員育成のため、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）等の通級担当教員の基礎的な指導力の習得を目的とした養成プログラムを実施
- 就労支援コーディネーター事業費 1,158万円
 - ・特別支援学校の就労支援のセンター的機能を担う就労支援統括コーディネーターを岐阜清流高等特別支援学校に配置し、就労情報を集約・発信。また、高等特別支援学校2校に就労支援地域コーディネーターを配置し、実習・雇用の受け入れ企業を開拓

- ☆小中適応支援非常勤講師の配置 非常勤講師140人
- ・障がいのある児童生徒が在籍する通常学級に対し配置し、チームティーチングにより指導
- 特別支援教育充実のための養護教諭の配置 教職員2人
- ・近年のADHDやLDなど発達障がいに対する支援体制の強化策として、心身・医療的側面から専門的に指導・援助ができる養護教諭を配置
- 特別支援教育担当充て指導主事の配置 教職員6人
- ・障がいのある幼児、児童生徒に関する相談、就学指導や小中学校における特別支援教育体制整備への支援を実施
- 特別支援学校のセンター的機能の充実 教職員7人
- ・特別支援教育における地域のセンターとしての機能を発揮するため、教員を配置
配置校 岐阜卓、岐阜聾、大垣特支、郡上特支、関特支、大濃特支、飛騨特支

2 学びのセーフティネットの構築と学びの再チャレンジの推進

- 公立高等学校等専攻科支援金 89万円
- ・公立高等学校の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、授業料に充てるための支援金を支給
- 県選奨生奨学金 9,094万円
- ・学業成績が優秀であり、かつ、心身が健全であって経済的理由により修学が困難な生徒に対して奨学金を貸与
- 高等学校奨学金 1,418万円
- ・勉学意欲がありながら、経済的理由により高校等での修学が困難な生徒に対して、成績要件なしで奨学金を貸与
- 子育て支援奨学金 1,700万円
- ・教育費の負担が大きくなる高校生の時期に、子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の生徒を対象に、成績要件や所得要件なしに奨学金を貸与
- 定時制・通信制課程修学奨励費 806万円
- ・高等学校の定時制通信制課程に在学する生徒に対し、修学奨励費を貸与（卒業を条件に返還義務は免除）
- 公立高等学校等就学支援金 41億12万円
- ・年収約910万円未満の世帯の生徒等に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給
- 高校生等奨学給付金 4億9,778万円
- ・保護者（親権者）が岐阜県に在住し、保護者（親権者）全員の市町村民税所得割が非課税（相当）である世帯の公立高校生等に対して奨学給付金を給付
- 公立高等学校等学び直し支援金 165万円
- ・中途退学後に再入学した生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金相当額を支給（要件は公立高等学校等就学支援金に同じ）
- 定時制通信制教科書等給与費補助金 80万円
- ・勤労青少年の高等学校定時制通信制課程への修学を円滑にし、教育の機会均等を確保するため、必要な教科書購入費を補助

3 多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の推進

- ☆外国人児童生徒キャリア支援事業費（再掲） 500万円
・外国人児童生徒が将来の見通しを持ち、地域の一員として活躍できるよう、デジタル教材を用いた日本語・教科の指導方法開発やコーディネーターによるキャリア支援を実施
- ☆外国語指導助手等設置費・活動費（再掲） 2億2,446万円
・全ての県立高校において生徒の英語4技能を育成するため、外国語指導助手（ALT）の授業を週1回程度受講できるよう配置を拡充するとともに、学校における国際理解教育をサポートするための国際交流員を総合教育センターに配置
- 外国人児童生徒支援体制整備事業費補助金 2,000万円
・外国人児童生徒が集住する市町村が、指導・支援体制を構築するために行う拠点校への適応指導員の配置等に要する経費を補助
- 外国人児童生徒適応指導員配置事業費 8,203万円
・外国人児童生徒の母国語が使用できる指導員を関係教育事務所及び県立学校に配置し、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応指導や日本語指導を実施
配置 教育事務所 ポルトガル語6人、タガログ語6人、中国語1人
県立学校 ポルトガル語3人、タガログ語7人、中国語3人
- 小中学校における日本語指導教員等の配置 教職員58人 非常勤講師44人
・校内に設置した「日本語指導教室」で外国人児童生徒に対して日本語指導や、学校生活への適応指導、家庭との連絡などを実施
- 高等学校における外国人生徒支援教員の配置 教職員10人
・日本語指導の必要な外国人生徒が複数名在籍する高校に対して教員を配置し、外国人生徒を対象とする選択科目の開設や、放課後、空き時間の日本語指導に対応
配置校 東濃高校、加茂高校定時制

4 いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底

- ☆スクールカウンセラー設置費・事業推進費 3億6,411万円
・中学校に加え、高等学校・特別支援学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールカウンセラー全員を対象に、児童生徒の臨床心理に関する専門的な研修を実施
- ☆地域担当生徒指導充て指導主事 教職員7人
・警察、各学校の生徒指導主事及び各種協議会と連携し、補導業務や不審者対策等地域の広域的な生徒指導を担当
- 不登校児童生徒の学習支援体制整備事業費 60万円
・県内のフリースクール等民間団体の現状を把握し、学校外においても学習支援を行うことができる連携体制を整備するとともに、「岐阜県フリースクール等ガイドライン」を作成
- SNSを活用した相談体制構築事業費 1,100万円
・中学生・高校生等を対象としたSNSを活用した教育相談を、夏季休業明け前後に加え、冬季休業明け等にも実施
- 県立学校いじめ防止等対策組織運営費 185万円
・すべての県立学校がいじめ防止等対策組織に臨床心理士を配置し、専門家の立場からの意見を参考に実効のないいじめ問題の解決を図る
- ☆いじめ防止総合対策費 760万円
・いじめ防止のため、いじめ対策チーム等の組織を設置し運営するとともに、いじめ対策として事例研究で学ぶいじめ事案の対応研修会を開催する

- スペシャリストサポート事業費 1,191万円
 - ・学校だけでは対応が困難な事案が発生した際に、専門的な知識・知見に基づく対応策等の助言を得て適切な初期対応・早期解決を図るために、外部の専門家を派遣
- スクールソーシャルワーカー活用事業費 1,760万円
 - ・児童生徒が抱える貧困などの課題を把握し、関係機関との連携を支援するため、社会福祉士等を公立小・中学校や高等学校・特別支援学校へ派遣
- 子供SOS24電話相談事業費 427万円
 - ・児童生徒や保護者の抱える悩みを受けとめる相談窓口として、夜間・休日・祝日も含めた24時間体制で電話相談を実施
- いじめ・不登校等未然防止事業費 282万円
 - ・児童生徒の自己肯定感等を高める学校づくりを通して、いじめ等を未然防止するため、学識経験者等を公立学校等に派遣
- 学校教育ネット安全・安心推進事業費 245万円
 - ・インターネットによるいじめや犯罪被害等から児童生徒を守るため、インターネット上の児童生徒に関する問題のある書き込みや画像等について検索・監視を実施
- 別室登校児童学習サポート事業費 945万円
 - ・小学校での別室登校児童に対して、別室での学習サポートにより、基礎学力の定着を図るとともに、当該児童の早期教室復帰や、進級、進学後における不登校の未然防止を図るため、各教育事務所管内の指定校（小学校）に別室登校児童学習支援員をモデル的に配置
- いじめ・不登校対応教員の配置 教職員76人
 - ・いじめ、不登校が深刻化した生徒指導の困難校に配置（校内の指導体制の確立、教員の指導・研修、他機関との連携、保護者の啓発等を担当）
- いじめ不登校対策事業 非常勤講師140人
 - ・生徒数が急増し、問題が発生しやすくなる学年に非常勤講師を配置し、担任とのチームティーチングにより、きめ細かく対応

Ⅲ 未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進

1 これからの時代に求められる資質・能力の育成

- ☆少人数学級の充実 教職員169人
 - ・1学級35人以下となるよう、少人数学級編制を小学校1～3年生及び中学校1年生に加え、小学校4年生で実施
- 活用力を育む問題作成・配信事業費 110万円
 - ・新学習指導要領の趣旨である「教科等横断的な視点に立った資質・能力」を育成するための問題を作成し、小中学校に提供
- 教科学習Webシステム構築・運営費 1,719万円
 - ・児童の学習状況の把握や教員の負担軽減のため、小学校1～6年生の算数を対象とした教科学習Webシステム（GIFUWebラーニング）を運用
- 学校における先端技術の活用に関する実証事業費 2,000万円
 - ・教科学習Webシステムの高機能化を図り、児童の個々の理解力に応じた学習内容が提供できるツールを開発
- ICT・プログラミング教育推進事業費 300万円
 - ・デジタル教科書及びタブレット等を活用する授業、プログラミング教育に焦点を当てた授業の実践研究を行い、その成果を普及するほか、各教育事務所に必要な教材や機器を整備

- 「英語4技能」の育成（再掲）
 - ・小・中・高等学校で段階的に育成するための指標となる『学習到達目標』を作成するとともに、デジタル教材や表現集等の活用を組み合わせ、英語4技能を育成
- 小学校専科指導教員の配置 教職員104人 非常勤講師550人
 - ・新学習指導要領で育むべき資質・能力の向上や、小学校における持ち授業時間数の平準化および高学年担当教員の空き時間数確保のため、教科に関する専門的指導を行う専科指導教員を配置
- 少人数指導の継続 教職員386人 非常勤講師397人
 - ・25人以下の学習集団で個に応じたきめ細やかな指導を行うことにより、学力の定着を図るための少人数指導を実施
- 教科担当充て指導主事 教職員40人
 - ・児童生徒一人一人に確かな学力を身に付けさせるため、教師の指導力の向上を目指し、研修事業や訪問指導を行うため、各教育事務所に配置
- 高校指導法改善 教職員5人
 - ・高校において英語等の授業で習熟度別少人数指導を実施するため配置

2 ICTを活用した学習活動の充実

- ☆「ICT教育推進室」の新設
 - ・現場で実践する教員と連携し、学校の取組を支援するため、ICTを積極活用した教育施策の企画立案・基盤の維持、研修を推進する専任組織を設置
- ☆ICTを活用した教育力向上研究事業費 220万円
 - ・ICT関連企業や大学と連携し、正解のない課題について他者とともに答えを見出す能力を習得させるための授業のあり方を研究
- ☆課題解決型学習指導力向上研修事業費 201万円
 - ・ファシリテーションやコーチング、メンタリング等の考え方や課題解決型学習を展開する技法の習得等に関する教員研修を実施
- ☆ICT教育基盤運営事業費 1億1,230万円
 - ・文系、理系、実習など授業展開に応じた配信環境の構築、1人1台端末への学習支援ソフト導入により、県立学校におけるICTを活用した学習環境を整備
- ☆ICT活用モデルの構築・推進事業費 353万円
 - ・小中学校の全ての教科で、整備したICT環境を活用した授業を実施できるよう、教育事務所の教員が、具体的な活用例の提示や助言を実施
- 県立学校ICT環境整備事業費 2億1,858万円
 - ・全県立学校の普通教室や理科室などの特別教室に、大型展示装置、無線LAN、パソコンなどのICT環境やデジタル教材を整備
- 特別支援学校遠隔授業推進事業費（再掲） 102万円
 - ・肢体不自由及び病弱の高等部生徒に対するオンラインによる授業を実施し、他者と関りながら学ぶ機会を保障
- コンピュータ教育支援 教職員15人
 - ・コンピュータを活用した授業の実施や、情報モラル教育を推進するための中心となる教員を配置

3 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

- 高等学校における演劇等ワークショップ事業費 1,797万円
・演劇等の自己表現を通して、コミュニケーション能力や自己表現力の向上を図るため、県立高校にプロの演出家や俳優等を講師として招へいし、演劇表現等のワークショップを開催
- 道徳教育徹底指導事業費 352万円
・児童生徒の豊かな心と望ましい道徳性の涵養を図るため、学校・家庭・地域社会が連携し、地域ぐるみの道徳教育を充実

4 人権教育の推進

- 人権教育推進事業費補助金 163万円
・児童生徒の人権感覚の向上と地域ぐるみの人権教育を推進
- 人権教育対策活動費 185万円
・「岐阜県人権教育基本方針」の周知徹底を図るとともに、今日的な人権課題について教員の理解を深め、各学校における指導の充実を図るため研修を実施
- 人権教育開発事業費 169万円
・基本的人権の精神を高め、一人一人を大切にされた教育及び学校における人権教育に関する指導方法の改善・充実を図るため、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を推進

5 主権者教育などの現代的な課題に対応した教育の推進

- ☆法教育推進事業費 100万円
・主権者として社会の中で自立、他者と連携・協働しながら社会で生き抜く力を、生徒に身に付けさせるため、県立学校において弁護士等の専門家による講義を開催

6 体力づくりの推進

- 学校体育指導事業費（再掲） 177万円
・体育の授業や運動部活動を担当している教職員に対し、指導力の向上を図る研修会等を実施
- 運動部指導者派遣・研修事業費（再掲） 1,099万円
・高校の運動部活動に専門的技量を有する社会人指導者を派遣するとともに、指導者養成のための研修を実施

7 健康教育・食育の推進

- ☆健康教育支援事業費 139万円
・性に関する犯罪や暴力の防止等について正しく理解するため、産婦人科医等の専門家による講座を開催
- 学校保健総合支援事業費 80万円
・児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携など課題解決に向けた具体的取組を支援

- G I F U食のマイスタープロジェクト事業費 150万円
 ・生涯にわたって健全な心身を養うため、学校段階に応じた食に関する実践力を身に付ける取組を実施
- 食育充実のための栄養教諭の配置 教職員（小中）147人（特支）20人
 ・学校の食の安全面、安心面の管理が行き届くよう、食の衛生管理を充実（県立学校：学校栄養職員から栄養教諭への任用替えの推進）

8 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

- 幼児教育総合推進事業費 140万円
 ・幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の円滑な接続のための岐阜県版接続期カリキュラムの普及・啓発を行うとともに、各園・学校の好事例を収集し県内へ普及

IV 勤務環境の改革と教職員の資質向上

1 長時間勤務・多忙化解消に向けた取組の推進

- ☆デジタル採点システム導入事業費 624万円
 ・定期試験等の採点業務の効率化を図り教員の負担を軽減するため、答案を読み込みパソコンで採点・集計業務ができるシステムのソフトを、全ての県立高校に導入
- ☆部活動地域移行推進事業費補助金 300万円
 ・休日に高校生が部活動に代わって活動する場を提供する地域の団体（総合型地域スポーツクラブ等2団体）に対して生徒の受け入れ経費を補助
- ☆地域運動部活動推進事業費 480万円
 ・休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材の確保などの総合的な課題に取り組むと共に、ICT活用によるスポーツ等の活動機会の充実に向けた実践研究を実施
- 小学校専科指導教員の配置（再掲） 教職員104人 非常勤講師550人
 ・新学習指導要領で育むべき資質・能力の向上や、小学校における持ち授業時間数の平準化および高学年担当教員の空き時間確保のため、教科に関する専門的指導を行う専科指導教員を配置
- 県立学校部活動指導員・部活動アシスタント設置費 1億8,516万円
 ・県立学校の部活動の技術面での指導や顧問の補佐的業務を担う部活動アシスタントの配置に加え、単独で部活動の指導や引率を行う部活動指導員を県立高校に配置
- 県立学校業務アシスタント設置費 6,683万円
 ・会計事務やデータ入力等の効率化を図るため、業務アシスタントをすべての県立学校に配置
- スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金 1億3,300万円
 ・小中学校の教職員の補助として、学習プリントの印刷業務等を行うサポートスタッフを支援
- 県立高等学校校務支援システム運営費 1,467万円
 ・県立高校における情報漏洩防止及び教員の業務負担軽減の観点から、センターサーバー型の統一したシステムにより生徒の成績等個人情報を含む校務全般のデータを管理
- 農場管理支援事業費 1,717万円
 ・県立高校における農業科の教諭・実習助手が行っている学校農場での業務のうち、土日祝日の管理業務を外部人材に委託することで、農業教員の時間外業務の縮減を図り、働き方改革に寄与

- 部活動ガイドラインを踏まえた適切な部活動の推進
 - ・部活動ガイドラインを踏まえた各学校の方針に基づき、部活動における「質」の向上と適正化を図り、持続可能な部活動の運営を推進
- スクールカウンセラー設置費・事業推進費（再掲） 3億6,411万円
 - ・中学校に加え、高等学校・特別支援学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールカウンセラー全員を対象に、児童生徒の臨床心理に関する専門的な研修を実施
- スクールソーシャルワーカー活用事業費（再掲） 1,760万円
 - ・児童生徒が抱える貧困などの課題を把握し、関係機関との連携を支援するため、社会福祉士等を公立小・中学校や高等学校・特別支援学校へ派遣

2 ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決

- 岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会等設置費 320万円
 - ・ハラスメントや過労死等の疑いのある事案を調査・審議する第三者機関を設けるとともに、弁護士による外部相談窓口や臨床心理士による相談が受けられる体制を整備
- 教職員相談対応専門職設置費 285万円
 - ・ハラスメント等に関する悩みを抱えた教職員が相談しやすい環境をつくるため、県教育委員会内に専用相談窓口を設置
- こころの定期健康診断事業費 603万円
 - ・メンタル不調の早期発見とセルフケアの推進のため、Webを利用したストレスチェックを実施するとともに、高ストレス者または過重労働者に対するセルフケアの啓発と医師の面談を実施
- メンタルヘルス対策費 294万円
 - ・日々の健康管理に繋がるよう疲労やストレスを測定するシステムを導入するとともに、精神科医師による「心の健康相談室」を設置するほか、ラインケア充実のための研修や啓発等を実施
- 健康管理運営事業費 149万円
 - ・若年層からの生活習慣病予防に関する保健指導や啓発等を実施

3 体罰、不祥事の根絶とコンプライアンス意識の確立

- 研修事業費（教職員の体罰・不祥事根絶に向けた取組の推進）
 - ・体罰を根絶するとともに不祥事を絶対に起こさないよう、常に適切な指導ができる資質・能力を高める教職員研修を実施
- 研修事業費（教職員のコンプライアンス意識の確立）
 - ・新任管理職研修や初任者研修などの経年研修において、服務規律遵守及び倫理の保持に向けた意識強化を図る研修を実施

4 働きやすい環境づくりに向けたマネジメント力の向上と組織体制の確立

- 主幹教諭の配置 教職員42人
 - ・学校が直面する課題について、組織を有機的に生かし、迅速かつ本質的に解決するために各都市の生徒指導上の拠点校に配置
- 研修事業費（労務管理に関する研修の実施）
 - ・ミドルリーダーや管理職に対して、教職員の正確な勤務時間の管理をはじめとする労務管理や、働きがいのある良好な職場環境づくりを推進するための研修を実施

5 優れた教職員の確保と資質・能力の向上

- 自ら学ぶ教職員応援事業費補助金 200万円
 - ・若い教職員を中心としたグループが公務外で自主的に行う研修及び研究活動を支援
- 教職員採用試験費 520万円
 - ・人物重視の採用を行うために充実した面接試験を行うとともに、実践的指導力を推し量る実技試験等を実施
- 初任者研修 教職員114人
 - ・各学校の新規採用教員に応じて、指導教員を配置
- 初任者研修非常勤講師 非常勤職員757人
 - ・各学校の新規採用教員に応じて指導教員を配置するとともに、初任者が校内外研修等を受講する際の後補充非常勤を設置
- 団塊シニア人材バンク
 - ・企業や行政等で長年活躍し退職した団塊の世代の方で、教員免許状を所有し、豊かな経験を教育の場で生かす熱意のある方を登録するため人材バンクを設置
- 研修事業費 1,178万円
 - ・経験年数や職務に応じて、教職員として身に付けるべき資質・能力の習得や専門的知識を高める研修に加え、新任教員の実践的指導力と使命感を養うため、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、1年間の研修を実施
- 新規採用公立幼稚園指導員の設置 1,123万円
 - ・新規採用公立幼稚園職員として、基礎的な知識の習得と専門職としての実践的指導力の育成及び資質の向上を図るため、指導員を配置し、園内研修を充実

V 学びを支援する安全・安心な教育環境づくり

1 学校施設の整備の充実

- 可茂特別支援学校施設整備事業費 3億4,237万円
 - ・可茂特別支援学校の校舎増築工事に着手
- 老朽校舎改築事業費 15億4,246万円
 - ・平成30年度に策定した基本計画に基づき、県立高校6校において老朽化が著しい校舎を計画的に改築
- その他学校建設事業 51億2,902万円
 - 校舎等改修 45億6,411万円
 - その他施設整備 5億6,491万円
- 学校環境衛生設備整備費 49万円
 - ・学校保健安全法に位置づく学校環境衛生基準において、二酸化窒素測定器により年2回の検査を実施する機器等の配備や性能検査を実施

2 ICTの環境整備と利活用の推進

- ☆「ICT教育推進室」の新設（再掲）
 - ・現場で実践する教員と連携し、学校の取組を支援するため、ICTを積極活用した教育施策の企画立案・基盤の維持、研修を推進する専任組織を設置
- ☆ICTを活用した教育力向上研究事業費（再掲） 220万円
 - ・ICT関連企業や大学と連携し、正解のない課題について他者とともに答えを見出す能力を習得させるための授業のあり方を研究

- ☆課題解決型学習指導力向上研修事業費（再掲） 201万円
 - ・ファシリテーションやコーチング、メンタリング等の考え方や課題解決型学習を展開する技法の習得等に関する教員研修を実施
- ☆ICT教育基盤運営事業費（再掲） 1億1,230万円
 - ・文系、理系、実習など授業展開に応じた配信環境の構築、1人1台端末への学習支援ソフト導入により、県立学校におけるICTを活用した学習環境を整備
- ☆ICT活用モデルの構築・推進事業費 353万円
 - ・小中学校の全ての教科で、整備したICT環境を活用した授業を実施できるよう、教育事務所の教員が、具体的な活用例の提示や助言を実施
- 県立学校ICT環境整備事業費（再掲） 2億1,858万円
 - ・全県立学校の普通教室や理科室などの特別教室に、大型展示装置、無線LAN、パソコンなどのICT環境やデジタル教材を整備
- 県立高等学校校務支援システム運営費（再掲） 1,467万円
 - ・県立高校における情報漏洩防止及び教員の業務負担軽減の観点から、センターサーバー型の統一したシステムにより生徒の成績等個人情報を含む校務全般のデータを管理

3 子どもたちの安全・安心の確保と危機管理体制の充実

（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策）

- ☆学習指導員やスクール・サポート・スタッフ等の配置 3億726万円
 - ・児童生徒の学習定着・習熟度にあつたきめ細かな指導、学習施設の消毒をはじめとする衛生対策等に必要となる人材を学校に配置
 - 学習指導員（小・中439人）、スクール・サポート・スタッフ（小・中577人）、
 - 教師業務支援員（178人）
- ☆感染症対策スクールバス運行委託費 3億4,470万円
 - ・登校時の車内の密を避けるため、乗車定員の2分の1以下の人数となるよう県立特別支援学校のスクールバスを増車
- ☆感染症対策等学校教育活動継続事業費 1億9,520万円【令和2年度3月補正】
 - ・学校現場の判断で、感染症対策に必要な衛生物品等を機動的に整備

（健康教育の推進、自然災害への備え他）

- ☆学校防災体制支援事業費 75万円
 - ・各学校作成の「危機管理マニュアル」やコロナ感染対策等を踏まえた「避難所運営支援計画」について、防災専門家等の助言を受け、見直し・改善を実施
- ☆健康教育支援事業費（再掲） 139万円
 - ・性に関する犯罪や暴力の防止等について正しく理解するため、産婦人科医等の専門家による講座を開催
- 食物アレルギー対策事業費 45万円
 - ・教職員等が食物アレルギーに対し正しい理解と対応ができるよう、市町村が開催する食物アレルギー対応研修等へ専門家の派遣等を実施
- 「命を守る」防災教育推進事業費 100万円
 - ・防災教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領の全面実施を見据え、指導計画の策定、教員の防災知識の向上を図るなど、子どもたちが「命を守る」行動を起こす力を育む防災教育を推進
- 学校防災強靱化推進事業費 96万円
 - ・地区ごとに選出された県立学校防災担当教員が防災士の資格取得するほか、防災教育スペシャリスト養成研修の開催など、学校防災の強靱化を推進

- 学校安全支援事業費 171万円
 - ・公立学校に防災や防犯、交通安全の各分野の専門家を派遣する等により、児童生徒の安全教育の推進と職員の安全管理を充実
- 学校安全総合支援事業費 204万円
 - ・地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、組織的な取組と外部専門家の活用を進めるとともに、国公立学校間の垣根を超えた連携を促進
- 県立学校AED整備事業費 223万円
 - ・心肺停止時における救急救命の観点から、県立高校及び特別支援学校にAEDを設置
- 学校緊急連絡メール配信事業費 206万円
 - ・非常時に保護者等へ必要な情報を一斉配信するとともに、毎月「心のアンケート」を実施するため、県立学校に緊急連絡用メールサービスを整備
- 日本スポーツ振興センター共済給付金 1億2,256万円
 - ・県立学校の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病、障害、死亡に対して、医療費、障害見舞金、死亡見舞金を支給

4 家庭や地域と学校が連携した教育環境づくりの推進

- 高等学校PTA連合会事業費補助金 87万円
 - ・高等学校におけるPTA指導者の資質の向上と、会員の学習意欲を高め、家庭教育への理解を図るため、高等学校PTA連合会の事業費の一部を補助
- 県PTA連合会事業費補助金 121万円
 - ・小中学校におけるPTA指導者の資質の向上と、会員の学習意欲を高め、家庭教育への理解を図るため、岐阜県PTA連合会の事業費の一部を補助

令和3年度予算項目別一覧表

(単位：千円)

区 分	令和2年度当初予算額	令和3年度当初予算額
教育総務費	25,077,036	24,683,115
教育委員会費	8,082	8,022
事務局費	2,609,996	2,693,721
教職員人事費	14,752,569	14,168,880
教育指導費	1,992,995	2,240,105
恩給及び退職年金	47,256	41,558
進学奨励費	4,890,687	4,780,268
教育財産管理費	773,368	748,478
社会教育振興費	2,083	2,083
小学校費	58,781,757	58,424,222
中学校費	33,710,019	33,626,517
高等学校費	39,883,031	38,754,611
高等学校総務費	31,774,736	30,849,687
高等学校管理費	2,048,675	1,961,070
教育振興費	213,898	183,115
学校建設費	5,845,722	5,760,739
特別支援教育費	15,358,625	16,961,833
特別支援教育総務費	13,830,234	14,494,570
特別支援教育振興費	917,148	1,213,214
学校建設費	611,243	1,254,049
保健体育費	591,952	561,168
学校健康教育費	481,814	476,947
体育振興費	110,138	84,221
合 計	173,402,420	173,011,466

第 3 部 管 理

第 1 章 学校管理

第 1 節 公立小・中・義務教育学校

1 小 学 校（義務教育学校の前期課程含む。）

年 度	学 校 数			児童数	学級数	学級編制 基 準	学級平均 児 童 数
	本 校	分 校	計				
3	361	1	362	101,447	4,408	40 (35)	23.0
2	366	0	366	103,746	4,389	40 (35)	23.6
元	368	0	368	105,375	4,419	40 (35)	23.8
30	369	1	370	106,881	4,431	40 (35)	24.1

本年度の学級編制基準は、次のとおりである。

単式学級	40人（ただし第1～4学年は35人）
複式学級	{ 1年生を含む2の学年 8人 { それ以外の2の学年 15人
特別支援学級	

児童に基本的な生活習慣や学習習慣をより確実に身に付けさせるために、「小学校1年生、2年生、3年生及び4年生における少人数学級編制」を実施している。

平成13年度から順次実施している少人数指導と合わせ、個に応じたよりきめ細かい指導ができるための効果的な教職員の配置に努めている。

本年度の小学校（義務教育学校の前期課程含む。）教員配当基準は、次のとおりである。

学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数
1	1	11	13	21	24	31	36
2	2	12	14	22	26	32	37
3	4	13	15	23	27	33	38
4	5	14	17	24	28	34	39
5	7	15	18	25	29	35	41
6	8	16	19	26	30	36	42
7	9	17	20	27	31	37	43
8	10	18	21	28	32	38	44
9	11	19	22	29	33	39	45
10	12	20	23	30	35	40	46

2 中学校（義務教育学校の後期課程含む。）

年 度	学 校 数			生徒数	学 級 数	学級編制 基 準	学級平均 生徒数
	本 校	分 校	計				
3	177	1	178	53,098	1,925	40 (35)	27.6
2	177	1	178	53,061	1,909	40 (35)	27.8
元	177	1	178	53,430	1,912	40 (35)	27.9
30	179	1	180	54,308	1,922	40 (35)	28.3

本年度の学級編制基準は、次のとおりである。

単式学級 40人（ただし、第1学年は35人）

複式学級 編制しない

特別支援学級 8人

本年度の中学校（義務教育学校の後期課程含む。）教員配当基準は、次のとおりである。

学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数
1	4	11	18	21	33	31	49
2	6	12	19	22	35	32	51
3	7	13	20	23	36	33	52
4	8	14	22	24	37	34	54
5	9	15	24	25	39	35	55
6	10	16	25	26	40	36	56
7	12	17	27	27	42	37	57
8	14	18	29	28	43	38	58
9	15	19	31	29	45	39	60
10	17	20	32	30	47	40	61

3 学校の新設・統廃合

戦後の学制改革によって発足した小・中学校は、その後さまざまな経緯を経て、より良いものへと整備充実が図られてきている。

本県においては、昭和28年市町村合併促進法の制定以来、適正な規模によって教育効果の向上を図る意味から学校の統廃合が進み、令和3年4月1日現在、小学校360校、中学校176校、義務教育学校2校となっている。統廃合による適正規模として、学級数について、小・中学校においては12学級から18学級まで、義務教育学校においては18学級から27学級までとされており、また、通学距離について、小学校においては4キロメートル以内、中・義務教育学校においては6キロメートル以内とされているが、学校規模を重視する余り、無理の生じないよう地域住民の理解と協力を得て行うよう配慮している。

学校新設・統廃合・位置変更一覧（R2.4.2～R3.4.1）

■小・中・義務教育学校の設置・廃止・統合

番号	年月日	設置者	旧学校名	新学校名	形式
1	R3.4.1新設	岐阜市	—	草潤中学校	新設
2	R3.3.31廃止 R3.4.1統合	関ヶ原町	今須小学校	関ヶ原小学校	廃止統合
3	R3.3.31廃止 R3.4.1統合	関ヶ原町	今須中学校	関ヶ原中学校	廃止統合
4	R3.3.31廃止 R3.4.1新設	関市	武儀西小学校	武儀小学校	廃止新設
5	R3.3.31廃止 R3.4.1新設	関市	武儀東小学校		廃止新設
6	R3.3.31廃止 R3.4.1統合	下呂市	下原小学校	金山小学校	廃止統合
7	R3.3.31廃止 R3.4.1統合	下呂市	東第一小学校		廃止統合
8	R3.3.31廃止 R3.4.1統合	下呂市	菅田小学校		廃止統合

■小・中・義務教育学校の位置変更

令和2年4月2日から令和3年4月1日については、小・中・義務教育学校の位置変更の実施はない。

4 施設の概況

(1) 保有建物の構造別の状況

小・中の保有建物の構造別の状況は、平成27年度と令和2年度を比較すると次のとおりである。

公立小・中学校保有建物面積の構造別内訳表（全国対比）

（単位㎡）

区分	年度	小 学 校								
		鉄筋コンクリート造		鉄骨その他		木 造		計		
校舎	岐阜県	2	1,422,187	95	48,859	3	29,638	2	1,520,684	100
		27	1,433,703	95	46,686	3	31,702	2	1,512,091	100
	全 国	2	79,127,000	96	2,253,000	3	1,065,000	1	82,445,000	100
		27	80,090,000	96	2,117,000	3	1,123,000	1	83,330,000	100

屋 体	岐阜県	2	222,813	62	126,581	36	5,778	2	355,172	100
		27	217,736	62	127,208	36	5,609	2	350,553	100
全 国	全 国	2	8,863,000	54	7,512,000	45	192,000	1	16,567,000	100
		27	8,926,000	53	7,864,000	46	206,000	1	16,996,000	100
寄 宿 舎	岐阜県	2	—	—	—	—	—	—	—	—
		27	—	—	—	—	—	—	—	—
全 国	全 国	2	3,000	60	1,000	20	1,000	20	5,000	100
		27	7,000	87	0	0	1,000	13	8,000	100
区 分	年 度	中 学 校								
		鉄筋コンクリート造			鉄骨その他		木 造		計	
校 舎	岐阜県	2	859,248	95	28,004	3	17,638	2	904,890	100
		27	875,186	95	26,990	3	17,569	2	919,745	100
全 国	全 国	2	46,719,000	96	1,515,000	3	413,000	1	48,647,000	100
		27	46,955,000	96	1,501,000	3	435,000	1	48,891,000	100
屋 体	岐阜県	2	187,611	79	45,451	19	3,858	2	236,920	100
		27	186,201	78	48,949	21	2,497	1	237,647	100
全 国	全 国	2	6,744,000	60	4,334,000	39	101,000	1	11,179,000	100
		27	6,678,000	59	4,474,000	40	97,000	1	11,249,000	100
寄 宿 舎	岐阜県	2	—	—	—	—	—	—	—	—
		27	—	—	—	—	—	—	—	—
全 国	全 国	2	46,000	71	6,000	9	13,000	20	65,000	100
		27	63,000	77	9,000	11	10,000	12	82,000	100

(注) 令和2年度、平成27年度とも5月1日現在

(2) 国庫負担(補助)事業の状況

令和2年度公立学校施設整備国庫負担(補助)事業状況は次のとおりである。

公立幼小・中学校施設整備国庫負担(補助)事業実績 (交付決定ベース)

区 分	学校数	国庫負担 (補助)面積(m ²)	国庫負担 (補助)金(千円)	負 担 率 (算定割合)
小学校 校舎の新・増築事業	0	0	0	1/2
中学校 校舎の新・増築事業	0	0	0	1/2
小学校 屋内運動場の新・増築事業	1	326	55,743	1/2
中学校 屋内運動場の新・増築事業	0	0	0	1/2
危険建物の改築事業	1	823	204,834	1/3
不適格建物の改築事業(適正配置等)	2	311	33,925	1/3
大規模改築事業(老朽、障害、安全等)	71	32,234	739,563	1/3

長 寿 命 化 改 良 事 業	3	5,504	240,651	1/3
防 災 機 能 強 化 事 業	6	—	62,272	1/3
屋 外 教 育 環 境 整 備 事 業	2	23,670	40,000	1/3
学 校 体 育 諸 施 設 整 備 事 業	3	270	39,829	1/3
学 校 給 食 施 設 整 備 事 業	2	1,213	195,139	1/2, 1/3
太 陽 光 発 電 等 導 入 事 業	1	—	5,000	1/2
幼 稚 園 の 整 備 (新 増 築 ・ 改 築 ・ 改 造 等)	1	125	9,619	1/3
統 合 (改 修)	1	4,468	115,404	1/2, 5.5/10
学 校 以 外 の 社 会 体 育 施 設	9	—	8,997	—
合 計	103	—	1,750,976	

第2節 公立高等学校

1 全日制課程

(1) 学校・学科の設置状況

令和3年4月1日における公立高等学校（全日制）の数は、

県立高等学校	61校	} 計63校となっている。
市立高等学校	2校	

これを設置学科別にみると、

ア 普通科（理数科を含む。）のみを設置する学校 — 県立28校

イ 職業学科のみを設置する学校 — 県立17校、市町村立2校

ウ 普通科と職業学科又は音楽科、美術科の両方を設置する学校 — 県立9校

エ 普通科と職業学科と総合学科を設置する学校 — 県立1校

オ 職業学科と総合学科を設置する学校 — 県立2校

カ 総合学科のみを設置する学校 — 県立4校

となっている。

(2) 学 区

「岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則」を廃止（平成30年4月1日施行）し、全県一学区とした。

2 定時制課程

県内に設置されている定時制課程の設置状況は次のようになっている。

設置状況	設置者	県 立	市 立
定時制課程のみ		1 校	1 校
全日制課程と定時制課程の併置		6 校	1 校
全日制課程、定時制課程、通信制課程の併置		1 校	
定時制課程と通信制課程の併置		1 校	

平成8年度から、華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制課程を単位制に改編し、平成10年度からは、他の県立高校の定時制課程も単位制に改編した。また、平成18年度に、中津川市立阿木高等学校も単位制に改編された。

定時制課程は、従来からの勤労青少年の教育機関としての役割に加え、一般社会人の生涯教育の場としての役割を担うなど社会の要請に応えていくことも期待されている。この流れを受け、平成12年度から華陽高等学校を発展充実させ、Ⅰ部（午前）・Ⅱ部（午後）・Ⅲ部（夜間）の3部に分けて募集する3部制単位制高等学校として「華陽フロンティア高等学校」

を開校した。平成16年度には、県内2校目の3部制単位制高等学校として「東濃フロンティア高等学校」を開校した。

3 通信制課程

現在、県内には華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校に通信制課程を設置している。

4 入学定員と進学率

令和3年3月の県内の中学校卒業予定者数が、昨年度より455人減少することや地区ごとの進学状況の差異を勘案し、県立全日制において325人の定員減とする入学定員の設定を行った。

全日制課程の地区別の定員増減は、次のとおりである。なお、定時制課程、通信制課程においては、令和2年度の入学定員と同じであり、増減はない。

◆全日制課程（定員増減） ▲325人

学校全体として定員増減がある学校 [14校]

[岐阜地区 ▲85]
加納（普通▲40） 山県（普通▲15）
岐阜工業（電気・電子工学科群▲10、建設・デザイン工学科群▲10、化学・設備工学科群▲10）
[西濃地区 ▲30]
海津明誠（普通▲30、情報処理▲40、ビジネス情報40、生活福祉▲40、生活デザイン40）
[美濃地区 ▲35]
郡上北（普通▲15） 郡上（総合農業学科群▲20）
[可茂地区 ▲75]
加茂（普通▲40） 八百津（普通▲15）
可児工業（機械▲10、化学技術▲5、電気システム▲5）
[東濃地区 ▲80]
土岐紅陵（総合▲15） 土岐商業（ビジネス▲20、ビジネス情報5）
恵那農業（園芸科学▲5、食品科学▲5、園芸デザイン▲5、環境科学▲5）
坂下（普通▲10、生活文化▲30、生活デザイン20、福祉▲10）
[飛騨地区 ▲20]
飛騨高山（食の農学科群▲10、緑の農学科群▲10、
情報処理▲40、ビジネス情報40、生活文化▲40、生活デザイン40）

学校全体として定員増減はないが、一部の学科で定員増減がある学校 [1校]

[可茂地区]
東濃実業（ビジネス管理▲70、ビジネス70、ビジネス情報▲10、
生活文化▲60、生活デザイン70）

学校全体として定員増減がない学校 [8校]

[岐阜地区]
岐阜城北（生活文化▲80、生活デザイン80）
岐阜商業（情報処理▲80、国際コミュニケーション▲40、会計システム▲80、
ビジネス情報80、会計80、グローバルビジネス40）
[西濃地区]
揖斐（生活環境▲60、生活デザイン60）
大垣商業（総合ビジネス▲120、会計▲80、ビジネス200、ビジネス情報40、情報▲40）
大垣桜（生活文化▲80、生活デザイン80）

[美濃地区]

武義 (商業▲30、情報処理▲30、ビジネス情報60)

関有知 (生活福祉▲35、生活デザイン35)

[東濃地区]

瑞浪 (生活福祉▲70、生活デザイン70)

◆定時制課程 (定員増減) ±0人

岐阜商業 (商業▲40、ビジネス40)

大垣商業 (商業▲40、ビジネス40)

◆通信制課程

令和2年度の入学定員と同じであり、

増減はない

平成30年度県立高等学校入学選抜から実施している県外からの生徒募集 (以下、県外募集という。)については募集分野を見直し、令和3年度県立高等学校入学選抜においては、特色ある教育や部活動に加え、全国で活躍する部活動を実施する学校においても県外募集を行った。特色ある教育で、加納高等学校 (音楽)、多治見工業高等学校 (セラミック)、恵那農業高等学校 (ふるさと教育:食、花と緑)、坂下高等学校 (福祉)、益田清風高等学校 (ふるさと教育:地域文化伝承)、高山工業高等学校 (建築インテリア)の6校、全国で活躍する部活動で、羽島北高等学校 (フェンシング)、岐阜総合学園高等学校 (ホッケー・男子)、岐阜城北高等学校 (硬式野球)、岐阜商業高等学校 (硬式野球)、岐南工業高等学校 (自転車競技)、岐阜各務野高等学校 (ホッケー・女子)、大垣南高等学校 (フェンシング)、大垣商業高等学校 (体操)、海津明誠高等学校 (ヨット)、関有知高等学校 (ライフル射撃)、加茂高等学校 (ボート)、飛騨神岡高等学校 (ロボット)の12校、計18校で県外募集を行った。

令和3年度公立高等学校入学定員は次のとおりである。

課 程 \ 設置者	県 立	市 立	合 計
全 日 制	12,701	440	13,141
定 時 制	600	120	720
通 信 制	320	0	320
合 計	13,621	560	14,181

県内中学校卒業生の高等学校等進学率 (通信制を除く)については、平成15年度以降は95%程度で推移していたが、平成31年度に再び94.0%となり、令和2年度には、中学校卒業生数が最大であった平成元年以降で最小の93.8%となった。

県内中学校卒業生の高校進学率 (通信制を除く)

区 分	H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
岐阜県 (%)	94.6	94.6	94.9	94.0	94.6	95.4	95.4	95.6	95.3	95.6	95.1
全国平均 (%)	95.8	95.9	95.8	95.8	96.1	96.3	96.5	96.5	96.4	96.4	96.3
比 較	△1.2	△1.3	△0.9	△1.8	△1.5	△0.9	△1.1	△0.9	△1.1	△0.8	△1.2
区 分	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2
岐阜県 (%)	94.8	95.3	95.4	95.2	95.1	94.9	94.9	95.0	94.7	94.0	93.8
全国平均 (%)	96.3	96.4	96.5	96.5	96.5	96.6	96.6	96.4	96.3	95.8	95.5
比 較	△1.5	△1.1	△1.1	△1.3	△1.4	△1.7	△1.7	△1.4	△1.6	△1.8	△0.2

5 県立高等学校の施設の概況

(1) 施設の概況

学校数 63校（定時制、通信制を含む）

区 分	校舎保有面積				うち、産振校舎保有面積			
	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計
面積㎡	577,672	49,704	2,403	629,778	157,349	22,647	224	180,220

区 分	屋 内 運動場 (武道場を含む)	プール	校 地 保 有 面 積			
			建物敷地	運動場	実 験 実習地等	計
面積㎡	137,624	15校 水面積 8,987	1,180,927	1,253,739	1,633,568	4,068,234

(2) 令和2年度の整備状況

事 業 名	学 校 数	金 額 (千円)	うち国庫補助 (千円)
校 舎 等 整 備	1	19,824	0
校 舎 等 改 修	26	3,296,157	0
校 地 整 備	4	210,221	0
合 計	31	3,526,202	0

※金額は、前年度繰越分及び事務費を含む

(3) 令和3年度の整備予定

事 業 名	学 校 数	金 額 (千円)	うち国庫補助 (千円)
校 舎 等 整 備	0	0	0
校 舎 等 改 修	49	3,478,985	0
校 地 整 備	6	381,245	0
合 計	55	3,860,230	0

※金額は、前年度繰越分及び事務費を含む

6 授 業 料 等

平成22年4月から平成26年3月まで、全日制・定時制・通信制課程の授業料については、原則不徴収となっていたが、平成26年4月からは、所得制限を設けて授業料相当額を支援する「高等学校等就学支援金」制度となっている。

区 分		全日制課程	定時制課程	専攻科	通信制課程
授 業 料	年 額	118,800円	32,400円	118,800円	1単位
	月 額	9,900円	2,700円	9,900円	310円
入 学 考 査 料		2,200円	950円	2,200円	—
入 学 金		5,650円	2,100円	5,650円	500円

7 修学支援

経済的理由により修学が困難な大学生・高等学校生等を対象に、以下の奨学金制度により、奨学金の貸付けを行っている。

1. 岐阜県選奨生奨学金（大学生等）
2. 岐阜県選奨生奨学金（高校生）
3. 岐阜県高等学校奨学金
4. 岐阜県子育て支援奨学金

※上記1から4の複数の奨学金制度を利用することはできません。

種 類	1. 岐阜県選奨生奨学金（大学生等）	2. 岐阜県選奨生奨学金（高校生）																															
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業とも優秀であること （新入生の方は高校3年生の評定平均が3.5以上、在学生（2年生以上）の方は前学年の評定平均が良以上） <ul style="list-style-type: none"> ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること（主たる家計支持者の収入状況により判断する。） 	以下の要件を全て満たす生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が岐阜県内に住所を有すること又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の在学生であること ・人物、学業とも優秀であること（新入生の方は中学3年生の評定平均が3.5以上、在学生（2年生以上）の方は前学年の評定平均が3.0以上） ・修学に十分耐え得る健康状態であること 																															
対象校種	大学（専攻科、別科及び大学院を除く） 短期大学 高等専門学校（専攻科を除く）	高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程																															
貸付月額	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">高 専</td> <td>県選奨生奨学金 のみの場合</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>日本学生支援機構 奨学金併用者</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大 学</td> <td>県選奨生奨学金 のみの場合</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>日本学生支援機構 奨学金併用者</td> <td>16,000円</td> </tr> </table>	高 専	県選奨生奨学金 のみの場合	18,000円	日本学生支援機構 奨学金併用者	14,000円	大 学	県選奨生奨学金 のみの場合	32,000円	日本学生支援機構 奨学金併用者	16,000円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">国公立 高 校</td> <td rowspan="2">選択</td> <td>自宅通学</td> <td>自宅外通学又は 通学費高額負担者</td> </tr> <tr> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30,000円</td> <td>28,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私 立 高 校</td> <td rowspan="2">選択</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>47,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>52,000円</td> <td>57,000円</td> </tr> </table>	国公立 高 校	選択	自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者	18,000円	23,000円	30,000円	28,000円	35,000円	40,000円		私 立 高 校	選択	30,000円	35,000円	47,000円	40,000円			52,000円	57,000円
高 専	県選奨生奨学金 のみの場合		18,000円																														
	日本学生支援機構 奨学金併用者	14,000円																															
大 学	県選奨生奨学金 のみの場合	32,000円																															
	日本学生支援機構 奨学金併用者	16,000円																															
国公立 高 校	選択	自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者																														
		18,000円	23,000円																														
	30,000円	28,000円	35,000円																														
		40,000円																															
私 立 高 校	選択	30,000円	35,000円																														
		47,000円	40,000円																														
			52,000円	57,000円																													
利 息	無 利 息																																

種 類	3. 岐阜県高等学校奨学金	4. 岐阜県子育て支援奨学金																															
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること 又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の在學生であること ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること（世帯全員の収入状況により判断するが、収入基準額は家族構成等により異なる。）	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること 又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の在學生であること ・生徒自身が第3子以降であること																															
対象校種	高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（専攻科を除く）	高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程、高等専門学校（専攻科を除く）																															
貸付月額	<table border="1" data-bbox="218 614 595 885"> <thead> <tr> <th></th> <th>自宅通学</th> <th>自宅外通学又は通学費高額負担者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等専門学校</td> <td colspan="2">18,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国公立高校</td> <td rowspan="2">18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立高校</td> <td rowspan="2">30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自宅通学	自宅外通学又は通学費高額負担者	高等専門学校	18,000円		国公立高校	18,000円	23,000円	28,000円	私立高校	30,000円	35,000円	40,000円	<table border="1" data-bbox="610 593 991 906"> <thead> <tr> <th></th> <th>自宅通学</th> <th>自宅外通学又は通学費高額負担者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等専門学校</td> <td colspan="2">18,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国公立高校</td> <td rowspan="2">18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立高校</td> <td rowspan="2">30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">入学支度金（希望者のみ）</td> <td>75,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自宅通学	自宅外通学又は通学費高額負担者	高等専門学校	18,000円		国公立高校	18,000円	23,000円	28,000円	私立高校	30,000円	35,000円	40,000円	入学支度金（希望者のみ）		75,000円
	自宅通学	自宅外通学又は通学費高額負担者																															
高等専門学校	18,000円																																
国公立高校	18,000円	23,000円																															
		28,000円																															
私立高校	30,000円	35,000円																															
		40,000円																															
	自宅通学	自宅外通学又は通学費高額負担者																															
高等専門学校	18,000円																																
国公立高校	18,000円	23,000円																															
		28,000円																															
私立高校	30,000円	35,000円																															
		40,000円																															
入学支度金（希望者のみ）		75,000円																															
利 息	無 利 息																																

第3節 特別支援教育

1 特別支援教育の現況

(1) 特別支援学校の整備

昭和54年度から養護学校への就学が義務化されたのを機に学校の整備が急速に進み、平成19年4月「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、県立の養護学校10校が校名変更した。

平成18年3月に策定した「子どもかがやきプラン」に基づき、平成29年4月までに8校を新設、1校を一括移転、1校を新築移転し、20校体制となった。また、平成29年3月に策定した「新子どもかがやきプラン」に基づき、平成30年4月に1校を新設した。現在県立21校（うち1校は分校）、市立2校が設置されている。

・岐阜県立岐阜盲学校

視覚障がい者に対応した教育を専ら行う特別支援学校として小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部には修業年限3年の普通科、保健医療科及びこれらの上に、修業年限3年の専攻科理療科が設置されている。

平成15年3月、岐阜市北野町に新校舎が完成し、9月より新校舎で授業を開始した。

・岐阜県立岐阜聾学校

聴覚障がい者に対応した教育を専ら行う特別支援学校として3年教育の幼稚部と、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部には修業年限3年の普通科が設置されている。さらにこれらの上に、修業年限2年の専攻科が設置され、情報処理科、理容科の2学科が設置されている。

・岐阜県立長良特別支援学校

慢性疾患、筋ジストロフィー、重度重複障がいのある病弱者のための養護学校として昭和53年4月に開校し、小学部、中学部に加え昭和57年度に高等部が設置された。国立病院機構長良医療センターと隣設した学校である。平成19年4月に岐阜県立長良特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校

肢体不自由者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。開校時は医療型障害児入所施設岐阜県立希望が丘学園（現 岐阜県立希望が丘子ども医療福祉センター）に隣設した学校で、小学部、中学部が設置された。平成19年4月に岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校と校名変更をした。また、平成27年9月に岐阜市則武に新築移転し、平成28年4月には、高等部を設置した。

・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校

県内で初の知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成20年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校

県内で初の知的障がいの程度が軽度の生徒を対象とした高等部単独の特別支援学校として、平成29年4月に開校した。職業教育に特化した総合産業科が設置されている。

・岐阜県立羽島特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成28年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立揖斐特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成21年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立大垣特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和49年4月に開校した。小学部、中学部に加え、昭和55年4月には高等部が設置された。平成19年3月高等部（北校舎）校舎が完成し、4

月より授業が開始された。平成19年4月に岐阜県立大垣特別支援学校と校名変更をした。平成29年4月に肢体不自由部門及び病弱部門を設置した。平成30年4月、北校舎を西濃高等特別支援学校に移管。

・ **岐阜県立西濃高等特別支援学校**

知的障がいの程度が軽度の生徒を対象とした高等部単独の特別支援学校として、平成30年4月に開校した。職業教育に特化した総合産業科が設置されている。

・ **岐阜県立海津特別支援学校**

県内で初の知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成20年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・ **岐阜県立郡上特別支援学校**

県内で初の知的障がい者及び肢体不自由者（知・肢併置）のための養護学校として平成17年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。平成19年4月に岐阜県立郡上特別支援学校と校名変更をした。狭隘化のため平成21年4月に高等部を移転し、那比校舎とした（小学部、中学部は大和校舎）。

・ **岐阜県立関特別支援学校**

肢体不自由者のための養護学校として昭和41年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。平成14年3月新校舎本館が完成し、4月より授業が開始された。平成19年4月に岐阜県立関特別支援学校と校名変更をした。平成27年4月に病弱部門を設置した。

・ **岐阜県立中濃特別支援学校**

知的障がい者のための養護学校として昭和53年4月に開校した。福祉型障害児入所施設県立ひまわりの丘第1学園に隣設した学校で、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部は、平成3年4月に設置された。平成19年4月に岐阜県立中濃特別支援学校と校名変更をした。平成27年4月に関特別支援学校内に分教室を設置した。

・ **岐阜県立可茂特別支援学校**

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成23年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・ **岐阜県立東濃特別支援学校**

知的障がい者のための養護学校として昭和55年4月に開校した。小学部、中学部に加え、昭和59年4月には高等部が設置された。平成19年4月に岐阜県立東濃特別支援学校と校名変更をした。平成20年4月に可茂分教室を設置し、平成23年3月に可茂特別支援学校の開校に伴い閉級した。平成28年4月に肢体不自由及び病弱部門を設置した。

・ **岐阜県立恵那特別支援学校**

昭和49年4月に恵那市立緑ヶ丘養護学校が県立に移管された。平成19年4月に岐阜県立恵那特別支援学校と校名変更をした。平成20年4月に高等部が設置された。平成22年4月に恵那市岩村町に一括移転し、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、小学部、中学部、高等部が設置されている。

・ **岐阜県立下呂特別支援学校**

知的障がい者のための特別支援学校として、平成21年4月に開校した飛騨特別支援学校下呂分校をもとにして、平成25年4月に知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・ **岐阜県立飛騨特別支援学校**

知的障がい者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。福祉型障害児入所施設山ゆり学園に隣設した学校で、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部は、平成2年4月に設置された。平成19年4月に岐阜県立飛騨特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校

病弱者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。高山赤十字病院に隣設した学校(分校)で、小学部、中学部が設置された。平成19年4月に岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校と校名変更をした。平成28年4月に高等部及び肢体不自由部門を設置した。

・岐阜県立飛騨吉城特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成25年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜市立岐阜特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和38年4月に開校し、小学部、中学部が設置された。また、高等部は、昭和55年4月岐阜市下川手に開校したが、平成5年4月には、岐阜市小西郷に新築移転した。平成16年1月小学部、中学部も高等部所在地へ移転した。平成20年4月に岐阜市立岐阜特別支援学校と校名変更をした。

・各務原市立各務原特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和61年4月に開校し、高等部が設置されている。平成17年3月(旧)岐阜大学農学部跡地へ新築移転した。平成29年4月に各務原市立各務原特別支援学校と校名変更をした。

(2) 特別支援学級の整備

令和3年度は、小学校で33学級増、中学校で15学級増の結果、小学校738学級、中学校356学級、義務教育学校1学級、計1,095学級となった。(国立を除く。)

(3) 通級による指導

令和3年度は、小学校で62教室増、中学校で32教室増の結果、小学校325教室、中学校81教室となった。

(4) 教育行政組織の改編

平成18年4月から学校政策課特別支援教育室を特別支援教育課とし、特別支援教育を強化する体制を整えた。

(5) 発達障がい者等支援体制整備推進連携会議

特別支援教育の推進のため、関係部局間の総合的な支援体制を確立し、課題と方策について幅広く協議するために幼・小中高特校長会長、PTA代表、福祉・医療関係者、障がい者団体、関係他部局課長等から構成される「岐阜県特別支援教育連携協議会」として、平成17年3月に設置した。この協議会の発足に伴い、「岐阜県障害児就学指導委員会」は廃止し、就学指導についての専門部会を協議会の下に設置した。平成21年度より名称を変更。

(6) 「子どもかがやきプラン」の策定

平成18年3月に「子どもかがやきプラン」を策定し、さらには、平成21年3月に改訂し、「地域で学び、地域で育ち、地域に貢献する」を基本理念として、特別支援学校の整備や支援体制の確立、職業教育の充実など、特別支援教育の推進を図った。

(7) 「新子どもかがやきプラン」の策定

「子どもかがやきプラン」が概ね完成したことを踏まえ、平成29年3月に「新子どもかがやきプラン」を策定した。「地域と共に創る 新たな学びのスタイル」を基本理念とし、高等特別支援学校の全県展開や発達障がい等のある児童生徒への支援強化、教員の専門性向上など、さらなる特別支援教育の推進を図ることとしている。

義務教育段階における特別支援学校及び特別支援学級の障がい別在学者数（令和3.5.1現在）

	特別支援学校			特別支援学級						
	小学部 児童数	中学部 生徒数	学級 数	小 学 校		中 学 校		義務教育学校		児 童 生徒数
				学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	
視覚障がい	5	6	6	0	0	0	0	0	0	0
聴覚障がい	31	20	16	8	20	6	12	0	0	32
肢体不自由	187(5)	99(1)	128	15	27	8	15	0	0	42
知的障がい	577(1)	349(2)	222	383	1,861	178	737	1	1	2,599
病 弱	47(8)	38(5)	45	3	8	2	2	0	0	10
言語障がい				0	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障がい				329	1,563	162	713	0	0	2,276
合 計	847(14)	512(8)	417	738	3,479	356	1,479	1	1	4,959

（注）児童・生徒数中（ ）内の数は訪問教育児童・生徒数…内数

上記の他 国立義務教育学校前期課程知的障がい3学級15人

国立義務教育学校後期課程知的障がい3学級18人

県立特別支援学校の概況

区 分	一般校舎保有面積				産振校舎保有面積				合 計
	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	
面積㎡	92,306	8,727	116	101,149	873	0	0	873	102,022
比率%	91.3	8.6	0.1	100	100	0	—	100	

学 校 数 21校（分校1校含む）

区 分	屋 内 運動場	プール	校 地 面 積			
			建物敷地	運動場	その他	計
面積㎡	14,568	8校 水面積 1,436	214,677	130,418	38,327	383,422

令和3年度県立特別支援学校施設の整備状況

事 業 名	学 校 数	金 額	左のうち国庫補助
可茂特別支援学校施設整備	1校	342,368千円	46,030千円
郡上特別支援学校施設整備	1校	— 千円	— 千円

令和2年度県立特別支援学校施設の整備計画

事 業 名	学 校 数	金 額	左のうち国庫補助
可茂特別支援学校施設整備	1校	101,000千円	— 千円
東濃特別支援学校施設整備	1校	8,195千円	— 千円
郡上特別支援学校施設整備	1校	3,956千円	— 千円

第4節 へき地教育

本県は、県土の約8割が森林におおわれ、山間へき地には小規模な集落が数多くある。過疎化した山間へき地における学校教育の振興対策の一環として、学校統合、学級編制の改善などを行ってきたが、なお、2つの学年の児童で編制する学級（複式学級）を持つ学校が存在する。

1 へき地教育の振興

へき地校へ、昭和33年から新任校長を、昭和37年から中堅教員を計画的に配置するなど教職員組織の改善を図ってきた。また、昭和38年度以降の年度末人事異動に際しては、県内6ブロックを中心とした広域にわたる人事交流を実施している。

一方、学級編制については、昭和44年度に4以上5以下の学年の児童で編制する学級及びすべての学年の児童・生徒で編制する学級の解消を図り、更に、昭和45年度においては、3の学年の児童で編制する学級の1学級の児童数を15人に、また2の学年の児童・生徒で編制する学級の1学級の児童・生徒数を22人に引き下げた。その結果、児童・生徒数の減少にもかかわらず学級増、教員増となり、へき地教育が充実されてきた。なお、昭和49年度においては5ヵ年計画で3の学年複式学級の解消、2の学年複式学級の基準引き下げなどを実施し、昭和56年度に、更に小学校1年生を含む複式学級の編制を12人から10人に引き下げた。そして昭和62年度は、2の学年複式学級基準を小学校19人、中学校11人に引き下げ、昭和63年度には、更に小学校18人、中学校10人に基準を引き下げている。平成5年度からスタートした第6次改善計画に伴い、平成11年度からは小学校1年生を含む複式学級編制基準を8人に、その他の小学校複式学級編制基準を16人に引き下げ、更に平成23年度からは、小学校1年生を含む2の学年以外の小学校複式学級編制基準を15人に引き下げた（義務教育学校の前期課程にも準用）。

中学校については、平成7年度より複式学級を編制しないことを原則として実施している（義務教育学校の後期課程にも準用）。

(1) 新任校長の計画配置

この方策は、昭和33年度人事から実施した。それまでの新任校長の人事は、ほとんど同一郡市内で充足するのが慣習のような状態であったが、それを見直し全県的視野に立つて校長人事を行い、「人事上のへき地」へも新任校長を配置することとした。

へき地に赴任した校長は、地域の人々と触れ合いを大切にし、地域に溶け込んで、教育の推進に取り組むこととなった。そのことによって、学校教育は、地域の期待や信頼に裏打ちされ、大きな成果を上げることとなった。

全県的に選出された優秀な人材が期待されてへき地に赴任し、希望と意気に燃えて学校運営に当たることにより、清新な気風を吹き込むとともに、地域教育の振興に寄与している。

(2) 中堅教員のへき地派遣制度

この制度は、昭和37年度人事異動から実施した。へき地学校教員組織の充実のために、新任教員・新任校長の計画配置を実施してきたが、昭和36年度に至り、中学校生徒の急増に伴う全県的な教員不足を補う意味で、へき地教員の確保と、教育組織の充実強化を目的として、この制度の実施に踏み切ったものである。

この制度が実施されて59年目を迎え、すでに2,300人以上の中堅教員が派遣され、それぞれ計画どおり復帰している。当初は多くの摩擦があり、困難にも感じられたが、今日では進んで赴任するまでになり、各市町村教育委員会の理解も深まって円滑に行われていることは、まことに喜ばしいことである。過去の実績からみて、受入側の理解と協力、派遣された中堅教員の自覚と努力によって、ますますその意義を深め、この制度がへき地教育振興に大きく貢献していくことが期待されている。

中堅教員派遣年度別人事

37～39年度－235人	54年度－47 "	6年度－47 "	21年度－14 "
40 " －78 "	55 " －34 "	7 " －41 "	22 " －14 "
41 " －71 "	56 " －34 "	8 " －49 "	23 " －12 "
42 " －70 "	57 " －24 "	9 " －46 "	24 " －7 "
43 " －90 "	58 " －27 "	10 " －39 "	25 " －3 "
44 " －80 "	59 " －42 "	11 " －46 "	26 " －10 "
45 " －55 "	60 " －45 "	12 " －38 "	27 " －11 "
46 " －65 "	61 " －30 "	13 " －36 "	28 " －6 "
47 " －84 "	62 " －40 "	14 " －25 "	29 " －8 "
48 " －64 "	63 " －44 "	15 " －25 "	30 " －7 "
49 " －42 "	元 " －36 "	16 " －8 "	31 " －2 "
50 " －58 "	2 " －37 "	17 " －37 "	2 " －4 "
51 " －56 "	3 " －42 "	18 " －32 "	3 " －3 "
52 " －44 "	4 " －40 "	19 " －21 "	
53 " －48 "	5 " －48 "	20 " －15 "	

2 へき地指定校

へき地手当支給学校

教育 事務所名	郡市	級地	小 学 校	中 学 校		義務教育学校	計	
				本校	分校			
西濃	大垣市	(準) 時		1			1	
	揖斐郡	1 坂内		1	坂内	1	2	
美濃	関市	2 板取		1			1	
	郡上市	2 高鷲北		1			3	
		3 石徹白、小川		2				
可茂	加茂郡	(準) 神測		1	神測	1	12	
		1 久田見、蘇原、黒川、東白川		4	八百津東部、黒川、東白川	3		
		2 潮見、佐見		2	佐見	1		
東濃	中津川市	1 加子母		1	加子母	1	2	
	恵那市	(特) 中野方		1			6	
		1 飯地、串原、上矢作		3	串原、上矢作	2		
飛騨	高山市	(準) 岩滝、朝日		2	朝日	1	8	
		1 本郷		1				
		2 荘川、栃尾		2	荘川、北稜	2		
	飛騨市	(準) 河合		1			4	
		1 宮川		1				
		3 山之村		1	山之村	1		
	下呂市	(準) 上原		1			2	
1 馬瀬			1					
大野郡	2				白川郷学園	1	1	
小 計				28		13	1	42
合 計				28		13	1	42

(注) (準) は、準へき地 (特) は、特地

3 寄宿舎の開設

教育効果の向上を目指して、小・中学校の統合が進められているが、その結果、遠距離のため通学が困難となる児童生徒のために、市町村において寄宿舎が開設されてきた。

寄宿舎には、一年間を通じて開設する通年寄宿舎と、積雪時期中のみ開設する季節寄宿舎があるが、令和元年度以降いずれも開設されていない。

4 スクールバス・教員宿舎等の整備

へき地指定校等で学校を統合したことなどにより必要となった通学用のスクールバスの購入や、へき地学校勤務教員用の宿舎の建設を国の補助制度を活用して行っている。

令和2年度においては、7市町において延べ13台のスクールバスが購入された。

なお、宿舎の整備実績はなかった。

第5節 教職員の人事

1 概要

児童生徒に教育の機会均等を保障するとともに、教育水準の維持向上を確保するため、教育行政機関は、必要な教育条件の整備を図らなければならない。その中でも、教育の成否は、教育者に負うところが大きいことからみて、教職員の人事管理は、特に重要である。教職員の人事管理は、それぞれの地域の、それぞれの学校における教職員組織の適正化を図るとともに、教職員の資質能力を高めることを目指して行われ、児童・生徒に対する教育効果の向上を図るものである。このような観点から行われる教職員の人事は、具体的には、採用、転任、昇任、退職などの任用行為として行われ、また、職務上及び身分上の必要な指導として行われるものである。

本県の場合、教職員の人事が比較的円滑適正に行われているのは、教職員を中心とする教育関係者が本県教育の推進者としての自覚をもって、県民の教育に対する要請にこたえようとしているからである。

2 教職員定数

(1) 小・中・義務教育学校

令和3年度小・中・義務教育学校の教職員定数は、小学校（義務教育学校の前期課程含む。）7,450人、中学校（義務教育学校の後期課程含む。）4,346人、合計11,796人でその内訳は次のとおりである。

令和3年度小・中・義務教育学校教職員定数

種別	学校別	小学校（義務教育学校の前期課程含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程含む。）	計
校 長		354	175	529
教 頭		397	207	604
主 幹 教 諭		14	46	60
指 導 教 諭		11	3	14
教 諭		5,771	3,476	9,247
養 護 教 諭		366	182	548
事 務 職 員		389	200	589
充 指 導 主 事		46	7	53
栄 養 教 諭		93	45	138
学 校 栄 養 職 員		9	5	14
計		7,450	4,346	11,796

(注) 1 教頭に副校長含む 2 義務教育学校長は小学校に含む。

(2) 高等学校・特別支援学校

令和3年度教職員定員数は、県立学校5,490人（高等学校3,722人、特別支援学校1,768人）市立定時制高等学校31人、市立特別支援学校129人、計5,650人で、内訳は次のとおりである。

昨年度に比べて77人減となった。

令和3年度高等学校・特別支援学校教職員定数

区 分	高 等 学 校	特 別 支 援 学 校	合 計
校 長	64	22	86
教 諭 等	(△80) 3,030	(2) 1,598	(△78) 4,628
養 護 教 諭	86	38	124
栄 養 教 諭	—	19	19
実 習 助 手	(△1) 282	35	(△1) 317
寄 宿 舎 指 導 員	—	(△4) 67	(△4) 67
事 務 (一 般)	224	(9) 95	(9) 319
事 務 (函 書)	(△4) 46	—	(△4) 46
学 校 栄 養 職 員	5	1	6
実 習 補 助 員	5	—	5
学 校 用 務 員	(△1) 11	(1) 5	16
調 理 師	—	7	7
ボ イ ラ 技 士	—	—	0
運 転 士	—	—	0
看 護 師	—	(1) 7	(1) 7
介 護 員	—	3	3
計	(△86) 3,753	(9) 1,897	(△77) 5,650

- (注) 1 () の数は、令和2年度からの増減数である。
2 市立定時制高等学校の定数31（校長1、教員30）を含む。
3 市立特別支援学校の定数129を含む。

3 令和3年度人事異動

(1) 小・中・義務教育学校

ア 本県教育の振興を期し、県民の学校教育に対する期待に応えるとともに全県的な教育水準の維持向上を目指して、市町村教育委員会の主体性・自律性が生かされ、特色ある学校づくりが推進されるよう一層公正な異動を行い、人事の刷新を図る。

(ア) 管理職

- a 市町村の実態及び各学校の実情を考慮するとともに、市町村教育委員会の主体性・自律性をふまえ、長期的展望に立つて適材の配置に努める。特に人事異動にあつては、地域の実態や特色を生かした学校づくりの推進と適正な学校運営を図るため、いわゆる序列にとらわれないよう配慮する。
- b 校長、副校長及び教頭の任用については、その職責の重要性に鑑み、管理者としてふさわしい人間性豊かで創造力と指導力に富む人材を幅広く登用し適所に配置する。特に男女共同参画社会の実現に鑑み優秀な女性管理職の登用を積極的に進める。

(イ) 一般教員

- a 教員の人材育成と能力開発の視点に立ち、市町村教育委員会や校長の人事構想に基づき、免許教科、年齢、経験年数、健康状況及び教育能力等を勘案して、個性が生きるよう適材を適所に配置する。
また、学校間連携を図り、教育課題に対するマネジメント機能の維持・強化やへき地小規模校の人材育成などの諸課題に対応するために主幹教諭を60名配置した。さらに、特別支援教育や外国人児童生徒教育等について適切な指導・助言を行い、学校教育の充実・指導体制の強化を図るために指導教諭を14名配置した。
- b 教員としての資質の向上と視野の拡大を図るため、職場経験の領域を広げる異動を推進する。
- c 教育事務所間・都市間等、広域にわたる計画的な異動を実施する。
- d 小学校・中学校・義務教育学校の校種間交流や、高等学校や特別支援学校との交流を積極的に推進する。
- e 中堅教員の研修派遣を計画的に実施する。
- f 新規採用者は、教職に対する基礎的な技量を身に付けさせ、幅広い知見を得させるため、将来を展望して計画的に配置する。

(ウ) 事務職員及び栄養教諭・学校栄養職員

- a 事務職員
市町村教育委員会と連携を深め、積極的に学校経営に提言する力を発揮できるよう年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。
- b 栄養教諭・学校栄養職員
市町村教育委員会と連携を深めるとともに、積極的に学校給食や食の指導にかかわることができるよう年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。また、食育を充実させるために、新たに4人を採用し、119人の栄養教諭で食の指導を進めている。

イ 退職と採用

定年による退職者は校長97人、教頭32人、教員220人、勸奨による退職者は校長2人、教頭1人、教員39人であった。普通退職者は、3月末で115人であった。新規採用者については、令和3年度教員採用選考試験合格者のうち、成績優秀なものから501人を採用した。

ウ 異動人事

令和3年4月1日現在における異動状況は、次のとおりである。

校長の異動状況

(令和3年4月)

項目 学校	退職	教頭等→校長	校長→校長	事務局→校長		計	令和2年度
				新 任	転 任		
小学校	63	46	83	18	2	212	192
				20			
中学校	36	16	43	8	5	108	102
				13			
義務教育 学校	1	0	1	0	0	2	1
				0			
合 計	100	62	127	26	7	322	295
				33			

副校長の異動状況

(令和3年4月)

項目 学校	退職	教頭等→副校長	副校長→副校長	事務局→副校長		計	令和2年度
				新任	転任		
小学校	0	3	0	0	0	3	2
				0			
中学校	0	0	0	0	0	0	0
				0			
義務教育 学校	0	1	0	0	0	1	0
				0			
合計	0	4	0	0	0	4	2
				0			

教頭の異動状況

(令和3年4月)

項目 学校	退職	教諭等→教頭	教頭→教頭	事務局→教頭		計	令和2年度
				新任	転任		
小学校	27	68	76	7	3	181	194
				10			
中学校	6	32	41	9	4	92	95
				13			
義務教育 学校	0	0	0	0	0	0	3
				0			
合計	33	100	117	16	7	273	292
				23			

特別支援学校の部主事の異動状況

(令和3年4月)

項目 学校	退職	新任部主事	部主事→部主事	事務局→部主事		計	令和2年度
				新任	転任		
特別支援	0	1	0	0	0	1	1

一般教職員異動状況

(令和3年4月)

区		分	計	令和2年度	
退職者	小学校	定年	148	244	251
		勸奨	24		
		普通等	72		
	中学校	定年	72	127	129
		勸奨	14		
		普通等	41		
	義務教育 学校	定年	0	2	0
		勸奨	1		
		普通等	1		
計	定年	220	373	380	
	勸奨	39			
	普通等	114			

区 分		計	令和2年度
異 動	小 学 校 → 小 学 校	806	1,749
	中 学 校 → 小 学 校	193	
	義 務 教 育 学 校 → 小 学 校	6	
	高 等 学 校 → 小 学 校	1	
	特 別 支 援 → 小 学 校	8	
	事 務 局 → 小 学 校	3	
	割 愛 ・ 日 本 人 学 校 → 小 学 校	14	
	小 学 校 → 割 愛 ・ 日 本 人 学 校	32	
	小 学 校 → 中 学 校	228	
	中 学 校 → 中 学 校	397	
	義 務 教 育 学 校 → 中 学 校	2	
	高 等 学 校 → 中 学 校	2	
	特 別 支 援 → 中 学 校	7	
	事 務 局 → 中 学 校	1	
	割 愛 ・ 日 本 人 学 校 → 中 学 校	15	
	中 学 校 → 割 愛 ・ 日 本 人 学 校	32	
	小 学 校 → 義 務 教 育 学 校	6	
	中 学 校 → 義 務 教 育 学 校	4	
	義 務 教 育 学 校 → 義 務 教 育 学 校	0	
	特 別 支 援 → 義 務 教 育 学 校	0	
	事 務 局 → 義 務 教 育 学 校	0	
	割 愛 ・ 日 本 人 学 校 → 義 務 教 育 学 校	0	
義 務 教 育 学 校 → 割 愛 ・ 日 本 人 学 校	0		
計	1,757		

区 分		計	令和2年度
新 規 採 用 者		(小329、中171、義1) 501	461
異 動 総 合 計		2,631	2,618
事 務 職 員	新 任	32	188
	転 任	140	
	退 職	16	
学 校 栄 養 職 員	新 任	0	1
	転 任	1	
	退 職	0	

令和3年度人事異動総括表

(令和3年4月)

学 校	職 名	新 任	転 任	退 職	計	令和2年度
小 学 校	校 長	64	85	63	212	192
	副 校 長	3	0	0	3	2
	教 頭	75	79	27	181	194
	主 幹 教 諭	4	2	1	7	7
	指 導 教 諭	4	0	0	4	7
	一 般 職 員	329	1,019	243	1,591	1,529
	計	479	1,185	334	1,998	1,931
中 学 校	校 長	24	48	36	108	103
	副 校 長	0	0	0	0	0
	教 頭	44	45	6	95	96
	主 幹 教 諭	24	3	1	28	27
	指 導 教 諭	1	0	0	1	2
	一 般 職 員	171	638	126	935	963
	計	264	734	169	1,167	1,191
義務教育学校	校 長	0	1	1	2	1
	副 校 長	1	0	0	1	0
	教 頭	0	0	0	0	3
	主 幹 教 諭	0	0	0	0	0
	指 導 教 諭	0	0	0	0	0
	一 般 職 員	1	10	2	13	6
	計	2	11	3	16	10
特別支援学校 (中学校の内数)		3	15	0	18	19
合 計		745	1,930	506	3,181	3,132

職 名	学 校	新 任	転 任	退 職	計	令和2年度
事 務 職 員	小 学 校	22	87	13	122	97
	中 学 校	10	51	3	64	61
	義務教育学校	0	2	0	2	1
	計	32	140	16	188	159
学校栄養職員	小 学 校	0	1	0	1	0
	中 学 校	0	0	0	0	1
	義務教育学校	0	0	0	0	1
	計	0	1	0	1	2
異動総合計		777	2,071	522	3,370	3,293

エ 県外・海外の計画的人事

(ア) 他県との教員人事交流

昭和46年に、鹿児島県との間に姉妹県としての盟約がなされたこと及び高等学校教員の人事交流の実績があったことから、昭和47年度から鹿児島県との間で、小学校及

び中学校の教員各1人計2人の計画的な人事交流を行うこととした。また、平成12年度より平成19年度まで高知県・宮城県との人事交流を行い他県との交流を拡大した。

平成23年度はのべ12名、平成24年度は5名の教員を震災支援派遣教員として宮城県へ派遣した。

平成28年度は7名の教員を震災支援派遣教員として熊本県へ派遣した。

(イ) 在外教育施設への計画的派遣

海外日本人子女に、国内と同様の義務教育を行うため、昭和47年度初めて台北、バンコク、ジャカルタ所在の日本人学校へ各1人計3人の教員を派遣した。

勤務期間は原則として3カ年で、現在派遣中の者は次のとおりである。

派遣年度	派遣人数	派遣先
R元	4	ジャカルタ、バルセロナ、ロッテルダム、イスタンブル
R2	2	釜山、ジャカルタ
R3	7	カイロ、ブダペスト、リヤド、メキシコ、ロッテルダム カラチ、蘇州

(2) 高等学校・特別支援学校

ア 異動方針

(ア) 管理職

- a 各学校の特色や実情を考慮し、長期的展望に立って適材を適所に配置する。特に人事異動に当たっては、今後少子化の進展が見込まれる中、特色ある学校づくりの推進と適正な学校運営を図るため、経験や専門性を考慮した異動に配慮する。
- b 教育長等による校長面談や教育委員等による教頭面接等のさまざまな機会を通して、管理職としての適性や力量を測り、効果的な人事配置に活用する。
- c 任用に当たっては、「校長（管理職）の指標」に照らし、確かな教育理念と経営ビジョンを有し、労務管理、人材育成（組織マネジメント）、教育課程・学力向上（カリキュラム・マネジメント）、生徒指導、服務規律、危機管理（リスク・マネジメント）、家庭・地域との連携等のために必要な資質・能力を備えた人物を幅広く登用する。特に若手や女性の積極的な登用を図る。

(イ) 一般教員

- a 教員の人材育成と能力開発の視点に立ち、校長の人事構想を踏まえながら、免許教科、年齢、勤務歴、健康状況、能力・意欲・実績等を勘案して、適材を適所に配置する。
- b 視野の拡大を通して資質の向上を図る観点から、指導力を生かし高める異動を推進する。
 - (i) 同一校に長年勤務する者は、経験の幅を一層広げるためより積極的な異動対象とする。また、採用後10年目までに複数の異なる課程や校種等を経験させることを基本とする。
 - (ii) 全日制の課程と定時制及び通信制の課程相互間の交流や高等学校と特別支援学校との交流、高等学校・特別支援学校と小中学校（義務教育学校を含む。）との交流などを通じて異なる課程や校種を経験させる計画的な異動を積極的に推進する。
 - (iii) 中堅教員を教育委員会事務局、知事部局に積極的に異動させるとともに、大学院等への研修派遣を積極的に推進する。
- c 新規採用者は、教職に対する基礎的な資質を身に付けさせ、幅広い知見を得させるため、将来を展望して計画的に配置する。

d 再任用教員の豊富な経験をより生かせる異動を推進する。

(ウ) 事務職員等

学校と事務局・知事部局相互間及び学校間の交流に努めるとともに、年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

イ 退職と採用

教員の定年・勸奨による退職者は、校長26人を含む157人であった。普通退職者は、3月末で31人であった。新採用者については、退職補充及び定員増等により令和3年度採用教員採用試験合格者のうち、成績優秀な者から227人（実習助手を含む）を採用した。

ウ 異動状況

令和3年4月1日現在における異動状況は、次のとおりである。

令和3年度定期人事異動総括表

(令和3年4月)

区 分	新任	転任	退職	出向	計	令和2年度
校 長	27	6	26	—	59	58
副 校 長	11	0	2	—	13	14
教 頭	38	32	11	—	81	70
特別支援学校 部 主 事	20	7	0	—	27	31
教 諭	202	432	141	—	775	721
養 護 教 諭	2	6	3	—	11	27
実 習 助 手	15	19	10	—	44	54
寄宿舎指導員	3	1	3	—	7	7
栄 養 教 諭	5	—	—	—	5	—
栄養教諭(任用 替 え)	1	—	—	—	1	1
事務職員等	46	78	30	31	185	140
計	370	581	226	31	1,208	1,123

- (注) 1 退職者の定年・勸奨退職者数 187人(前年141人)
 校 長 26(23) 特別支援学校部主事 0(2)
 副 校 長 2(4) 教 職 員 118(88)
 教 頭 11(7) 事 務 職 員 等 30(17)
- 2 全日制と定時制・通信制との交流 49人(前年48)
 定時制・通信制→全日制 22(20) 全日制→定時制・通信制 27(28)
- 3 事務職員等の知事部局等との人事交流 79人(前年60人)
 学校→知事部局 31(23) 教委事務局→学校 4(3)
 学校→教委事務局 2(3) 知事部局等→学校 42(31)

エ 県外の計画的人事

(ア) 他県(鹿児島県)との教育人事交流

鹿児島県教育委員会との間に覚書をかわし、相互に清新の気風の導入を図り、両県教育の振興に資するため、高等学校教員について、昭和45年度から計画的な人事交流を行っている。勤務期間は3年である。(令和3年度も各1人の人事交流を行った。)

4 教職員の給与、勤務条件等

教職員の給与については(1)以下のとおりであるが、義務教育諸学校の教育職員の給与については、「学校教育の水準の維持向上のため義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(以下「人確法」という。)により、一般の職員の給与水準に比較して優遇措置が講じられ、数次にわたって給与改善が行われた。

第1次改善(昭和49年1月1日実施)

給料表の改善

教育職給料表(三)の全号給について、中堅層以上の教員の改善を中心に所要の改善が行われた。また、教育職給料表(二)についても、所要の改善が行われた。

第2次改善(昭和50年1月1日実施)

(1) 給料表の改善

教育職給料表(三)の全等級について、経験豊かな層の教員の改善を中心とした所要の改善を行い、教頭職の明確化に伴い新たに特1等級を設置し、4等級制とした。

また、教育職給料表(二)についても、所要の改善が行われた。

(2) 義務教育等教員特別手当の支給

新たに義務教育等教員特別手当が設けられ小・中学校の教育職員に等級号給に応じて手当が支給されることになった。また、高等学校等の教育職員についても同様の措置がとられた。

第3次(前期分)改善(昭和52年4月1日実施)

(1) 標準職務表の改善

原則として、校長は特1等級、教頭は1等級に格付けした。

(2) 義務教育等教員特別手当の改正

月額の高額の引き上げが行われた。

(3) 教育職員手当(主任手当、部活動手当)の支給

主任等の職務を行う教員及び学校の管理下における部活動の指導業務に従事した教員に日額の手当を支給することとした。

第3次(後期分)改善

(1) 義務教育等教員特別手当の改正(昭和53年4月1日適用)

月額の高額を引き上げた。

(2) 管理職手当の改正(昭和54年1月1日適用)

大規模学校の校長及び教頭の支給割合を100分の2引き上げ、それぞれ100分の14及び100分の12とした。

(3) 教育職員手当(主任手当、部活動手当)の改正(昭和53年4月1日適用)

手当の対象となる主任等の範囲を拡大し、部活動手当の従事時間を4時間程度とした。

第3次(後期積残し分)改善

管理職手当の改正(昭和55年4月1日適用)

管理職手当の支給に係る大規模校としての学級規模を改正した。

その他人確法実施以後に行われた改正等のうち主なもの

(1) 土曜開庁方式導入に伴う4週6休制(平成元年4月30日実施)

4週間に2回の土曜日を勤務を要しない日とした。ただし、教員等については、52週間につき勤務を要しない日となる26土曜日に担当する104時間を夏季、冬季等の休業日にまとめて指定することとした。

(2) 配偶者出産休暇の新設(昭和58年4月1日実施)

配偶者が出産した場合、2日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

(3) 給与の口座振込制度の導入(昭和58年7月1日実施)

職員が希望した場合、給料、期末勉強手当等を口座振込により支給することとした。

(4) 給料表の改正(昭和60年7月1日実施)

給料表を等級制から級制に改めるとともに、職務の等級を職務の級に改め、最も下位の級を1級として職務の級の序列を編成し直した。

- (5) 妊婦障害休暇の新設（平成元年4月1日実施）

妊婦に起因する障害により就業が著しく困難となる場合、7日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

- (6) 夏期の休暇の新設（平成3年4月1日実施）

夏期における盆等の諸行事、心身の健康維持・増進又は家庭生活の充実のため、連続することを原則とする4日間の範囲内で特別休暇を認めることとした。

- (7) 新育児休業制度の導入（平成4年4月1日実施）

従来、女子教育職員等の特定職権の女子職員を対象として設けられていた育児休業制度について、すべての職員を対象として育児休業をすることができることとした。

また、職員が育児休業をせず勤務しつつ子を養育しようとする場合、1日の勤務時間の一部について勤務しない部分休業を新たに認めることとした。

- (8) 完全週休2日制の実施（平成4年8月1日実施）

日曜日及び土曜日は勤務を要しない日とし、職員の勤務時間は1週間につき40時間とした。また、日曜日又は土曜日に閉庁する機関に勤務する職員等については、1週間当たりの勤務時間は40時間とした。

なお、教員等については、日曜日及び学校5日制の休業土曜日（毎月の第2土曜日）を勤務を要しない日とすることに加えて、52週間につき勤務を要しない日となる40土曜日に相当する160時間を夏季、冬季等の休業日にまとめて指定することとした。

- (9) 介護休暇の新設（平成7年1月1日実施）

職員が長期にわたり家族等の介護を余儀なくされる場合、連続する3月の範囲内で必要と認められる期間、職務からの離脱を休暇として認められることとした。

- (10) ボランティア休暇の新設（平成9年1月1日適用）

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合、一の年において5日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

- (11) 職員組合への在籍専従期間を5年から7年にした。（平成9年4月1日適用）

- (12) 旅費の支給を口座振込で実施することとした。（平成9年4月1日適用、ただし、小・中学校は平成10年7月1日適用）

- (13) 多胎妊婦の場合の産前特別休暇の期間を10週間から14週間にした。（平成10年4月1日適用）

- (14) 昇給停止年齢を55歳（当分の間57歳）とした。（平成11年4月1日適用、ただし、経過措置あり）

- (15) 調整手当の異動保障を廃止した。（平成12年4月1日適用）

- (16) 岐阜県職員退職手当条例を一部改正（平成13年4月1日適用）

平成13年度から平成15年度までの間の時限措置として、勸奨により退職する職員に支給する退職手当について特例措置を設けた。

- (17) 大学院修学休業制度を導入した。（平成13年4月1日適用）

- (18) 新再任用制度を導入した。（平成13年4月1日適用）

- (19) 岐阜県職員等旅費条例を大幅に改正した。（平成14年1月1日適用）

- (20) 学校における完全週休2日制を実施した。（平成14年4月1日適用）

- (21) 育児休業の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満とした。（平成14年4月1日適用）

- (22) 介護休暇の期間を連続する3月の期間内から連続する6月の期間内とした。（平成14年4月1日適用）

- (23) 子の看護のための特別休暇を一の年において5日の範囲内の期間において認めることとした。（平成14年4月30日適用）

- (24) 当分の間57歳としていた昇給停止年齢を55歳とした。（平成15年4月1日適用、ただし、経過措置あり。）

- (25) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成16年1月1日適用）

20年以上勤務して退職した職員の退職手当の支給率を削減した。

- (26) 岐阜市にかかると調整手当を廃止した。(平成17年1月1日適用)
- (27) 20年以上勤務して退職する職員にかかると特別昇給を廃止した。(平成17年3月31日施行)
- (28) 男性職員の育児参加のために、配偶者の産前産後の期間内において5日の範囲内で取得できる特別休暇を新設した。(平成17年4月1日適用)
- (29) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を新設した。(平成17年4月1日)
- (30) 給与構造改革を実施した。(平成18年4月1日適用)
 - ・給与月額を平均5%引き下げ、号給を4分割した給料表へ移行
 - ・昇給日(1月1日)を年1回に統一し、勤務成績に応じた昇給幅の昇給
 - ・地域手当の新設
- (31) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正(平成18年4月1日適用)
新たな「調整額」を加算して退職手当を算出することとした。
- (32) 不妊治療を受ける場合の特別休暇を一年において6日の範囲内の期間において認めることとした。(平成18年4月1日適用)
- (33) 管理職手当を定額支給とした。(平成19年4月1日適用)
- (34) 休息時間を廃止した。(平成19年4月1日適用)
- (35) 岐阜県職員等旅費条例の一部改正(平成19年4月1日適用)
実態に即した旅費計算をするため、県内の市町村区域の起点を細分化した。
- (36) 教育職員手当(部活動手当等)の額を倍増した。(平成20年10月1日適用)
- (37) 義務教育等教員特別手当の改正(平成21年1月1日適用)
月額の最高額を引き下げた。
- (38) 給料表の改正
職務の級に特2級を新設し、4級制から5級制とした。(平成21年4月1日適用)
- (39) 岐阜県職員等旅費条例の一部改正(平成21年4月1日適用)
給料表の級による区分を廃止した。
- (40) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の制定(平成21年4月1日適用)
現下の厳しい財政状況に鑑み、職員の給料の月額を抑制することとした。
- (41) 給料表の改正(平成21年12月1日適用)
若年層を除き、給料の月額を引き下げた。
- (42) 義務教育等教員特別手当の改正(平成22年1月1日適用)
月額の最高額を引き下げた。
- (43) 給料の調整額の改正(平成22年1月1日適用)
調整数(特別支援教育に関するもの)を引き下げた。
- (44) 産業教育手当、定時制通信教育手当の改正(平成22年4月1日適用)
支給率を引き下げた。
- (45) 時間外勤務手当の改正(平成22年4月1日適用)
勤務一時間当たりの単価算出方法等を変更した。
- (46) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正(平成22年4月1日適用)
職員の給料の月額の抑制率を改正した。
- (47) 特別休暇制度の一部改正(平成22年6月30日適用)
 - 子の看護休暇の拡充
一の年において5日までを、子が2人以上の場合には10日までに変更した。
短期介護休暇の新設
一の年において5日まで取得できるようにした。
- (48) 職員の勤務時間の短縮(平成22年8月1日適用)
1日の勤務時間を8時間から7時間45分にした。

- (49) 義務教育等教員特別手当の改正（平成23年1月1日適用）
月額の高額を引き下げた。
- (50) 給料の調整額の改正（平成23年1月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (51) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成23年4月1日適用）
職員の給料の月額の抑制率を改正した。
- (52) 給料の調整額の改正（平成23年4月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (53) 住居手当の改正（平成23年4月1日適用）
自宅にかかる住居手当（単身赴任者にかかるものを含む。）を廃止した。
- (54) 自己啓発等休業制度の創設（平成24年4月1日適用）
大学等の教育課程履修又は外国における奉仕活動のための休業制度の創設
- (55) 特別休暇制度の一部改正（平成24年4月1日適用）
子の看護休暇の対象範囲を中学校就学の始期に達するまでの子のみから家族（配偶者、
父母、配偶者の父母、子）に拡大し、家族看護休暇とした。
- (56) 給料の調整額の改正（平成24年4月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (57) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成24年4月1日適用）
職員の給料の月額の抑制率を改正した。
- (58) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成25年4月1日適用）
退職手当の支給率を平成26年7月にかけて段階的に引き下げることにした。
- (59) 特別支援教育に従事する職員に支給されていた給料の調整額を廃止した。（平成25年4
月1日適用）
- (60) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の制定（平成25年7月1日適用）
国からの要請に基づく職員の給与の減額を実施
- (61) 高齢層職員の昇給昇格制度の改正（平成26年1月1日適用）
55歳を超える職員の昇給は勤務成績が特に良好である場合に限り行うことにした。位の
号給から昇格する場合の昇格後の号給を抑制した。
- (62) 通勤手当の改正（平成26年4月1日適用）
自動車等を使用して通勤する職員の通勤手当について、60以上の距離区分を新たに設け、
手当額を増額した。
- (63) 技能職員等の給料表切替（平成26年4月1日適用）
技能職員等の適用する給料表を行政職給料表から技能労務職給料表に切り替え。
- (64) 特別休暇制度の一部改正（平成26年4月1日適用）
家族看護休暇を、学校等において実施される行事に出席する場合に取得できるよう拡充した。
- (65) 週休日の振替期間の改正（平成26年4月1日適用）
公立学校の教職員が土曜授業等を行った場合の週休日の振替期間を前8週後16週に拡充。
- (66) 配偶者同行休業制度を導入した。（平成26年8月1日適用）
- (67) 給与制度の総合的見直しを実施した。（平成27年4月1日適用）
現行の給与水準を維持しつつ、給料表における給与カーブを見直した。
- (68) 教育職員手当（部活動手当等）の額を25%増額した。（平成27年4月1日適用）
- (69) 単身赴任手当の改正（平成27年4月1日適用）
基礎額及び加算額を引き上げた。
- (70) 寒冷地手当の改正（平成27年4月1日適用）
支給対象地域及び支給対象公署を見直し。

- (71) 地域手当の改正（平成28年4月1日適用）
支給地域及び支給割合を拡充した。
- (72) 介護時間制度の新設（平成29年1月1日適用）
連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得可能。
- (73) 教育職員手当（部活動手当等）の額を20%増額した。（平成30年1月1日適用）
- (74) 退職手当の支給率を引き下げ、調整額を引き上げた。（平成30年4月1日適用）
- (75) 扶養手当の改正（平成30年4月1日適用）
配偶者に係る手当額を引き下げ、子に係る手当額を引き上げた。（段階実施）
- (76) 宿日直手当の改正（平成30年4月1日適用）
宿日直手当の勤務1回に係る支給額を引き上げた。
- (77) 教育職員手当（部活動手当）の従事時間を3時間程度とした。（平成31年4月1日適用）

5 教職員の免許

教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的としており、学校教育制度の根幹をなすもので、その授与は、各都道府県の教育委員会が行っている。

(1) 免許状の授与

免許事務は、毎月25日までに受理した申請書類を、末日付けて処理し、翌月にその交付を行っている。

なお、臨時免許状の交付に当たっては、その有効期間が、授与を受けてから3年間となっているため、臨時免許状所有者には、その期間内での正規の資格取得を促している。

令和2年度の授与件数は、次のとおりである。

令和2年度免許状授与等件数

免許状の種類		件数	免許状の種類		件数
小学校	専修	44	特別支援学校	専修	11
	1種	720		1種	76
	2種	41		2種	107
中学校	専修	56	特別支援学校 (自立教科等)	1種	0
	1種	701			
高等学校	専修	82	特別支援学校 (領域追加等)	専修	0
	1種	801		1種	2
				2種	6

免許状の種類		件数	免許状の種類		件数
幼稚園	専修	10	臨時免許	幼稚園	1
	1種	209		小学校	15
	2種	223		中学校	3
養護教諭	専修	0	高等学校	2	2
	1種	24		特別支援学校	—
	2種	11	書換え・再交付		221
栄養教諭	1種	29	計		3,446
	2種	4			

(2) 免許状の失効

免許状を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- ・教育職員免許法第5条第1項第3号又は第6号に該当するに至ったとき。
- ・公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき。
- ・公立学校の教員であって地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

令和2年度の失効件数は、免許状24件（事案9件）である。

その他、現職の教育職員について、免許状更新のための講習修了確認期限までに必要な手続きをせず失効した件数は、免許状1件（事案1件）である。

(3) 免許状の取上げ

免許状を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- ・国立学校又は私立学校の教員が、懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- ・国立学校又は私立学校の教員であって、教育職員免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法の分限免職に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- ・条件附採用期間中又は臨時的に任用された公立学校の教員であって、教育職員免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法の分限免職に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。
- ・免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

令和2年度の取り上げ件数は次のとおりである。

実績なし

(4) 免許教科外教科担任の許可

一定の要件の下で、その学校長と教諭の連名による申請により、その教科についての免許状を有しない教諭がその教科を担当することを、一年以内に限って許可している。

令和2年度の許可件数は、次のとおりである。

令和2年度免許教科外教科担任の許可件数

学校区分 \ 教科	国語	社会	地理 歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	保健	技術	家庭
中 学 校	19	23	/	/	35	14	3	14	52	0	87	74
高 等 学 校	2	/	1	3	3	1	0	0	1	0	/	6
特 別 支 援 学 校	1	0	0	0	1	0	1	8	0	0	9	3
計	22	23	1	3	39	15	4	22	53	0	96	83
学校区分 \ 教科	外国語	書道	看護	情報	農業	工業	商業	福祉	宗教	工芸	職業	計
中 学 校	16	/	/	/	/	/	/	/	0	/	0	337
高 等 学 校	3	2	0	51	1	6	5	15	0	6	0	106
特 別 支 援 学 校	0	0	0	2	1	4	0	1	0	0	0	31
計	19	2	0	53	2	10	5	16	0	6	0	474

(5) 特別非常勤講師の届出の受理

学校教育の効果的な実施のため特に必要な場合には、各教科の領域の一部、道徳の一部、総合的な学習の時間の一部、またはクラブ活動について、教員免許状を所持していない者であっても、専門的知識や技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と見識を持っている社会人を、特別非常勤講師として届け出ることによって任用が可能となっている。

令和2年度の届出は、小学校23件、中学校15件、高等学校107件、特別支援学校92件であった。

(6) 免許状の取得のための事業

昭和24年の教育職員免許法の施行以来、免許法認定講習などにより、教職員の資質の向上を図るとともに、免許取得の機会を設けてきた。

令和2年度において免許状を取得させるために次のとおり免許法認定講習を実施した。

岐阜県教育委員会免許法認定講習

期 間 7月11日から9月6日まで

場 所 岐阜大学、岐阜盲学校、OKBふれあい会館、岐阜聖徳学園大学

科 目 特別支援教育に関する科目（一部講習をオンライン形式で開講）

令和2年度免許法認定講習実施状況

講 座 数	受講承認者数
特別支援教育に関する科目	9講座 330人
計	9講座 330人

6 教職員団体

- 岐阜県教職員組合
- 岐阜県学校職員組合
- 岐阜県公立小中学校事務職員組合
- 岐阜県職員組合
- 岐阜県公立学校教職員組合
- 揖斐郡教職員組合
- 養老郡教職員組合
- 多治見市職員労働組合
- 土岐市職員労働組合
- 瑞浪市職員労働組合連合会
- 恵那市職員労働組合
- 高山市教職員組合
- 飛騨市教職員組合

第6節 公立幼稚園

平成20年12月策定の「岐阜県教育ビジョン」、平成26年3月策定の「第2次岐阜県教育ビジョン」いずれにおいても、その基本目標の一つに「幼児期からの教育の充実」を掲げ、取り組むべき施策として、幼児教育の振興を図るための具体的な施策を示した。

平成20年10月には「岐阜県幼児教育の在り方検討委員会」を設置し、県内の学識経験者、幼稚園や保育所関係者、保護者、主任児童委員、市町村関係者等幅広い立場から今後の岐阜県の幼児教育の在り方について検討を進めた。その後、同会からの提言を受けて、岐阜県の幼児教育の課題を解決し、振興する方策を示した総合的な計画として、平成22年3月に「岐阜県幼児教育アクションプラン『ぎふっこ』すこやかプラン」を策定した。

本プランの具現に向け、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携、発達の課題に即した教育・保育の充実、特別支援教育の体制整備、教員や保育士の資質及び専門性の向上、幼稚園や保育所、認定こども園と家庭や地域社会との連携等の推進が図られてきた。

平成27年度は、県内6地区において「幼保小連携推進地区協議会」を実施した。さらに「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン策定委員会」（岐阜県幼児教育推進会議を兼ねる。）を設置し、「第1次岐阜県幼児教育アクションプラン」の成果と課題を踏まえつつ、今後の岐阜県の幼児教育の在り方について検討をした。その中で審議されたことをもとに、平成28年3月に「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」を策定した。また、平成29年度は、「幼保小連携資料（接続期カリキュラム）」を作成した。平成30年度以降、同資料を県内に広く普及させるとともに、活用を促し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に向けた指導方法等の改善を推進してきた。

令和3年度は、学識経験者等による「岐阜県幼児教育推進会議」を継続して設置し、「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」の重点である「3つの深まる」についての実施状況を把握するとともに、今後の幼児教育の推進・充実に関する意見聴取を行う。また、「第3次岐阜県幼児教育アクションプラン」を策定する。

公立幼稚園の現況

年 度	園 数 A	学 級 数 B	1 園当 たり学級数 B / A	本 務 教 員 数 C	1 園当 たり教員数 C / A	園 児 数 D	1 園当 たり園児数 D / A
平成10年度	90	261	2.90	469	5.21	6,535	72.6
平成11年度	90	261	2.90	472	5.24	6,325	70.3
平成12年度	90	262	2.91	480	5.33	6,365	70.7
平成13年度	91	261	2.87	494	5.43	6,344	69.7
平成14年度	91	299	3.29	506	5.56	6,349	69.8
平成15年度	90	304	3.38	516	5.73	6,320	70.2
平成16年度	93	295	3.17	515	5.54	6,074	65.3
平成17年度	87	268	3.08	481	5.53	5,438	62.5
平成18年度	87	263	3.02	501	5.76	5,358	61.6
平成19年度	87	284	3.26	512	5.89	5,287	60.8
平成20年度	87	283	3.25	535	6.14	5,101	60.7
平成21年度	82	266	3.24	528	6.43	4,873	59.4
平成22年度	82	256	3.12	546	6.65	4,771	58.1
平成23年度	82	250	3.04	534	6.51	4,586	55.9
平成24年度	82	265	3.23	540	6.58	4,564	55.6
平成25年度	83	275	3.31	561	6.76	4,360	52.5
平成26年度	84	295	3.51	589	7.01	4,483	53.4
平成27年度	80	280	3.50	568	7.10	4,323	54.0
平成28年度	81	291	3.59	581	7.17	4,550	56.2
平成29年度	75	279	3.72	559	7.45	4,379	58.4
平成30年度	72	295	4.10	581	8.07	4,188	58.2
令和元年度	69	296	4.28	580	8.40	3,898	56.4
令和2年度	68	289	4.25	527	7.75	3,385	49.8

(学校基本調査による)

幼稚園数・就園率

年 次	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
幼稚園数	198	197	196	200	193	192	192	188	188	188
就園率(本県) %	55.6	54.5	53.4	53.3	51.5	48.4	47.8	47.6	47.5	48.0
就園率(全国平均) %	61.6	60.6	59.3	58.9	58.5	57.7	57.2	56.7	56.4	56.2

年 次	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2
幼稚園数	188	188	188	188	184	184	177	172	167	164
就園率(本県) %	47.9	46.3	46.5	45.2	45.5	45.3	45.3	44.5	43.6	42.3
就園率(全国平均) %	55.3	55.1	54.8	54.2	53.5	48.5	46.5	44.8	42.6	38.4

(学校基本調査幼稚園・小学校による。幼稚園修了者数/小学校入学者数)

県乳幼児年齢別推計人口(令和2年7月1日現在岐阜県人口動態統計調査結果-県統計課-)

年齢(歳)	0	1	2	3	4	5
人口	12,987	13,860	14,660	15,129	15,295	15,575

第7節 私立学校

1 幼稚園

令和2年5月1日現在、幼稚園96園が設置されており、在籍園児数は15,616人である。幼稚園に対する助成制度としては、幼稚園の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減並びに学校経営の健全性を高めるため、教育振興費補助金を交付するほか、一般社団法人岐阜県私立幼稚園連合会等に対して補助金等を交付する。

私立幼稚園教育振興費補助金	4,099,367千円	(うち教育改革推進特別補助金 801,606千円)
幼児教育緊急環境整備事業費補助金	75,000千円	
認定こども園施設整備事業費補助金	130,456千円	
私立幼稚園連合会補助金	270千円	
私立幼稚園PTA連合会補助金	180千円	
私立幼稚園子育て支援事業費補助金	360千円	

2 小・中学校

令和2年5月1日現在、小学校2校、中学校9校が設置されており、在籍児童・生徒数は小学校558人、中学校1,466人である。

3 高等学校

令和2年5月1日現在、全日制課程15校、通信制課程6校が設置されており、在籍生徒数全日制課程11,049人、通信制課程2,603人である。

高等学校に対する助成制度としては、高等学校の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減並びに学校経営の健全性を高めるため、教育振興費補助金を交付するほか、グローバル人材の育成を目的とした事業等に対し補助金を交付する。また、家庭の経済的状況に関わらず全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ちこめるよう、就学支援補助金及び授業料軽減補助金等を交付する。

私立高等学校等教育振興費補助金(小・中学校分を含む。)	4,897,728千円
(うち教育改革推進特別補助金)	675,400千円)
私立高等学校等就学支援補助金	3,119,999千円
私立高等学校等奨学給付金	205,267千円
私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金	9,174千円
私立高等学校等授業料軽減補助金(小・中学校分を含む)	246,838千円
私立小中学校等修学支援補助金	5,430千円
岐阜県選奨生奨学金	49,008千円
岐阜県高等学校奨学金	54,180千円
岐阜県子育て支援奨学金	37,935千円
社団法人岐阜県私学振興会補助金	450千円

4 専修学校・各種学校

(1) 専修学校

令和2年5月1日現在、学校法人立21校、その他法人立4校、個人立1校の計26校があり、在籍生徒数は3,251人で専修学校の分野別内訳は、次のとおりである。

[専門課程]

服飾・家政関係	6	医療関係	7	教育・社会福祉	1
衛生関係	3	工業関係	3		
商業実務関係	2	文化・教養関係	2		

[高等課程]

服飾・家政関係	3	衛生関係	1	工業関係	1
---------	---	------	---	------	---

[一般課程]

服飾・家政関係	6	衛生関係	1		
---------	---	------	---	--	--

(2) 各種学校

令和2年5月1日現在、学校法人立7校、その他法人立17校、個人立9校の計33校であり、在籍生徒数は2,955人である。

学校の種類別内訳は、次のとおりである。

洋裁・和裁	2校	珠算・簿記	8校
編物・手芸	1校	自動車運転	6校
看護	7校	その他	9校

(3) 助成制度

専修学校・各種学校の教育振興を図るため、教育振興費補助金等を交付する。

私立専修学校等教育振興費補助金	143,191千円
(うち教育改革推進特別補助金)	36,990千円)
私立専修学校・各種学校連合会補助金	2,100千円
(うち個性を伸ばす教育奨励事業費補助金)	1,400千円)
私立専修学校専門課程就学支援補助金	1,176千円
高等教育修学支援事業費	215,960千円

5 その他

・文部科学省所轄の私立学校は、大学9校、短期大学10校の計19校がある。

私立大学協会補助金 90千円

私立短期大学協会補助金 90千円

・私立学校教職員共済法により、組合員及び学校法人等の掛金軽減のため、日本私立学校振興・共済事業団に対して99,729千円を補助する。

・私立学校教員の福利向上を図るため、一般社団法人岐阜県私学教職員退職金社団の退職金資金積立に要する経費に対して208,690千円を補助する。

・私立学校教職員の資質向上、私学教育の振興を図るため、岐阜県私学団体連合会の研修等に要する経費に対して270千円を補助する。

第2章 調査統計

1 教育調査統計

教育の効果をあげるためには、教育の実態を正確に把握し、その進むべき方向を明らかにする必要がある。

このため、各種教育調査統計を実施しているが、教育総務課所管に係るものの概要は、以下のとおりである。

2 令和2年度の教育調査統計

(1) 地方教育費調査

地方教育行政機関及び公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を対象として、令和2会計年度の学校教育費、社会教育費、教育行政費について、財源別・支出項目別に調査した。また、教育に係る収入及び教育費と基準財政需要額との関係について、あわせて調査した。

(2) 子供の学習費調査

新型コロナウイルス感染症の影響により、調査中止。

3 令和3年度の教育調査統計計画

文部科学省の実施する調査を基礎とし、県の教育行政に必要な資料を得るため、次の統計調査を実施する。

(1) 地方教育費調査

地方教育行政機関及び公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を対象として、令和3会計年度の学校教育費、社会教育費、教育行政費について、財源別・支出項目別に調査する。また、教育に係る収入及び教育費と基準財政需要額との関係並びに地方教育行政機関の組織等の状況についてあわせて調査する。

(2) 子供の学習費調査

子供を公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校に通学させている保護者が支出した経費を、学校教育のために支出した経費、給食費として支出した経費、学習塾等の補助学習費やけいこごとなどのその他の学校外活動費として支出した経費に区分するとともに、世帯の年間収入をあわせて調査する。

(3) 社会教育調査

社会教育行政機関及び公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等、生涯学習センター等の社会教育施設を対象として、職員数や利用者数、事業の実施状況について調査する。

第3章 広報・広聴活動

1 概況

教育委員会の行う広報・広聴活動は、教育施策や方針及び当面する教育問題に対しての教育委員会の考え方の周知徹底を図るとともに、県民及び教育関係者の教育に対する意見要望等を聴取することを主としている。

2 令和2年度の事業

(1) 広報活動

ア 令和2年度版「岐阜県の教育」の発行

Ａ5判160ページ年1回、210部発行。岐阜県の教育の現状として教育行政全般の解説をし、主として県内教育機関に配布した。また、県教育委員会ホームページに掲載した。

イ 教育便覧「2021年度版岐阜県教育のすがた」（日英併記）の発行

Ａ4判8ページ年1回、900部発行。県教育行政、児童生徒の様子、学校の状況をグラフ等で紹介し、教育関係機関をはじめ各種会合参加者等に配付した。

ウ その他の広報活動

県広報「岐阜県からのお知らせ」や、テレビ・ラジオ「ぎふ県だより」（ぎふちゃん）等の県政広報番組、地デジ・データ放送、県教育委員会ホームページ等を活用して各種教育情報を発信した。

エ パブリシティ活動

教育委員会決定事項や各種調査の結果、事業など、県政記者クラブを通じて報道機関への情報提供を行った。

月別 種別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
記者会見	0	2	0	1	1	1	3	1	1	1	0	4	15
資料配布	1	5	1	8	3	5	13	9	12	1	8	3	69
計	1	7	1	9	4	6	16	10	13	2	8	7	84

(2) 広聴活動

教育行政施策に反映させるため、地域住民や教育関係者等から意見、要望等を聴く広聴活動として次のとおり開催した。

ア スクールミーティング 9校（小4校、中2校、高3校）

3 令和3年度の事業計画

(1) 広報活動

ア 令和3年度版「岐阜県の教育」の発行

Ａ5判約160ページ、210部発行。岐阜県の教育の現状と教育行政全般の解説

イ 教育便覧「2022年度版岐阜県教育のすがた」（日英併記）の発行

Ａ4判8ページ年1回、900部発行。県教育行政、児童生徒の様子、学校の状況をグラフ等で紹介し、教育関係機関をはじめ各種会合参加者、海外研修者等に配布する。

ウ その他の広報活動

県教育委員会ホームページ、県広報「岐阜県からのお知らせ」、県政広報番組、地デジ・データ放送、新聞紙面等を活用して各種教育情報を発信する。

エ バブリシティー活動

記者会見…県政記者クラブに対して、教育委員会決定事項、各種会議・調査結果、事業等の重要事項について発表する。

資料配布…県政記者クラブに対して、各種の事業・催事案内、通知、刊行物を配布

(2) 広聴活動

教育施策に反映させるため、県民及び教育関係者等から意見、要望を聴くため広聴会を次のとおり開催する。

ア スクールミーティング

学校における課題やニーズを把握し、「子どもの視線」での教育施策を推進するため、教育長が学校現場を訪問する折に、児童生徒や教職員、保護者などとの意見交流の場を設ける。

第4章 表彰

1 岐阜県教育委員会表彰

(1) 各界功労者表彰

岐阜県の教育、学芸その他文化の向上発展に関し、功績顕著な県内の団体及び個人に対して表彰を行う。

教職員の表彰は、次の項目に該当するものに対して行う。

ア 職務に関し、有益な実験研究をし、著書の発行をし、その他学術、芸芸及び芸術の振興を図り、教育文化の進歩に貢献してその功績が顕著であるとき。

イ 公務員としてその職責を遂行するため常に研究と修養に努め教育又は事務能力の刷新向上に努力し、その業績が抜群であるとき。

ウ 天災等に際し特別の功労があったとき。

エ その他特に表彰することを適当と認められる美事善行があり、他の模範であるとき。表彰は市町村（組合）の教育委員会及び県教育委員会事務局の本庁の各課長の推薦により、教育長を委員長とする表彰選考委員会で審査し、教育委員の会議において決定する。推薦は、原則5月末日まで行うものとし、表彰は8月中に行う。

第72回岐阜県教育功労者表彰

式典 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止

・多年学校における保健管理の振興に尽くしたのもの 23名

(2) 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰

ア 永年勤続表彰

県教育委員会事務局及び県教育委員会の所管に属する県立学校その他の教育機関に勤務する職員（岐阜県職員表彰規程（昭和29年岐阜県訓令甲第9号）に基づく表彰に該当すると認められる者を除く。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員で多年にわたりその職責を尽くし、他の模範として推奨に値するものを表彰する。

職員が次の各号のいずれかに該当すると県教育委員会が認める場合は、これを表彰する。

(ア) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和32年岐阜県人事委員会規則第6号）第44条の5第1項及び第2項並びに第44条の6第1項に規定する学校に勤務する校長及び教員で勤続10年以上に達し、平素その職責を尽くして他の規範である場合

(イ) 勤続20年以上に達し、平素その職責を尽くして他の規範である場合

(ウ) 勤続30年以上に達し、平素その職責を尽くして他の規範である場合
(エ) その他特に表彰することが適当である場合
表彰は、毎年8月中に行う。ただし、特に必要があると認めるときは、その都度行うことができる。

表彰は、市町村（組合）の教育委員会並びに県教育委員会事務局の本庁各課長、各教育事務所長及び各教育機関の長の推薦により行う。

令和2年度岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰

- ・ 勤続20年以上に達し他の規範であるもの 146人
（高等学校・特別支援学校40人、中学校27人、小学校66人、事務局等13人）
- ・ 勤続30年以上に達し他の規範であるもの 476人
（高等学校・特別支援学校118人、義務教育学校1人、中学校120人、小学校228人、事務局等9人）

イ 退職教員表彰

教職員として多年にわたって勤務した者等が退職した場合において、特に県教育に貢献した者を表彰する。

令和2年度退職教員表彰 593人

（高等学校・特別支援学校167人、義務教育学校2人、中学校132人、小学校288人、事務局等4人）

2 岐阜県教育委員会教育長表彰

(1) 学校部活動等指導功労者表彰

学校部活動の振興・発展を図るため、学校部活動等の指導者で次の項目に該当するものを表彰する。

ア 全国規模以上の大会等で、優勝又はこれに準ずる成績を収めた部等の育成に貢献したと認められる者

イ 同一種目の部等を永年指導し、部活動の振興発展に顕著な功績が認められる者

(2) 競技会等成績優秀者表彰

教育・文化の振興、発展を図るため、全国的又は国際的規模の競技会、コンクール等において優秀な成績を収めた次の項目に該当する個人又は団体を表彰する。

ア 全国的規模以上の大会等において入賞、又はこれと同等の成績を収めた個人又は団体で、清流の国ぎふ栄誉賞又は岐阜県民栄誉大賞の受賞に至らなかったもの

イ 清流の国ぎふ栄誉賞又は岐阜県民栄誉大賞の対象となる競技会等に準ずる大会等で上位入賞又はこれと同等の成績を収めた個人又は団体

令和2年度岐阜県教育委員会教育長表彰

式典 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止

- 優秀部育成者 該当者なし
- 永年指導者 7人（高等学校7人）
- 成績優秀者 6件（高校生3件）
- 成績優秀団体 4件（高等学校3件）

第5章 研 修

第1節 令和2年度の事業

1 施設・設備の概要

総合教育センター

- ・所在地 岐阜市藪田南5-9-1
- ・設置年月 昭和45年4月

2 令和2年度の事業概要

教育委員会では、学校教育の推進は、その直接の担い手である教員の資質や能力に負うところが大きいことから、全ての教員の資質と指導力の向上を図るため、教員研修の充実に努めている。平成12年度には、教科指導、教員研修、教育研究の一体化を図るため、研修管理課と学校支援課の2課の協働による教員の資質向上に努めた。平成18年度には、新たな教育課題に対する組織強化・組織再編、定数削減等の方針により、学校支援課が学校政策課と統合し県庁へ移転し、研修管理課は教育研修課へと名称変更した。平成20年度には、則武情報分室を、平成21年度には可児分室を閉鎖するが、その業務を総合教育センターへ縮小、移設し現在に至っている。

総合教育センターの事業は、「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標」及び「第3次岐阜県教育振興基本計画（教育ビジョン）」に基づいた研修体系を構築することで、教員一人一人がそれぞれのキャリアステージに応じ、自らの課題を明確にしながら自主的・自立的に研修を受講できる仕組みとなっている。また、今日的な教育課題への実践的な対応力を高めるため、研修講座を見直し、喫緊の課題に関する研修を充実させるとともに、働き方改革等の視点から、テレビ会議システム・Web会議システム・e-Learningの活用を推進している。

令和2年度は、総合教育センターの基本方針として「育成指標に基づき教職員が自らキャリアアップを図る研修の充実」を掲げ、教員研修の構築と充実に一層努めた。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web会議システムを活用した研修やオンデマンド配信による研修を積極的に実施した。

(1) 研修事業

ア 基本認識

世界的な視野をもち、地域社会の活性化に貢献する「地域社会人」の育成に向け、より質の高い教育を行っていくために、教職員の資質や指導力の向上を図るための研修の充実を図る。

イ 重点

- (ア) 選択講座の充実による自己の課題の明確化と主体性の向上
- (イ) 今日的な教育課題に関する講座の充実による対応力の向上
- (ウ) ICTによる効果的な研究環境の整備と活用

ウ 基本研修講座 57講座

参加人数 幼稚園 111人 小学校 1,530人 中学校 898人 義務教育学校 30人
高等学校 779人 特別支援学校 429人 その他 4人
合計 3,781人

※小学校・中学校・義務教育学校・高等学校は公立のみ 私立はその他に含む

エ 選択研修講座 168講座

参加人数 幼稚園 91人 小学校 2,854人 中学校 2,041人 義務教育学校 86人

高等学校 1,749人 特別支援学校 784人 その他 37人
合計 7,642人

※小学校・中学校・義務教育学校・高等学校は公立のみ 私立はその他に含む

(2) 主な教員派遣事業

- ア 英語教育海外派遣研修（独立行政法人教職員支援機構主催） 中止
国外大学プログラム 中止
- イ 教職員等中央研修（独立行政法人教職員支援機構主催）（オンライン研修）
副校長・教頭等 5日間、8人、中堅職員 5日間、15人
- ウ 生徒指導指導者養成研修（独立行政法人教職員支援機構主催）
小・高・特別支援学校生徒指導主事 3日間、9人
- エ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研修
専門研修 2か月間、10人
研究協議会 2日間、4人
- オ 産業教育派遣研修
産業・情報技術等指導者養成研修（独立行政法人教職員支援機構主催） 中止
産業教育実習助手（独立行政法人教職員支援機構主催） 中止
- カ 岐阜県長期内地派遣研修 中止
- キ 教頭等民間派遣研修 中止

(3) 教育情報事業

教育関係の資料は、図書 27,848冊、教育研究資料 49,148冊、雑誌 35,640冊、視聴覚資料 1,886点、その他新刊の教科書及び昭和40年以降の教科書18,075冊などを所蔵している。それらの資料は、総合教育センターのホームページからの検索が可能である。

(4) 科学教育等の事業

- ア 岐阜県児童生徒科学作品展
県内小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象に科学教育の振興を図るため、第64回児童生徒科学作品展を開催した。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、入賞作品等展示会及び表彰式は中止したが、出品点数は各地区展に出されたものを含めると、2,770点であった。
科学研究の一層の充実資するため、科学作品展集録「科学の芽」第47集を刊行し、県内小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び関係教育機関に配布した。

第2節 令和3年度の計画

1 総合教育センター事業の内容

(1) 基本方針と基本コンセプト

**育成指標に基づき教職員が自ら
キャリアアップを図る研修の充実
「自ら学び続ける教職員」**

①基本認識

世界的な視野をもち、地域社会の活性化に貢献する「地域社会人」の育成に向け、より質の高い教育を行っていくために、教職員の資質や指導力の向上を図るための研修の充実を図る。

②重点

- 選択講座の充実による自己の課題の明確化と主体性の向上
- 今日的な教育課題に関する講座の充実による対応力の向上
- ICT活用研修の充実による教科等指導力の向上

(2) 重点施策

①選択講座の充実による自己の課題の明確化と主体性の向上

- ・選択研修の講座を173講座開設した。
- ・育成指標に基づき全校種「学習指導」「生徒指導」「経営・分掌」の3つの柱で研修講座を設ける。自己課題に応じて研修講座を選択し受講する「基礎形成研修」を実施する。
- ・管理職は育成指標を基にし、基礎形成期において身に付けたい力を、どのようにつけていくのか期首面談等で若手教員と十分な話し合いを行い、校内研修と校外研修のプランニングをする。

②今日的な教育課題に関する講座の充実による対応力の向上

- ・アンケート等による受講者からの改善点等の要望、社会の変化に伴うニーズを掌握し、どの世代・校種にも広く対応した厳選した講話を実施する。
- ・法令に基づく事務処理やコンプライアンス意識の向上を図るため、すべての管理職を対象に、弁護士を講師とする研修を実施する。
- ・ハラスメントの発見・防止や、業務遂行に係る適切な労務管理について、すべての管理職を対象に、臨床心理士を講師とする研修を実施する。

③ICT活用研修の充実による教科等指導力の向上

- ・授業等における一人一台タブレット端末や学習支援ソフトの効果的な活用をテーマとした実技研修を実施するとともに、ICT学習環境整備後の新たな学びについて外部有識者の知見を得る講話や教科別の授業改善講座を実施する。
- ・テレビ会議システムを利用した研修講座の他、Web会議システムを活用し、勤務場所を離れず、在勤校にしながらの研修を実施する。
- ・在勤校等でいつでもオンデマンドで受講できるよう、e-Learningシステムにより情報モラル入門、表計算VBA、国立特別支援教育総合研究所の特別支援教育研修講座基礎編コンテンツを活用した特別支援教育基礎講座等の3講座を開設する。

(3) 総合教育センターの講座開設の工夫

- ・教員研修管理システムの導入により、研修の運営を効率化し、受講履歴等の情報の集約化を図った。(令和元年から)

(4) 内容(詳細は、総合教育センターHP <https://www.gifu-net.ed.jp/ggec/>)

①基本研修(59講座) (経年研修 30講座・職務研修 29講座)

講座名(略称)	対象
幼稚園等新規採用教員研修	幼認
初任者研修	小中義高特
新規採用養護教諭研修	小中義高特
新規採用栄養教諭研修	小中義特 (任用替を含む)
新規採用実習助手研修	高特
6年目研修	小中義高特養栄
中堅教諭等資質向上研修	幼認小中義高特養栄
常勤講師研修	小中義

講座名（略称）	対象
はじめての常勤講師研修	高 特
はじめての養護助教諭研修	高 特
市町村立小中学校等事務職員1年目研修	小 中 義
市町村立小中学校等事務職員3年目研修	小 中 義
新任学校司書研修	高
新任校長研修	小 中 義 高 特
新任副校長研修	高 特
新任教頭研修	小 中 義 高 特
新任部主事研修	特
新任主幹教諭研修	小 中 義
新任指導教諭研修	小 中 義
新任3主任研修	高 特
研修担当者研修・連絡協議会	高 特
県立学校ICT推進担当者研修 ～ICT環境を効果的に活用するために～	高 特
県立学校情報管理担当者研修	高 特
県立学校はじめての情報管理担当者研修	高 特
校務支援システム（e-教務）担当者研修 ～機能を使いこなし校務の効率up！～	高
特別支援学級（小・義）・言語通級指導教室 新任担当教員研修	小 義
特別支援学級（中・義）新任担当教員研修	中 義
特別支援学校 新任担当教員研修	特
特別支援学校 介護員・介護専門職研修	特
特別支援学校 寄宿舎指導員研修	特
市町村立小中学校等事務職員主任研修	小 中 義
市町村立小中学校等事務職員主査研修	小 中 義
市町村立小中学校等事務職員課長補佐研修	小 中 義
学校司書資質向上研修	高
学校司書エリアマネージャー研修	高
事例を通して学ぶいじめ事案対応研修	小 中 義 高 特（校長）
事例を通して学ぶいじめ事案対応研修	小 中 義 高 特
ALT（JETプログラム参加者）との指導力向上研修	幼 認 小 中 義 高

②選択研修（重点講話 5講座）

講座名（略称）	対象
重点講話① 特別支援教育 ～「キレやすい」児童生徒にどう対応するとよいか、 キレル子の心のメカニズムを理解し、 明日からのかかわりを考える～	幼 保 認 小 中 義 高 特

講座名（略称）	対象
重点講話② 学校課題 ～「性犯罪から子どもを守る」4つの前提条件を理解して、 よりよい就業環境を考える～	幼保認小中義高特
重点講話③ 学校課題 ～「まったなし！業務改善」学校における働き方改革を実 態（データ）をもとに考える～	幼保認小中義高特
重点講話④ 人権教育 ～「もっと知りたい！話したい！セクシャルマイノリ ティ」子どもの目線で「性」に関する意識を考える～	幼保認小中義高特
重点講話⑤ 情報化社会 ～「ICTの活用で授業を変え、学びを変える」ICT教 育の現状と動向を考える～	幼保認小中義高特

③選択研修（管理職向け研修 8講座）

講座名（略称）	対象
管理職アラカルト研修【学校経営】 ～組織を生かすリーダーシップ～	幼保認小中義高特
管理職アラカルト研修【働き方改革】 ～「忙しい」を当たり前にならない働き方～	幼保認小中義高特
管理職アラカルト研修【人材育成】 ～人を育てる仕事のあり方～	幼保認小中義高特
管理職アラカルト研修【教育課程】 ～実践 深い学び～	幼保認小中義高特
管理職アラカルト研修【ICT活用】 ～ICTと新たな学び～	幼保認小中義高特
管理職アラカルト研修【リスクマネジメント1】 ～学校外への説明責任～	幼保認小中義高特
管理職アラカルト研修【リスクマネジメント2】 ～保護者対応の心得～	幼保認小中義高特
管理職アラカルト研修【生徒指導】 ～法規の視点から考える生徒指導～	小中義高特

④選択研修（授業改善に関する研修 78講座）

講座名（略称）	対象
保育力向上講座（幼児教育） ～幼児理解と保育者の援助について考えよう～	幼保認特
感性を育む幼児教育講座 ～豊かな感性をもち、遊びや活動を楽しむ 子どもを育てよう～	幼保認特
感性を育む絵画指導講座 ～子どもの絵について、体験しながら考える一日～	幼保認小義特
幼保小連携講座 ～「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を通して、 つながろう～	幼保認小義特
幼児の運動遊び指導者講習会 ～幼児の体力向上に関するマネジメントの在り方～	幼保認小義特

講座名（略称）	対象
食育・環境教育実践講座 ～土にふれよう、楽しく育てよう！ 野菜・草花を通して…～	幼保認小義特
授業づくりサポート（小・義） ～日頃の悩みやアイデアと交流し、 明日からの授業づくりについて考えよう～	小義特
学習指導の基礎・基本（教科）（小・義） ～学習指導要領の理解を深め、 教科指導力の向上を図ろう～	小義特
授業を見て学ぶ（教科）（小・義） ～実際に授業を参観し、指導のコツをつかもう～	小義特
指導計画と評価（教科）（小・義） ～見通しをもって指導し、適切に評価する力を 身に付けよう～	小義特
授業改善講座（小・義 国語） ～児童が夢中になれる国語の授業づくりに向けて～	小義特
授業改善講座（小・義 社会） ～社会科における「主体的・対話的で深い学び」の実現に 向けた社会科指導の改善～	小義特
授業改善講座（小・義 算数） ～児童の学びの質を向上させる授業づくりのポイント～	小義特
授業改善講座（小・義 理科） ～授業づくりの悩みを仲間との交流や観察、実験を通して 解決しよう～	小義特
授業改善講座（小・義 音楽） ～資質・能力を確実に育成するために 音楽的な見方・考 え方を働かせた学習活動の充実～	小義特
授業改善講座（小・義 図画工作） ～生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力 の育成を目指して～	小義特
授業改善講座（小・義 体育） ～ねらいを明確にした授業づくり～	小義特
授業改善講座（小・義 家庭） ～「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、家庭科の 指導力を高めよう～	小中義特
授業改善講座（小・義 生活） ～実践から学ぶ！気付きの質を高める生活科学習への指 導改善～	小義特
岐阜県「教科学習Webシステム」に関する研修 ～かんたん・べんり・楽しく学んで学力アップ～	小義特
遊びを活用した体力向上指導者講習会 ～楽しい体育の極意～	小義特
小学校英語指導力向上講座 ～教室を本物のコミュニケーションの場に！ 言語活動 をさらに充実させよう！～	小中義高特

講座名（略称）	対象
小学校教員みんなでClassroom English講座 ～教育事務所で英会話!!思い出そう!使ってみよう!自信をもとう!～	小 義 特
e-Learning 小学校外国語講座 オンライン研修で指導力・英語力を向上させよう。	小 義
道徳教育と「特別の教科 道徳」 ～要となる「特別の教科 道徳」の授業づくりのポイントを学ぼう～	小 中 義 特
「特別の教科 道徳」の授業づくり講座Ⅰ ～「考え、議論する」道徳の授業を考えよう～	小 中 義 特
「特別の教科 道徳」の授業づくり講座Ⅱ ～「考え、議論する」道徳の授業を考えよう～	小 中 義 特
総合的な学習の時間（小・中・義） ～これからの教育で求められる カリキュラムデザインのコツ～	小 中 義 特
授業づくりサポート（中・義） ～日頃の悩みやアイデアと交流し、明日からの授業づくりについて考えよう～	中 義 特
学習指導の基礎・基本（教科）（中・義） ～学習指導要領の理解を深め、 教科指導力の向上を図ろう～	中 義 特
授業を見て学ぶ（教科）（中・義） ～実際に授業を参観し、指導のコツをつかもう～	中 義 特
指導計画と評価（教科）（中・義） ～見通しをもって指導し、適切に評価する力を 身に付けよう～	中 義 特
授業改善講座（中・義 国語） ～生徒がのめりこむ国語の授業づくりに向けて～	中 義 特
授業改善講座（中・義 社会） ～社会科における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた社会科指導の改善～	中 義 特
授業改善講座（中・義 数学） ～生徒の学びの質を向上させる授業づくりのポイント～	中 義 特
授業改善講座（中・義 理科） ～授業づくりの悩みを仲間との交流や観察、実験を通して解決しよう～	中 義 特
授業改善講座（中・義 音楽） ～資質・能力を確実に育成するために 音楽的な見方・考え方を働かせた学習活動の充実～	中 義 特
授業改善講座（中・義 美術） ～生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力の育成を目指して～	中 義 特
授業改善講座（中・義 保健体育） ～ねらいを明確にした授業づくり～	中 義 特
授業改善講座（中・義 技術） ～新学習指導要領で何が求められているか?～	中 義 特

講座名（略称）	対象
授業改善講座（中・義 家庭） ～学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえて、家庭科（家庭分野）の指導力を高めよう～	小 中 義 特
中学校英語指導力向上講座 ～新学習指導要領のスタート！ 授業づくりのポイントを再確認しよう！～	小 中 義 高 特
e-Learning 中・高等学校英語講座 オンライン研修で英語指導力を向上させよう	中 義 高 特
教科指導基礎力向上講座（高） ～授業の基礎・基本を学び、教科指導力の向上を図ろう～	高 特
授業改善講座（高 国語） ～実践から学び、実践で追究する！新時代を切り開く力を育む国語の授業づくり！～	中 義 高 特
授業改善講座（高 地歴公民） ～ICTを活用した新たな学びの実践に向けて～	高 特
授業改善講座（高 数学） ～実践から学ぶ、授業力向上～	高 特
授業改善講座（高 情報） ～実践に学ぶ！資質・能力を育む情報の授業！～	高 特
授業改善講座1（高 外国語） ～発信力強化のための「評価」について～	高 特
授業改善講座2（高 外国語） ～共通テストリーディング、リスニング指導力アップ～	高 特
授業改善講座（高 家庭福祉） ～「主体的・対話的で深い学び」に対応した授業の研究をしよう～	高 特
授業改善講座（高 理科） ～実験は楽しい！実験のネタが手に入る～	高 特
授業改善講座（高 音楽） ～ICTを活用した授業づくりについて考える～	高 特
授業改善講座（高 工業） ～ICTを活用した魅力ある授業をデザインする～	高 特
授業改善講座（高 美術） ～ICTを活用した授業づくりについて考える～	高 特
技術力向上講座（高 家庭福祉） ～家庭・福祉の実技指導力向上を目指して～	高 特
技術を生かした農業の授業づくり講座（高 農業） ～農業の「深い学び」につなげる専門力・授業力の向上～	高 特
マーケティング戦略講座（高 商業） ～観光振興・商品開発・事業開発を実践的に行う 課題解決型授業～	高 特
授業改善講座（高 商業） ～ICT機器を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた商業教育！～	高 特
モノづくりスキルアップ講座（高 工業） ～先端技術を学び、モノづくりスキルアップ～	中 義 高 特

講座名（略称）	対象
日本の伝統音楽のよさを学ぶ ～日本の伝統音楽のよさを体験！一流講師から学ぶ「和太鼓」「箏」「篠笛」「民謡」の基礎講座～	幼保認小中義高特
社会、地理歴史、公民教材開発講座 ～実際の裁判を傍聴し、法教育について考える～	幼保認小中義高特
家庭科実技講習会 ～家庭科の基礎的な実技の指導力を身に付けよう～	小中義高特
英語教師のための外部検定試験（2回講座） ～授業を英語で進めるために、そして自信をもって教壇に立つために、学ぶのは「今、このとき！」～	小中義高特
薬物乱用防止教室講習会(体育保健領域・特別活動等) ～薬物乱用防止教室のさらなる充実のために～	小中義高特
がん教育指導者研修会(体育保健領域・特別活動等) ～がん教育実施に向け、がんについての知識理解を深める～	小中義高特
養護教諭・栄養教諭の実践から学ぶ (養護教諭・栄養教諭対象) ～健康教育・食育の在り方～	小中義高特
武道講習会【柔道】 ～安全で楽しい柔道授業の指導方法を学ぶ～	中義高特
運動部活動指導技術向上講習【全種目・トレーニング法】 ～指導上の課題や悩みを解消しよう！～	中義高特
運動部活動指導技術向上講習【陸上競技】 ～極意を学び、指導に役立てよう！～	中義高特
運動部活動指導技術向上講習【バレーボール】 ～極意を学び、指導に役立てよう！～	中義高特
理科教育講座（小・義理科） ～今日的な教育課題を踏まえた理科授業の 実践と紀要の作成～	小義特
理科教育講座（中・義理科） ～今日的な教育課題を踏まえた理科授業の 実践と紀要の作成～	中義特
理科教育講座（高理科） ～生徒も自分も納得する授業づくり！～	高特
大学入試問題研究講座（高国語） ～新しい大学入試に求められる学力の研究 生徒の夢をかなえる授業をめざして～	高特
大学入試問題研究講座（高数学） ～新しい大学入試に求められる学力の研究 生徒の夢をかなえる授業をめざして～	高特
大学入試問題研究講座（高外国語） ～竹岡広信氏による自由英作文の指導力向上講座～	高特
研究開発講座（高理科実験教材開発）（3回講座） ～協働で開発しよう、実験教材～	高

⑤選択研修（生徒指導に関する研修 31講座）

講座名（略称）	対象
学級経営（基礎形成）（1回講座） ～一人一人が輝き成長するための学級経営を学ぼう～	小 中 義
学級活動（基礎形成）（1回講座） ～一人一人が輝き大切にされる学級活動を学ぼう～	小 中 義
特別活動 指導力向上講座（小・中・義） ～集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成する特別活動の在り方～	小 中 義
学級経営講座（小・義） ～よりよい自分や学級・学校生活、人間関係を つくるための活動～	小 義
学級経営講座（中・義） ～よりよい自分や学級・学校生活、人間関係を つくるための活動～	中 義
高等学校のホームルーム経営 ～初めてのホームルーム経営～	高
研究開発講座（高 ホームルームノートの作成） ～青春を探求しよう HR活動活性化の手引き～	高
キャリア教育基礎講座（基礎形成） ～児童生徒の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の育て方の基礎を学ぼう～	小 中 義 高 特
キャリア教育実践講座 ～キャリア発達を促すためのキャリアカウンセリングの具体的な指導方法を学ぼう～	幼 保 認 小 中 義 高 特
生徒指導基礎講座（小・中・義） ～事例を通して学ぶ問題行動対応～	小 中 義
生徒指導基礎講座（高・特） ～事例を通して学ぶ問題行動対応～	高 特
「魅力ある学校づくり」講座 ～新規不登校の抑制に着目した学校の取組～	小 中 義
臨床心理士による児童生徒の発達特性を踏まえた教育相談の在り方 ～子どもの心と向き合うために～	小 中 義 高 特
教育相談基礎講座(2回講座) ～子どもたちの心の成長を支えるために～	小 中 義 高 特
教育相談実践研修会（3回講座） ～今日的な教育相談課題の理解と対応～	小 中 義 高 特
教育相談ワークショップ ～元気になれる人間関係づくりのために～	高 特
児童生徒理解講座 ～子どもたちの発達と心の理解のために～	小 中 義 高 特
児童生徒への対応講座 ～自分の気持ちを上手に伝えるために～	小 中 義 高 特
外国人児童生徒への指導力向上講座（3回講座） ～児童生徒一人一人を大切に、学校への受入れの課題を解決する指導～	幼 保 認 小 中 義 高 特

講座名（略称）	対象
国際理解教育講座 ～JICA海外派遣の活用講座・ワークショップを通じて国際理解教育力を高めよう～	幼 保 認 小 中 義 高 特
ユニバーサルデザインの授業づくり ～実践から学ぶ、誰もがわかる、小中義通常の学級の授業づくり～	幼 保 認 小 中 義 高 特
発達障がいのある幼児児童生徒への支援【基礎編1】 ～作業療法士の視点から学ぶ (やりにくさの捉え方、感覚統合)～	幼 保 認 小 中 義 高 特
発達障がいのある幼児児童生徒への支援【基礎編2】 ～教育実践者（高等学校コミュニケーション講座担当者）より学ぶ～	幼 保 認 小 中 義 高 特
個別の教育支援計画の作成・活用	幼 保 認 小 中 義 高 特
特別支援学校・特別支援学級のHR・学級づくり	小 中 義 特
指導計画に沿った特別支援学級の授業づくり	小 中 義
医学・福祉の視点から学ぶ特別支援教育（2回講座） ～発達障がいのある幼児児童生徒への支援～	幼 保 認 小 中 義 高 特
特別支援教育講座 はじめようMIM（2回講座） ～読みにつまずきのある小学校低学年を 対象とした具体的指導～	幼 保 認 小 義 特
特別支援教育講座 交流及び共同学習 ～共に学び、互いに成長し合える交流であるために～	小 中 義 高 特
特別支援教育講座 医療的ケア専門研修 ～特別支援学校における医療的ケアの実際～	小 中 義 特
e-Learning 多様なニーズに応じた特別支援教育講座 ～現場で役立つコンテンツが見つかる (県内・県外の特別支援教育コンテンツより)～	幼 保 認 小 中 義 高 特

⑥選択研修（経営分掌に関する研修 14講座）

講座名（略称）	対象
人権教育講座 ～人権教育でこそできる 「人間尊重の気風がみなぎる学校づくり」～	幼 保 認 小 中 義 高 特
メンター・メンティーの関係に基づく学校組織(高) ～メンタリングで、学び合い支え合いの関係を築く～	高
ファシリテーション講座 ～「場のデザイン力」「対人関係」「構造化」「合意形成」で、議論を活性化させよう～	幼 保 認 小 中 義 高 特
コーチング講座 ～力を引き出しモチベーションアップ！ コーチングを身に付け学校組織を豊かに～	幼 保 認 小 中 義 高 特
D I G（災害図上訓練）初級編 ～図面を使った学校、地域の安全対策～	幼 保 認 小 中 義 高 特
H U G（避難所運営シミュレーション）初級編 ～学校が避難所になったら～	幼 保 認 小 中 義 高 特

講座名（略称）	対象
防災教育スペシャリスト養成研修1（幼） ～子どもの命を守りきる防災教育～	幼保認
防災教育スペシャリスト養成研修1（小・義）（2回講座） ～子どもの命を守りきる防災教育～	小義
防災教育スペシャリスト養成研修1（中・義）（2回講座） ～子どもの命を守りきる防災教育～	中義
防災教育スペシャリスト養成研修1（高）（2回講座） ～子どもの命を守りきる防災教育～	高
防災教育スペシャリスト養成研修1（特）（2回講座） ～子どもの命を守りきる防災教育～	特
防災教育スペシャリスト養成研修2 ～関係機関と連携した災害時の学校の対応の在り方～	幼保認 小 中 義 高 特
防災教育スペシャリスト養成研修3 ～災害発生時の対応 大川小学校事故に学ぶ～	幼保認 小 中 義 高 特
防災教育スペシャリスト養成研修4 ～危機管理マニュアルの見直し・改善～	幼保認 小 中 義 高 特

⑦選択研修（教育の情報化 スキル向上講座 23講座）

講座名（略称）	対象
I C T活用・著作権・情報管理の基礎 ～これでばっちり！情報教育～	小 中 義
I C T活用実践研修（小・中・義） Windows ～一人一台端末と連携する学習支援ソフトの 活用指導力を高める～	小 中 義 特
I C T活用実践研修（小・中・義） iPad ～一人一台端末と連携する学習支援ソフトの 活用指導力を高める～	小 中 義 特
I C T活用実践研修（小・中・義） ChromeBook ～一人一台端末と連携する学習支援ソフトの 活用指導力を高める～	小 中 義 特
I C T活用実践研修（高） ～一人一台端末環境の活用と実践～	高 特
I C T活用実践研修（特） ～一人一台端末環境の活用と実践～	特
I C T活用授業づくり研修 ～先進的なI C T取り組み事例を共有し、 I C T活用指導力を高める～	幼保認 小 中 義 高 特
プログラミングやデザイン思考による課題解決学習講座	小 中 義 高 特
先端技術で実現する個別最適学び	幼保認 小 中 義 高 特
新しい社会におけるひとりひとりの学びの創造	幼保認 小 中 義 高 特
情報モラル教育指導者養成講座（3回講座） ～情報モラル教育のイロハ～	幼保認 小 中 義 高 特

講座名（略称）	対象
小学校プログラミング講座 ～教育課程への位置付けを実践的に行う～	小 義 特
高等学校プログラミング講座 ～アイデアを形にするために～	高 特
授業で活用するプレゼンテーション講座 ～児童・生徒の表現力を高めるために～	小 中 義 高 特
ホームページによる県立学校の情報発信講座 ～WordPress を活用した効率的な学校情報の発信～	高 特
校務のための表計算活用講座 ～校務処理の短時間に役立つ機能の活用～	小 中 義 高 特
統合型校務支援システム活用講座 ～基本機能を知り、校務の効率化を図る～	小 中 義
e-Learning 表計算VBA講座 ～アンケートを自動で集計するマクロを作成しよう～	小 中 義 高 特
e-Learning 情報モラル入門講座 ～情報モラル指導のポイントを知ろう～	幼 保 認 小 中 義 高 特
スキル向上講座 話し方向上講座 ～相手に響く！伝わる！「話し方」を磨くには～	幼 保 認 小 中 義 高 特
スキル向上講座 ワンペーパー向上講座 ～見やすい！分かりやすい！納得の1枚を作るには～	幼 保 認 小 中 義 高 特
スキル向上講座 プレゼン力向上講座 ～相手の心をつかむ！揺さぶる！プレゼン力を磨くには～	幼 保 認 小 中 義 高 特
スキル向上講座 保護者との信頼度向上講座 ～保護者との協力体制を築くには～	幼 保 認 小 中 義 高 特

⑧選択研修（育児休業からの復帰支援のための研修 1講座）

講座名（略称）	対象
育児休業からの復帰支援のための研修 ～自分の生き方を今一度考える時～	小 中 義 高 特

⑨連携研修（大学との連携 4講座）

講座名（略称）	対象
スクールリーダー養成研修A	小 中 義 高 特
スクールリーダー養成研修B	小 中 義 高 特
スクールリーダー養成研修C	小 中 義 高 特
清流の国ぎふ教師養成塾（採用前研修）	小 中 義

⑩連携研修（文化施設との連携 9講座）

講座名（略称）	対象
授業に活かす考古学講座【文化財保護センター】 ～本物に触れる感動を！興味・関心を高める授業づくり～	小 中 義 高 特
博物館活用講座【岐阜県博物館】 ～自然観察やバックヤード見学等を行い、博物館の魅力・活用方法を学びます～	幼 保 認 小 中 義 高 特

講座名（略称）	対象
博物館活用講座【瑞浪市化石博物館】 ～地層の観察、化石採集・化石クリーニングを体験～	幼 保 認 小 中 義 高 特
先端科学技術体験講座（光触媒、エネルギー）【サイエンスワールド】 ～好奇心をくすぐる体験！チタンの作用、発電実験～	幼 保 認 小 中 義 高 特
リユース・サイエンス体験講座【サイエンスワールド】 ～楽しくリユース～	幼 保 認 小 中 義 高 特
自律型ロボットによるプログラミング基礎講座 【サイエンスワールド】 ～センサーを動かそう～	小 中 義 高 特
美術館活用講座【岐阜県美術館】 ～感性を働かせて、美術館での活動に浸る一日～	小 中 義 高 特
美術館活用講座【岐阜県現代陶芸美術館】 ～感性を働かせて、美術館での活動に浸る一日～	小 中 義 高 特
自然体験講座【森林文化アカデミー】 ～学びの本質・野外での体験学習から探る～	幼 保 認 小 中 義 高 特

第6章 教育改革

1 「岐阜県における教育改革の行動指針（平成13年7月版）」の策定

教育委員会では、平成8年度以降、各種委員会、協議会等における議論や提言を踏まえ、「21世紀をたくましく生き抜く人材の育成」を目指した教育改革を推進してきた。そうした中、平成13年7月には、岐阜県の目指す教育の全体像を明らかにするため、「岐阜県教育改革プログラム」を付加した「岐阜県における教育改革の行動指針（平成13年7月版）」を策定した。平成14年8月には教育の全国大会である「教育改革in岐阜」において、これまでの教育改革の成果を全国に発信し、岐阜県が先駆的に取り組んできた教育施策を「岐阜モデル」として紹介した。

平成16年には、これまでの教育施策を検証し、次の段階に向けた総括をするため、教育委員会・知事部局の全関係課において、教育改革の成果の総点検を行った。教育改革プログラムに従い、それぞれの分野でどのような成果があったのかをデータで示すことにより、施策の有効性を検証した。その結果は、平成16年12月開催の「岐阜県教育協議会」、同じく12月開催の県議会「人づくり対策特別委員会」、平成17年3月開催の「岐阜県教育改革懇談会」で説明し、ご意見をいただいた。

2 政策総点検の実施と「岐阜県教育ビジョン」の策定

県では、平成17年2月から、県民の目線で県政全般にわたる総点検を全庁的に実施してきた。教育委員会においても、今日の教育が直面する様々な課題が明らかになるとともに、政策総点検結果報告において、県民の期待や願いを反映した政策の方向性と施策・事務事業のあるべき姿が示された。

平成18年度は、岐阜県のみならず全国的にも、いじめや未履修の問題など教育をめぐる様々な問題が相次いで発生した。このため、平成19年6月に、各界の有識者により構成される「明日の岐阜県教育を考える県民委員会」を設置し、改めて岐阜県教育を総点検し、岐阜県教育が目指すべき基本的方向や今後推進すべき施策などについて幅広く議論を進めてきた。県民委員会における延べ50時間にわたる議論の成果を、「明日の岐阜県教育を考える県民委員会～中間とりまとめ～」として平成20年3月末にまとめた。また、平成18年12月の教育基

本法改正により、地方公共団体における教育振興基本計画の策定が盛り込まれたことを受け、岐阜県においても、県民委員会での議論等も踏まえながら、平成20年12月に「岐阜県教育ビジョン」を策定した。平成21年度以降は、「岐阜県教育ビジョン」の進行状況を点検評価しながら、施策の推進に取り組んでいる。

3 岐阜県教育振興基本計画（「第3次岐阜県教育ビジョン」）の策定

平成26年度以降、「第2次岐阜県教育ビジョン」に沿って、様々な施策を展開しながら本県教育の推進を図ってきた。しかし、その計画期間が平成30年度末で終了することから、社会経済情勢の変化や新しい課題に向き合い、柔軟に対応していく新たな計画として岐阜県教育振興基本計画（「第3次岐阜県教育ビジョン」（計画期間：2019年度～2023年度））を平成31年3月に策定した。岐阜県教育振興基本計画の策定にあたっては、教育委員による審議を中心に、各界の外部有識者により構成される「第3次教育ビジョン策定委員会」（平成30年2月～平成31年3月）を設け、今後推進すべき教育施策について広く意見交換を実施した。

岐阜県教育振興基本計画では、「世界的な視野をもち、『清流の国ぎふ』の未来を担う人材の育成」を基本理念に掲げ、超スマート社会の到来を見据え、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育むとともに、地方創生という視点からも地域を担う人づくりが重要であり、「ふるさとに誇りをもち、『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」を基本的な考えとしている。

施策の体系について、5つの基本方針(1)ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成 (2)多様な学びを支援する教育体制の充実 (3)未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進 (4)勤務環境の改革と教職員の資質向上 (5)学びを支援する安全・安心な教育環境づくり に沿って、28の目標を設定した。

基本方針の(1)から(3)までは、「子どもたちの育成の内容や方向性」について、(4)及び(5)については、それらを担う「人」や「教育環境」について掲げている。28の目標で取り組むべき主な施策のうち、今後5年間で重点的に取り組む施策として、「ふるさと教育の充実」、「ICT環境の整備と利活用の推進」について整理している。

4 新教育委員会制度への移行

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行され、「新教育委員会制度」が導入されることとなった。この制度は、教育行政における責任体制の明確化、地域の民意を代表する首長との連携の強化等を目的としており、教育委員長と教育長が一本化され、新「教育長」の設置、知事と教育委員会が協議を行う「総合教育会議」の設置、知事による教育に関する「大綱」の策定等が定められた。

新「教育長」の設置については、法律の施行日に新「教育長」を置いた。また、「岐阜県教育大綱」と「岐阜県教育振興基本計画」のどちらが教育の方針を定めているのかを明らかにするため、平成31年3月に大綱を「岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱」（2019年度～2023年度）と改めた。「岐阜県教育振興基本計画」との関係は、「大綱は施策の基本となる方針を示すもので、具体的な施策を示すアクションプラン的なものが教育振興基本計画である」と整理された。

第4部 学校教育

第1章 各分野の教育

第1節 ふるさと教育

1 現 況

地域に暮らす様々な人たちとの関わりを深めながら、身近にある地域の自然、歴史、文化、産業等について学び、それを受け継ぎ、発展させるとともに、地域に積極的に関わろうとする「ふるさと教育」の取組を推進し、児童生徒のふるさとに対する誇りと愛情を育てている。

具体的には、地域の山野や河川、生息する動植物等の自然環境、歴史的な出来事や発展に尽くした先人等の歴史、伝承されている芸能や民話、風習等の文化、農林、水産、工業、伝統工芸等の地場産業、地域との積極的な関わりをつくる活動等、地域の特色ある題材が取り上げられていたり、県内施設等の様々な教育資源を適切に活用したり、地域住民との関わりを深めたりしながら、体験的、課題解決的な学習を実践している。

(1) ふるさと教育表彰

児童生徒が、地域に暮らす様々な人たちとの関わりを深めながら、身近にある地域の自然、歴史、文化、産業等について学び、それを受け継ぎ、発展させるとともに、域に積極的に関わろうとする意欲や態度を育む「ふるさと教育」の実践を表彰することを通して、ふるさとに対する誇りと愛着を一層高め、地域に根ざし地域の特色を生かした教育について普及・啓発を図る。

〔令和2年度実績〕応募校 91校

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ・公立小学校 58校 | ・公立中学校 19校 | ・小中学校合同 4校 |
| ・義務教育学校 1校 | ・県立高等学校 7校 | ・私立高等学校 1校 |
| ・県立特支学校 1校 | | |

【最優秀賞4校】

養老町立養老小学校 郡上市立大和南小学校 下呂市立小坂中学校
益田清風高等学校

(2) 岐阜県ふるさと教育週間

県内全ての公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、地域にかかわる学習などの学校の取組を公開することにより、保護者や地域住民と園児、児童、生徒が一緒になって地域への誇りと愛着を育む教育の充実を図ると同時に、開かれた学校づくりを進める。

〔令和2年度実績〕

県内全ての公立幼稚園(68)、小学校(365)、中学校(176)、義務教育学校(2)、高等学校(66)、特別支援学校(23)で実施

(3) 清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業

県内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに県立の特別支援学校のうち、指定を受けた市町村又は学校が、岐阜県内の自然、歴史、文化、産業等に開かる施設や名跡を一か所以上訪れ、体験学習を実施する。

〔令和2年度実績〕

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、事業を中止。

2 令和3年度の計画

(1) 地域連携による活力ある高校づくり推進事業

高校と地域の連携により、地域課題を踏まえた活力ある高校づくりを推進する。
(県立高等学校19校指定)

(2) 地域課題探究型学習推進事業

自治体、高等教育機関や企業等との協働により、地域の魅力を知り、地域に密着した課題を発見・解決する探究的学習を推進する。(県立高等学校13校指定)

(3) 「清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業」

県内の市町村(市町村が構成する組合を含む。以下同じ。)立の小学校、中学校、義務教育学校、市立特別支援学校、県立学校(県立高等学校、県立特別支援学校)で実施。指定を受けた学校(小学校56校、中学校50校、義務教育学校1校、市立特別支援学校2校、県立高等学校13校、県立特別支援学校5校)で実施する。

(4) 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)設置の推進

令和2度までに設置していた県立学校36校に加え、すべての県立高等学校及び県立特別支援学校83校に学校運営協議会を設置する。

(5) 地域産業の担い手育成総合戦略事業

専門高校において、産官学連携のもと、専門家から学ぶ機会の充実や外部施設設備の活用を推進し、地域の特徴的な資源を活用した実践研究を行うことで、地域産業を担う人材を育成する。(県立高等学校10校指定)

(6) 地域共創フラッグシップハイスクール事業

海外を含む関係機関(自治体、大学、企業等)と連携して、グローバルな視点で地域課題の探究活動を行い、国際的素養を身に付けた、地域創生などの様々な分野で活躍できるリーダーを育成する。(県立高等学校9校指定)

(7) 地域との協働による高等学校教育改革推進事業(プロフェッショナル型)〈国指定〉

専門的な知識・技術を身に付けた地域を支える専門的職業人を育成するために、地域の産業界等と連携・協働しながら、地域課題の解決等に向けた探究的な学びを体系的・系統的におこなうためのカリキュラム開発を行う。(岐阜工業高等学校指定)

(8) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール〈国指定〉

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する。(岐阜農林高等学校指定)

(9) 理数教育フラッグシップハイスクール事業

地域の教育資源等を活用して、主体的に課題を発見し解決を図る探究活動を中心とした理数教育を推進する。(県立高等学校5校指定)

(10) スーパーハイスクールセッション(SSS)

県内のスーパースクール(16校)から意欲のある生徒が一堂に集まり、学校の枠を越えて、自発的で自由なアイデアを出し合いながら、新たな課題解決と提言をまとめる。

(11) 地域創生キャリアプランナー設置事業

地域産業や企業等の理解を深めるキャリア教育の充実を図り、将来、地域創生の担い手となる人材の育成を目指す。(県立高等学校19校指定)

(12) 岐阜県ふるさと教育表彰

学校における「ふるさと教育」の優れた実践を顕彰することで、県内各学校の「ふるさと教育」の更なる促進、「ふるさと学習」の質の向上を目指す。

表彰式：令和4年2月(各最優秀校において、賞状の授与予定)

(13) 岐阜県ふるさと教育週間

実施期間：11月1日～14日のうち、学校が設定した日に公開する。

実施校：全ての公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校

第2節 キャリア教育・進路指導

1 令和3年度の指導の重点

児童生徒が自己の能力適性などを十分踏まえた自己理解を深め、将来の生き方を見通した自己実現ができるよう、発達の段階に応じた計画的・組織的な進路指導の実践を推進している。なお、次の点について一層の充実を図る必要がある。

- ・「キャリア・パスポート」の活用により、児童生徒の発達の段階に応じて将来の自己実現の在り方を主体的に考える活動を充実する。（小・中・義務教育学校）
- ・望ましい勤労観・職業観が育つよう、他の教育活動との関連を図り、ねらいを明確にした体験活動等を位置付けるとともに、事前や事後の指導を充実する。（小・中・義務教育学校）
- ・一人一人が自己の能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて自分のよさを生かし主体的に進路選択ができるよう、個々の発達を踏まえた指導・助言を工夫したり、正確な情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンスの機能を充実したりする。（小・中・義務教育学校・高等学校）
- ・就業に関わる体験的な学習や外部の教育力を活用した教育活動を通して、望ましい勤労観・職業観を生徒自ら形成・確立できるようにする。（高等学校）
- ・生徒が自ら希望する進路を実現できるよう、確かな学力や専門的な知識、技能を身に付けるための指導を充実する。（高等学校）

2 令和2年度の事業

学習指導要領の趣旨を生かし、特に、総合教育センターにおける教員研修との連携を図りつつ、中学校、高等学校の進路指導部会や他の関係諸機関との実質的な協力態勢のもとに、全県的な規模において進路指導の充実・強化を図った。

(1) 教員の研修

- ・独立行政法人教職員支援機構主催令和2年度キャリア教育指導者養成研修は中止となった。
- ・県教育委員会主催高等学校初任者研修における進路指導研修の実施
各校での研修において、進路指導の目的・意義等に関する研修を行い、進路指導の重要性についての理解を深め、徹底を図った。
- ・県教育委員会主催県進路指導主事会議の実施
各校の進路指導主事を対象に開催し、当面する諸問題について研究協議し、特に、学校における進路指導の望ましい在り方についての研究を深めた。
- ・「岐阜県版キャリア・パスポート（例示資料）」を作成し、県内の小学校、中学校、義務教育学校に送信した。

(2) 進路情報資料の作成配布

中学生のための進路情報資料として「岐阜県高校ガイドブック」を作成し、岐阜県総合教育センターのホームページに掲載した。

(3) 小中学校教育研究会特別活動進路指導部会及び高等学校教育研究会進路指導部会

中学校においては、望ましい進路指導の在り方について研究を深めた。

高等学校においては、地区別研究会や研究発表などで、計画的・組織的で充実した進路指導の在り方について研究協議を進めるとともに、その成果をまとめて部会報「進路」（40号）を刊行した。

3 令和3年度の計画

(1) 教員の研修

- ・独立行政法人教職員支援機構主催令和3年度キャリア教育指導者養成研修への参加（富山県）
- ・国立教育政策研究所主催令和3年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会へ県教育委員会進路指導担当指導主事2人がオンラインで参加。
- ・県教育委員会主催県進路指導主事会議の開催
各高等学校における進路指導主事を対象として開催し、望ましい進路指導の在り方を

- 研究協議する。
- (2) 進路情報の提供
 - ・中学生のための進路情報として「岐阜県高校ガイドブック」を作成しホームページに掲載する。
 - ・中学生・保護者・中学校の教職員に岐阜県の高等学校についての理解を促すため、各高等学校紹介ホームページを充実させ、進路情報を提供する。
 - (3) 小・中学校教育研究会特別活動進路指導部会及び高等学校教育研究会進路指導部会
 - ・中学校においては、進路指導の望ましい在り方を研究する。また、高等学校においては、地区別研究会や研究発表などで、計画的・組織的に充実した進路指導の在り方について研究協議を進める。
 - (4) 高校生インターンシップ推進事業
 - ・県立高等学校と地域の産業界が連携し、全ての高等学校の生徒に対し就業に関わる体験的な学習（インターンシップ）を実施することにより、勤労観、職業観を育成し、主体的に進路を選択する能力や問題を解決する資質や能力、人間としての調和のとれた豊かな人間性などの生きる力を育成する。
 - (5) 高校生と中学生が共に学ぶキャリア支援事業（新規）
 - ・将来の社会的・職業的自立を図るため、中高の接続等に当たり、中学生に各高校の学びの特色や魅力、「高校での学びの先」について正しく理解させるとともに、目的意識を持った進路選択ができるよう支援する。

第3節 国際理解教育

1 農業高校生海外実習派遣事業

例年、農業高校生10名を7月から8月にかけて概ね22日間、アメリカ、ブラジル、ドイツ、オランダに派遣し、体験的学習を通して海外における農業の実態や日系農業移住者の優れた実践的経営を学ばせ、広い視野に立って積極的に農業に取り組む農業の担い手育成につなげているところであるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から事業休止とし、国内の学校農場にて代替事業として「県立高校生海外型農業実習推進事業」を実施した。

2 外国語指導助手（ALT）事業

外国語教育とグローバル化に対応した学校教育の振興のため、外国語指導助手（ALT）を53名に拡充し、県立高校63校すべての学校でALTとのチームティーチングによる授業を実施する。（※新規ALTの来日が可能となったら順次計画に沿って実施。）

第4節 科学教育

1 現 況

科学教育担当教員の資質・能力の向上を図るため、理科及び数学の研修講座を総合教育センターにおいて開催している。設備については、昭和29年から施行された理科教育振興法によって整備を進めており、パーソナル・コンピュータを含めた算数・数学設備についても国庫補助を得て充実が進められている。

- (1) 理科教育講座（小・中・義）及び理科教育講座（高理科）

小・中学校・義務教育学校及び高等学校の理科担当教員が、理科教育における教科の本質的な課題や今日的な課題についての研究を行い、高度な教材開発・指導力を身に付

ける講座である。小・中・義の期間は6月から1月までに3日間（高は4日間）、総合教育センター（高は総合教育センター他）に集合又はWeb会議システムを利用して実施している。40年以上に渡る教科研究団体との連携のもと受講者の旺盛な研究意欲と充実した研修内容があいまって、先進的な実践がなされ県内の理科教育の振興に大きな役割を果たしている。

(2) その他の各種講座

小・中・義・高等学校の理科及び算数・数学担当教員が、学習指導要領や教科指導法等の理解を深めることができるように、指標に基づいた内容の講座を複数開設している。受講対象は、小・中・義・高等学校の2～5年目、6年目、12年目を迎える理科及び算数・数学担当教員である。また、希望者が受講できる講座も複数開設している。総合教育センター等に集合又はWeb会議システムを利用して実施している。

(3) C S T（コア・サイエンス・ティーチャー）事業

岐阜大学との連携によって、小・中学校及び義務教育学校の理科教育において中核的に活躍する人材（C S T）を持続的に養成し、各地区の若手教員や一般教員の理科の指導力の向上を図ることを目的とした事業である。

具体的には、若手教員を対象とした「初級コース」、「中級コース」、即戦力として地域で理科教育の指導ができるベテラン教員を対象とした「上級コース」の各養成プログラムがあり、岐阜大学と岐阜県教育委員会が計画的に養成プログラムを実施している。

(4) 理数科・自然科学コース設置校研究協議会

県内の理数科設置校によって、理数科設置校研究協議会をもち、理数科の運営、教科指導などについて研究協議を行っている。また、今後の理数科教育の充実に資するため、理数科指導の手引を作成している。

(5) 理科設備及び算数・数学設備

ア 理科設備

昭和29年に施行された理科教育振興法に基づき、小・中・高等学校における理科教育設備の整備に努めている。国庫補助率は2分の1で令和2年度末における現有状況は下表のとおりである。

イ 算数・数学設備

算数・数学教育のため、昭和45年度から整備に努めている。国庫補助率は2分の1で令和2年度末における現有状況は下表のとおりである。

理科教育振興法に基づく理科、算数・数学設備現有状況（令和2年度）

学校種別	補助区分	9 条 分	
		理 科 設 備	算数・数学設備
小 学 校		41.0%	52.4%
中 学 校		41.1%	15.5%
高 等 学 校		10.0%	3.0%
特 別 支 援 学 校		1.7%	7.2%

2 令和3年度の計画

(1) 理科教育講座（小・中・義・高 理科）

小・中・義・高等学校の教員を対象に、高度な教材開発・指導力を身に付けることを目的とした「理科教育講座」を、Web会議システムを利用して又は県立高等学校に集合して実施する。

(2) 各種講座

小・中・義・高等学校の理科、算数・数学担当教員を対象に、学習指導要領や教科指導法等の理解を深めることを目的とした講座を、Web会議システムを利用又は総合教育センター等に集合して実施する。（講座名などは教育研修課の章に掲載）その他、体験を主とした講座を、幼・小・中・義・高等学校の一般教員を対象に県内関係施設を利用して実施する。

(3) 理科設備及び算数・数学設備

令和2年度の国庫助成金の交付状況は次のとおりである。各学校の理科設備及び算数・数学設備については令和3年度も引続き整備充実に努める。

理科教育振興法に基づく令和2年度国庫補助金交付状況

(単位：千円)

補助区分 学校種別	9 条 分		合 計
	理 科	算数・数学	
小 中 学 校	16,311	378	16,689
高 等 学 校	7,704	0	7,704
特 別 支 援 学 校	210	40	250
計	24,225	418	24,643

(4) 科学教育等の事業

<科学教育シンポジウム>

ア 目 的

21世紀に生きる生徒に「生きる力」を培うため、授業実践をもとにして、今後の理科教育の在り方を研究する。

イ 研究テーマ

主体的・対話的で深い学びを取り入れた授業デザイン

ウ 内 容

- ・今後の理科教育の在り方に関する講演
- ・期日 令和4年1月26日（水） 場所 総合教育センター

<児童生徒科学作品展>

ア 目 的

児童生徒の自主的な研究活動を奨励することにより、自然科学への関心を高め、科学教育の振興を図る。

イ 重 点

- (ア) 自主的に科学作品に取り組む児童生徒層の拡充
- (イ) 作品展及び収録「科学の芽」第48集の刊行と科学研究の普及
- (ウ) 児童生徒の優秀作品を身近に参観できるような機会の設定

ウ 内 容

- (ア) 第65回岐阜県児童生徒科学作品展中央展の開催

小学校及び中学校の児童生徒の作品は、各地区で開催される地区展での優秀賞受賞作品、高等学校及び特別支援学校の生徒の作品は、中央展出品での入選作品を展示する。

- ・期日 令和3年10月23日（土）～10月24日（日）
- ・場所 岐阜県博物館講堂

- (イ) 第65回岐阜県児童生徒科学作品展収録「科学の芽」第48集の刊行
(令和4年2月下旬刊行予定)

第5節 産業教育

1 現 況

小学科の設置状況 令和3年度入学生用（県立高等学校）

大学 科名	小学科名	学 校 数		大学 科名	小学科名	学 校 数	
		全日制	定時制			全日制	定時制
農業に関する学科（12科）	生産科学科	1		工業に関する学科（25科）	機 械 科	4	
	園芸科学科	5			機 械 工 学 科	1	
	動物科学科	3			自 動 車 科	1	
	園芸デザイン科	1			航空機械工学科	1	
	流通科学科	1			電 子 機 械 科	3	
	食品科学科	6			電子機械工学科	2	
	生物工学科	1			電 気 科	3	
	園芸流通科	1			電 気 工 学 科	2	
	森林科学科	2			電気システム科	2	
	森林環境科学科	1			電 子 科	1	
	環境デザイン科	1			電 子 工 学 科	2	
環境科学科	4		情報技術工学科		1		
			建 築 科		1		
			建 築 工 学 科		1		
			土 木 科		1		
			土 木 工 学 科		1		
			建 設 工 学 科		3		
			建築インテリア科		1		
			設備システム工学科		1		
			化 学 技 術 科		1		
			化学技術工学科		2		
			セラミック科		1		
			デ ザ イ ン 科		1		
			デザイン工学科		1		
			工 業 技 術 科			2	
商業に関する学科（10科）	商 業 科	1	2	生活産業に関する学科（6科）	生 活 環 境 科	1	
	流通ビジネス科	1			服 飾 デ ザ イ ン 科	1	
	国際コミュニケーション科	1			食 物 科	1	
	情報処理科	4			生 活 文 化 科	5	
	ビジネス科	4			福 祉 科	3	
	会計システム科	1			生 活 福 祉 科	3	
	総合ビジネス科	1					
	会 計 科	1					
	ビジネス管理科	1					
ビジネス情報科	4						
情報に関する学科（1科）	情 報 科	2					

2 令和2年度の事業

(1) 産業教育施設・設備の充実

区分	項目	事業費（千円）
	産業教育振興設備整備費	190,000

(2) 指導事業等

- ・スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（国）
- ・地域との協働による高等学校教育改革推進事業（プロフェッショナル型）（国）
- ・地域産業の担い手育成総合戦略事業（県）

3 令和3年度の計画

(1) 産業教育施設・設備の充実

区分	項目	事業費（千円）
	産業教育振興設備整備費	159,000
	スマート専門高校整備事業費	1,692,000

(2) 指導事業等

- ・地域との協働による高等学校教育改革推進事業（プロフェッショナル型）（国）
- ・地域産業の担い手育成総合戦略事業（県）

第6節 へき地教育

1 現 況

本県におけるへき地学校数は、小学校28校、中学校13校、義務教育学校1校であり、これらへき地学校の数はここ数年、学校の統合などによって徐々に減少しつつある。なお、本県においては、へき地学校とほとんど変わらない教育条件のなかに置かれている小規模学校がかなり多い。教育活動の面においては、へき地及び小規模学校は、それぞれの学校のもつ課題を明確にとらえ、困難な条件を克服しながら、一人一人の児童生徒を育てる教育に情熱を傾け、積極的に実践を進めている。

2 令和2年度の主な事業その他

- (1) へき地・複式教育教員研修会（教育事務所ごとにオンラインや資料配布によって実施）
 - ・へき地・複式教育に携わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲を抱く教員を対象に、へき地・複式学校における学校・学級経営並びに学習指導、生徒指導等について研究協議や研修、実践の交流を行い、へき地・複式教育そのものや少人数指導に対する理解を深めるとともに、その資質の向上を図った。
- (2) 「岐阜県のへき地教育」の刊行
 - ・へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、へき地学校に配布した。

3 令和3年度の計画

(1) 指導の重点

- ア 地域の特性を生かした「地域に開かれた教育課程」の編成

- 地域の自然や文化等の教育資源を生かした体験的な学習や問題解決的な学習の充実を図り、ふるさとに誇りと愛着をもち続けることができる教育課程を編成する。
 - 地域の方と学校とが理念を共有して子どもたちの教育に取り組む「地域に開かれた教育課程」を実現する。
 - イ へき地、小規模校の特性を生かした経営
 - 自分の夢や希望をもって意欲的に生活し、一人一人が存在感や所属感を味わうことができるような学校・学級経営を行う。
 - 一人一人の児童生徒を全職員の協力体制によって育むことができるよう、指導体制を工夫改善する。
 - ウ 確かな知識・技能を基盤としながら、それらを活用して思考、判断、表現し、自ら学びを形づくる力を身に付けるための授業の工夫改善
 - 「思考力、判断力、表現力等」を育成するために「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業改善に取り組む。
 - ・児童生徒の興味・関心が連続するよう学習過程を工夫し、一人一人のよさや可能性を伸ばす指導をする。
 - ・ICTの活用等によって個の学習状況をきめ細かく把握し、個に応じた学習活動を設定することによって、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図る。
 - ・知識や情報を活用して最適な答えを導き出す力を育成するため、他教科・領域等との関連を図った指導の充実を図る。
 - エ 集団活動のよさを生かす指導の工夫
 - 児童生徒が自発的、自治的な活動を展開し、自らの力でよりよい生活や望ましい人間関係を築くことができる教師の指導と評価を工夫改善する。
 - 他校種や他地域の学校との交流を図るなど、豊かな人間性や社会性を育む多様な活動を位置付ける。
 - 諸活動における児童生徒の安全を確保するために、教員相互の協力体制を確立したり、保護者、地域住民、関係機関との連携を密にしたりする。
- (2) 事業の概要
- ア 教員の研修
 - ・へき地・複式教育教員研修会、へき地教育に関わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲を抱く教員を対象にした研修を各教育事務所で行う。
 - ・全国へき地教育研究大会に代表が出席する。
 - イ 指導資料の作成
 - ・へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、へき地学校に配布する。

第7節 特別支援教育

1 現 況

障がいのある児童生徒に対する教育機関には、特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）あるいは、小・中学校、義務教育学校に設置されている各障がい別（知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱、弱視）の特別支援学級がある。また、平成5年度から通常の学級に在籍する軽度の言語障がい児、情緒障がい児などに対して、「通級による指導」を実施しており、平成18年度より新たにLD、ADHD等についても通級の対象に加えることになった。なお、障がいのため、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、訪問教育を実施している。

小・中学校における特別支援学級については、学校と地域社会との緊密な連携のもとに、

特別支援教育に対する正しい理解と協力を深め、障がいの重度・重複化、多様化に応じたきめ細かな教育が行われている。

市町村教育委員会を中核とした教育支援委員会は100パーセントの設置率である。その組織や機能を確立し、特別支援教育の必要性の理解を得るとともに、児童生徒にとって最も適切な就学先を総合的に判断している。

学習指導面においては、児童生徒の障がいの種類や発達段階及び能力・特性等を生かした個別の指導計画を作成し、具体的な生活場面において役立つ知識、技能及び態度の学習により、その定着を図っている。

教員は研修会や講習会に積極的に参加し、自己研修を図るとともに、児童生徒の実態に応じた教育内容の改善を図り、教育実践を通して指導力の向上に努めている。また、学校経営の中で特別支援教育の組織の確立を図り、教員の有機的なつながりのもとでの児童生徒一人一人の実態に即した、手厚く、きめ細かな教育を行っている。

2 令和3年度の計画

(1) 教育支援地区研究協議会

ア 目的 障がい児の教育相談・就学相談・就学事務等に従事する担当者を対象に、特別支援教育についての理解を促し、その資質向上を図るとともに、障がい児及び保護者への適切な教育支援を推進する。

イ 実施計画（教育事務所ごと）

岐阜	5月18日、9月10日	東濃	5月28日、9月24日
西濃	5月21日、9月13日	飛騨	5月31日、9月27日
美濃・可茂	5月27日、9月17日	（各地区第1回はオンラインによる研修）	

ウ 対象

市町村教育委員会教育支援担当者等

(2) インクルーシブ教育システム構築事業

- ・特別支援学校や小・中学校の特別支援学級だけでなく、特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍するすべての学校において特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図り、より質の高い教育を提供できるシステムを構築する。
- ・主に通学している学校に加え、地域の学校や企業・公共施設等の多様な学びの場（人、場所、施設設備、行事等）を効果的に活用し、連続性かつ柔軟性のある学びのスタイルを構築する。

① コア・スクールを核とした特別支援学校の専門性向上事業

各特別支援学校において、児童生徒一人一人の障がいの状態や発達段階に応じた適切な支援が行えるよう、特別支援学校教員の専門性の向上を図るための全体的なシステムを構築

② 交流籍を活かした居住地校交流推進事業

県内全特別支援学校小中学部在籍児童生徒に交流籍を設け、ニーズに応じた居住地校交流を推進

③ 高等学校・特別支援学校の交流及び共同学習推進事業

生徒のニーズに応じ、互いの教育資源を活用した共同学習を推進

④ 学校間・地域交流推進事業

近隣の学校との交流や地域行事への参加等を通じた交流及び共同学習の充実

(3) 特別支援教育ネットワーク強化事業

障がいのある子どもが自立し社会参加するため、重点的に支援が必要な事業を実施し、就学前から高等学校卒業まで一貫した特別支援教育の推進を図る。

① 地域連携ネットワークシステムの強化事業

県及び各地区に医療、保健、福祉、労働、教育等の関係機関からなる特別支援教育連携協議会を設置し、特別支援学校を核とした地域の特別支援教育ネットワー

- クの強化を図り、各市町村における関係機関の連携強化を推進する。
- ② 特別支援教育コーディネーター研修事業
県内の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の新任特別支援教育コーディネーターを対象に、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するために必要な知識や情報の習得と実践力を身に付ける。
- ③ 特別支援学校のセンター的機能の充実事業
特別支援学校全般において、特別支援学校が幼・小・中・義務教育学校・高等学校を支援し、センター的機能を果たすため、相談機能、研修機能、連携訪問機能を充実する。
- (4) 入院児童生徒学習保障体制整備事業
長期にわたり又は断続的に入院している児童生徒の学習機会を保障するため、病院、在籍校、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して遠隔教育を実施し、入院中でも学習を継続するための支援を行う。
- (5) 発達障がい支援担当教員養成事業
発達障がいを対象とする通級指導教室の担当及びその予定者に対し、担当経験に応じた研修を実施することにより、基本的な内容の習得及び専門性、実践的指導力の向上を図る。
- (6) 聴覚障がい児童生徒支援充実事業
岐阜聾学校から遠距離にある飛騨及び東濃地域における聴覚障がいのある児童生徒への支援体制の充実を図るため、教職員を対象とした研修会、保護者を対象とした相談会、聴覚障がいに関する専門家の派遣を実施する。また、飛騨特別支援学校へ聴覚障がい支援専任教員を配置し、飛騨地域における聴覚障がい教育支援機能の強化を図る。
県立学校に在籍する聴覚障がいのある児童生徒に対して、音声情報を文字情報に変換するソフトを活用できる環境を整備し、学習支援の一助とする。
- (7) 高等学校特別支援教育支援員配置事業
発達障がいのある生徒が在籍する高等学校へ特別支援教育支援員を配置し、学習及び生活支援を行うことにより、個別の教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供するとともに、各学校段階を通じて一貫した個別支援を実施できる仕組みを作る。
- (8) 発達障がい等総合支援推進事業
高等学校少人数コミュニケーション講座推進事業
高等学校において、従来の通級による指導ではなく、選択科目の一つとして学習する方法を採用することにより、受講しやすい学びの場のモデルを構築する。
- (9) 特別支援教育医療的ケアサポート事業
より高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、新たに医療的ケア運営協議会を設置し、ガイドラインを作成する。
- (10) 医療的ケア見校外学習充実事業
校外学習に安全に参加できるよう医療的ケア実施体制を整備する。
- (11) 特別支援学校就労支援総合推進事業
特別支援学校高等部生徒の職業教育の充実及び就労支援の強化を図る。
ア 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業の拡大
イ デュアルシステムの推進
校内作業学習と企業内作業学習を2本柱として働く力を育成する。
- (12) 就労支援コーディネーター設置事業
高等特別支援学校の就労支援体制の充実を図るため、就労支援コーディネーター、就労支援統括コーディネーターを配置する。
- (13) 特別支援学校就労支援オフィス設置・運営事業
特別支援学校または高等学校内に就労支援オフィスを新設する。特別支援学校の卒業生等をスタッフとして雇用し、特別支援学校での教員経験がある支援員の指導のも

と、依頼された業務を行いながら、就労に必要なコミュニケーション能力及び意欲・態度を養成する。

(14) 特別支援学校遠隔授業推進事業

特別支援学校において、知的障がいがない肢体不自由及び病弱の高等部生徒に対して、専門性のある教員が遠隔授業システムを活用した授業を実施する。

(15) 特別支援教育指導資料等の作成

岐阜県の特別支援教育（令和3年度）

第8節 定時制・通信制教育

1 現 況

県内に設置されている定時制・通信制課程は、従来は学年制であった。平成8年度から華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制・通信制課程を、平成10年度から他の県立高等学校の定時制・通信制課程を単位制に改編し、現在は全ての県立定時制・通信制課程が単位制になっている。平成18年度から、県内唯一の昼間定時制高校である中津川市立阿木高等学校も単位制になった。県内に通信制課程をもつ公立高等学校は2校あるが、いずれも定時制課程との併置校である。

定時制・通信制課程は、従来の勤労青少年の教育機関としての役割に加え、学び直しの場、あるいは、一般社会人の生涯学習の場等、多様な生徒の修学の場として新たな役割を担っている。最近是不登校経験のある生徒、外国にルーツを持つ生徒など、特別な支援が必要な生徒も増加しており、これらの需要に応えるため、定時制・通信制課程の体制を整えている。

(1) 学校の設置及び定員数の状況

令和3年度のそれぞれの学校数は次のとおりである。

区分		普通科	工業科	商業科	生産科学科 総合生活科	合 計
定時制	県立	5校	2校	2校	—	9校
	市立	—	1校	—	1校	2校
通信制	県立	2校	—	—	—	2校

(2) 令和3年度入学者選抜の実施状況

定時制課程の入学者選抜は、11校で実施した。

区分	第一次選抜	第二次選抜	合 計
実施校数	11校	6校	—
出願者数	338人	12人	350人
合格者数	326人	9人	335人

※合格者数の合計は、第一次選抜及び第二次選抜の合格者数の合計から、合格後、入学を辞退した者の数を減じたものである。

通信制課程の入学者選抜は、華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校で実施した。昨年度より出願者は16人減の63人、合格者は20人減の57人であった。

2 定時制・通信制教育での諸制度の活用

定通併修は、平成10年度から華陽高等学校の通信制課程と岐阜商業高等学校及び加茂高等学校の定時制課程との間で開始した。平成13年度からは、華陽フロンティア高等学校の通信制課程と岐阜商業高等学校、加茂高等学校及び多治見北高等学校の定時制課程の間で、斐太高等学校の通信制課程と高山高等学校の定時制課程との間でそれぞれ行った。平成16年度には、大垣商業高等学校が華陽フロンティア高等学校の通信制課程との間で開始したが、岐阜商業高等学校は自校三修制によりとりやめた。平成17年度の飛騨高山高等学校の誕生により、斐太高等学校と高山高等学校の間で行っていた定通併修は、同一高等学校内での制度になった。華陽フロンティア高等学校ではラップトップスクールも活用して、生徒の便宜を図っている。

3 定時制・通信制教育実施のための諸事業

平成17年度の「三位一体」改革により、国庫補助事業であった事業が、県の単独事業として実施することになった。

(1) 設備整備の充実

国庫補助金の税源移譲対象事業となり、平成21年度から高等学校管理費に統合された。

(2) 教科書等の購入の支援

定時制・通信制課程に在籍する有職生徒等の学習費負担の軽減を図るため、令和2年度は定時制課程では教科書購入費に約317千円を、通信制課程では教科書及び学習書購入費に約143千円を助成した。

(3) 修学奨励費の貸与

修学奨励費貸与事業は、学習意欲が旺盛であるが所得が少ない生徒に貸与されるもので、卒業した生徒は返還義務が免除されることになっている。令和2年度は、修学奨励費貸与事業費8,064千円が、定時制課程45人、通信制課程3人に貸与された。

4 令和3年度の施策の重点

(1) 創意ある教育課程の編成と学習指導の充実

単位制の利点を生かして、自校以外での学習の成果を単位認定する諸制度を活用した、弾力的な教育課程の編成と運用を研究する。また、日々の授業では、基礎学力の定着を目指し、指導法の改善に努めるとともに、学習内容の精選と重点化を図り、学習指導の効率化に努める。

(2) 多様な学びを支援する教育体制の充実と「学びの再チャレンジ」の推進

多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供に努め、切れ目のない教育体制の充実と学びの再チャレンジができる教育環境づくりに努める。

(3) 修学支援の推進

修学奨励費を貸与し、有職生徒等に教科書及び学習書（通信制課程のみ）の購入費を助成して、修学が困難な生徒に対する修学支援の推進を図る。

第9節 外国人児童生徒教育

1 現況

県内の小中学校に外国人児童生徒は3,106人（令和2年度学校基本調査）在籍しており、過去最高となった。また、その中で県内の小・中学校に日本語指導が必要な外国人児童生徒は1,403人（平成30年度日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査）に在籍しており、このうち母語としてはポルトガル語、タガログ語で約7割を占め、次いで中国語が多く

なっているが、ベトナム語やネパール語等も増え、多言語化している。

外国人児童生徒の居住地域については、児童生徒が多い可児市や美濃加茂市など上位5市で県全体の7割程度を占める状況が続いている。他方で、日本語指導が必要な外国人児童生徒が4人以下と少数である公立小中学校は、2007年の101校から2019年には122校と増加しており、散在傾向がみられる。

(1) 外国人児童生徒適応指導員配置事業

《令和2年度》

計26名：小学校58校、中学校29校、高・特支学校25校

小中学校対応：13名（岐阜3名、西濃3名、美濃2名、可茂2名、東濃3名）

県立高特対応：13名（各務原高、本巣松陽高、岐阜農林高、岐南工業高、華陽フロンティア高、揖斐高、大垣商業高（定時制）、加茂高（全日制、定時制）、八百津高、東濃高、東濃実業高、恵那南高、坂下高、飛騨高山高、吉城高、益田清風高、岐阜聾学校、長良特支、可茂特支、岐阜本巣特支、大垣特支、海津特支、中濃特支、恵那特支、岐阜清流高等特支）

※県立学校の13名は「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）」を活用

(2) 外国人生徒学力向上総合支援事業

〔外国人児童生徒学力向上推進事業〕（平成30～令和2年度）

集住及び散在地域の市教育委員会担当者、多文化共生担当主幹教諭、日本語指導担当者等が、大学教員の助言を受けながらカリキュラム作成に取り組む。

〈実践推進校〉 可児市立蘇南中学校

〈実践協力校〉 各務原市立緑苑小学校、瑞穂市立穂積小学校、大垣市立西小学校、大垣市立西中学校、関市立桜ヶ丘小学校、美濃加茂市立太田小学校、美濃加茂市立東中学校、可児市立今渡北小学校、土岐市立肥田小学校

〔散在地域のための日本語指導支援事業〕（令和元年度～）

散在地域の学校に所属する日本語指導ができない教員が、初期の日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する効果的な指導方法及び教材の活用方法が習得できるよう支援を行うため、外国人児童生徒の初期の日本語指導に焦点化し、指導者向け教材（DVD）を作成し県内すべての小学校、中学校、特別支援学校に配布する。

〈実践協力校〉 可児市ばら教室KAN I

〔外国人生徒学力向上総合支援事業〕

引き続き高等学校における外国人児童生徒のための適応指導、日本語指導等の充実を図るため、実践推進校に通訳支援員の配置を行う。

〈実践推進校〉 県立東濃高等学校

〔外国人児童生徒教育カリキュラム開発推進会議〕

第1回 令和2年5月21日（木）13:30-16:00 岐阜県総合教育センター

第2回 令和2年6月10日（水）10:00-16:00 瑞穂市立穂積小学校（午前）
総合教育センター（午後）

第3回 令和2年11月9日（月）10:00-16:00 美濃加茂市立東中学校（午前）
可茂教育事務所（午後）

第4回 令和3年1月26日（火）13:30-16:00 岐阜県総合教育センター
上記日程で行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1回、第2回は中止・文書提案とし、第3回は分散開催、第4回もメールでの交流とした。

2 令和3年度の計画

(1) 外国人児童生徒適応指導員配置事業

令和2年度より、配置ルールの見直しを図り、派遣対象校を外国人児童生徒の在籍数が少ない散在地域の派遣を希望する学校とし、市町村教育委員会からの依頼に応じて市町村立学校に派遣する。また、適応指導員等を急な編入等により困難さを抱えている学校に速やかに派遣できる体制を整えた。

[令和3年度4月配置状況]

計26名：小学校60校、中学校33校、高・特支学校24校

(小中学校13名)

- ・岐阜教育事務所 3名 (ポルトガル語1、タガログ語1、中国語1)
- ・西濃教育事務所 3名 (ポルトガル語2、タガログ語1)
- ・美濃教育事務所 2名 (ポルトガル語1、タガログ語1)
- ・可茂教育事務所 2名 (ポルトガル語1、タガログ語1)
- ・東濃教育事務所 3名 (ポルトガル語1、タガログ語2)

(高等学校・特別支援学校13名)

- ・各務原高校 1名 (タガログ語1)
- ・揖斐高校 1名 (中国語1)
- ・加茂高校(定時制) 3名 (ポルトガル語1、タガログ語2)
- ・東濃高等学校 4名 (ポルトガル語1、中国語1、タガログ語2名)
- ・恵那南高校 1名 (タガログ語1)
- ・吉城高等学校 1名 (中国語1)
- ・可茂特別支援学校 2名 (ポルトガル語1、タガログ語1)

※県立学校の13名は「教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)」を活用

(2) 外国人生徒学力向上総合支援事業

[外国人児童生徒教育支援体制整備事業補助金]

国の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を活用し、市町村がそれぞれの実態に応じて行う拠点校の設置等による指導体制の構築、「特別の教育課程」による日本語指導の実施、児童生徒の母語が分かる支援員の派遣等の取組を補助する。

[外国人児童生徒学力向上推進事業] (平成30～令和2年度)

集住地域の市教育委員会担当者、多文化共生担当主幹教諭、多文化共生指導教諭、日本語指導担当者等が、大学教員の助言を受けながら、取り出し指導で活用できる日本語の理解・定着を目指した児童生徒用教材等を作成した。

令和3年度からは、その組織を継続し、外国人児童生徒のキャリア支援に資する教材等を作成する。

〈実践校〉 可児市立土田小学校、可児市立蘇南中学校、ばら教室KAN I

〈協力校〉 各務原市立那加第三小学校、瑞穂市立穂積小学校、大垣市立西小学校、大垣市立西中学校、関市立田原小学校、美濃加茂市立太田小学校、美濃加茂市立東中学校、可児市立今渡北小学校、土岐市立肥田小学校
県立東濃高校

[通訳支援員事業]

引き続き高等学校における外国人児童生徒のための適応指導、日本語指導等の充実を図るため、実践推進校に通訳支援員の配置を行う。

〈実践推進校〉 県立東濃高等学校

(3)外国人児童生徒キャリア支援事業

令和3年度から令和5年度にかけて、外国人児童生徒の進学や就学が一層促進されるよう、指導体制や指導方法の工夫改善を図ることにより、日本語指導、教科指導等を充実させ、学力向上を総合的に推進するとともに、幼・小・中・高が連携した切れ目のない指導体制の構築及びキャリアガイドブック等の作成により、キャリア形成を支援する。

第10節 情報教育

1 現況

教育の情報化は、「情報教育」、「教科指導におけるICT活用」、「校務の情報化」の3つの側面を通じた教育の質の向上を目指し、児童生徒の情報活用能力の育成やICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実践、校務の効率化と負担軽減等を図るものである。

令和2年度までに、学校間総合ネットワークを基盤として、校務用パソコンや校務支援システムの導入、各種デジタル教材の配信、普通教室ICT環境と学習支援ソフトの整備とともに、教員のICT活用指導力の向上を目指した研修等に取り組んでおり、文科省の「教育の情報化の実態等に関する調査」における教員のICT活用指導力は、全国平均を上回る水準を維持している。

2 令和3年度の計画

(1) 教員のICT活用指導力の向上を目指した研修講座の実施

県内の全教員が文部科学省の「教員のICT活用指導力の基準（チェックリスト）」の全ての項目に「できる」又は「ややできる」と回答することができるよう、指導力の向上を目指した研修の充実を図る。

- ・ 初任者及び基礎形成期（5年目まで）の教員を対象とし、ICTを活用した授業実践等に関わる研修の充実を図る。
- ・ 情報モラルや情報セキュリティに関わる研修を継続的に実施する。
- ・ ICT推進担当者による校内研修を支援し、全教員のICT活用指導力の向上を図る。

(2) 学校間総合ネットの利活用

学校間総合ネットを各学校で安全に安心して利用するための情報セキュリティ対策を徹底しながら、児童・生徒の学びの質の向上や校務処理の効率化を推進する。

- ・ 遠隔地の学校間交流や教員研修等でのテレビ会議システムやWeb会議システムの効果的な活用を推進する。
- ・ 普通教室におけるICT環境整備（ホワイトボード化・電子黒板機能付きプロジェクタ・一人一台タブレット端末等）を踏まえ、効果的にICTの活用をした授業実践を推進するため、ICT活用の研修の充実を図る。
- ・ 岐阜県まるごと学園やe-Learning等のデジタル教材・コンテンツの整理・充実を図る。

第11節 道徳教育

1 現況

本県の小・中学校における道徳教育は、昭和33年度から教育課程に位置付けられ、その全面实施以降、当初の混乱、動揺期を経て、次第に安定化、定着化の方向をたどり、今日では

充実期を迎えている。特に、昭和56年度から道徳教育徹底指導事業を継続推進し、3年間を一つのサイクルとして県内の全小・中学校及び市町村教育委員会訪問を計画的に行い、道徳教育の充実を図っている。

しかしながら、社会の変化に伴い、児童生徒の「心の教育」に関する様々な課題も指摘されており、各学校や地域ぐるみによる、より充実した道徳教育の推進が期待される。

そこで、本県では、第7期までの21年間の成果と課題を踏まえ、第8期の平成14年度から16年度までの3年間「地域ぐるみの道徳教育推進事業」として、学校・家庭・地域社会が連携して取り組む道徳教育の充実を図った。第9期の平成17年度から平成19年度までは、道徳教育の要となる道徳の時間における指導の充実と学校・家庭・地域社会の計画的な連携による道徳教育の推進を、第10期の平成20年度から平成22年度まで及び第11期の平成23年度から平成25年度までは、道徳教育の要となる道徳の時間における指導の充実を中心に重点を置いた道徳教育の推進を図ってきた。第12期の平成26年度から平成28年度までは、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて日常生活や体験活動等との関連を図った意図的・計画的な道徳教育を推進してきた。

また、平成27年3月末に学校教育法施行規則及び学習指導要領が一部改正され、小学校では平成29年度は「特別の教科 道徳」（小学校）の教科書採択、平成30年度は「特別の教科 道徳」（中学校）の教科書採択がなされ、小学校は平成30年4月1日から、中学校では平成31年4月1日から「特別の教科 道徳」が全面实施されている。

2 令和3年度指導に当たって

小・中学校教育指導に当たっては、道徳教育の重点として、「自己を見つめる力と他を思いやる心を育てる 生命を尊重し、夢や希望を育み、自己有用感を高める道徳教育の充実」を設定した。あらゆる機会と場をとらえ、この具現のための力点を定め、指導・助言に努めている。

高等学校における道徳教育は「人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図る」と学習指導要領に規定されている。高等学校教育指導の方針と重点では、「全教育活動を通して、特に配慮したいこと」として、「社会連帯の精神を養うとともに、規範意識の高揚を図り、道徳的実践力を高めるために指導体制を充実する。」と設定しており、その具現のため指導・助言に努めている。

本年度は、「道徳教育徹底指導事業」の第14期の1年次であり、道徳教育振興会議の開催、県内全小・中学校及び全市町村教育委員会訪問指導などを通して、その充実を図る。

(1) 道徳教育徹底指導事業

第14期3か年計画の1年目に当たる。

ア 県内全中学校区及び全市町村教育委員会への計画的な訪問

幼児期の発達の段階を踏まえ、義務教育9年間の成長の見通しをもって、それぞれの時期にふさわしい指導の目標を明確にしていくことができるよう、計画に基づき指導主事が各市町村教育委員会及び各中学校区を訪問し、市町村及び校区における道徳教育の推進について指導・徹底を図る。

イ 道徳教育パワーアップ実践校

道徳教育を先進的に実践し、その成果を普及するための「道徳教育パワーアップ実践校」を大垣市立北中学校、飛騨市立古川小学校に指定し、県全体で研究協議会を開催する。

ウ 岐阜県道徳教育振興会議の開催

地域ぐるみの豊かな心を育てる活動の推進として、家庭や地域における「1家庭1ボランティア」運動を県民運動として推進している。道徳教育振興会議実践協力校として美濃加茂市立下米田小学校、関市立小金田中学校、関高等学校を指定している。指

定された学校は、県の教育課題や振興会が設定する重低課題について、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を、校長の方針のもと、全教職員が共通理解して、一体となって推進し、実践内容や成果について道徳教育振興会議に報告する。

(2) 研究協議会（教育課程研究協議会）

学校における「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図り、一部改訂学習指導要領の趣旨等の理解について周知・徹底を図っている。

(3) 訪問指導

学校支援課、各教育事務所が実施する各市町村教育委員会及び各小・中学校の訪問指導では、特に、道徳教育の計画・実施、道徳の時間の指導の充実及び家庭、地域社会との連携について見届け、当面する諸問題の解明を図るべく指導・助言をしている。

(4) 研究団体

岐阜県小中学校教育研究会の道徳部会は、本県の道徳教育を推進する研究組織である。発足以来先進的な取組を進め大きな成果をあげ、今日に至っている。

第12節 学校図書館教育

1 現 況

(1) 令和2年度の状況

令和2年度は、①児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を生かす活動を充実させ、計画的・継続的に利活用するよう推進してきた。①については、国語科の言語活動や図画工作科の絵画活動等を通して、物語の世界を想像する場が増えてきている。②については研修や図書館教育推進事業、学校訪問教育などの機会をとらえ、充実した言語活動の事例として読書活動との関連を意図した実践を紹介することで、国語科の「読むこと」の学習において、読んだことから自分の考えや意見を表現する言語活動を位置付けることが普及してきており、読書活動、言語活動の充実が図られている。③については、様々な教科において、学校図書館を活用した学習の充実に向けて、年間図書館利用計画を作成して取り組んでいる。また、センター機能が充実するよう、図書館担当者の研修機会の確保について各市町村教育委員会の担当者による実施を働きかけた。

(2) 令和2年度地区別学校図書館教育優秀賞

<岐阜地区>

賞	学校名	賞	学校名
最優秀賞	岐阜市立加納西小学校	優秀賞	岐南町立西小学校
最優秀賞	各務原市立八木山小学校	奨励賞	岐阜市立加納中学校
最優秀賞	北方町立北方西小学校	奨励賞	岐阜市立長森西小学校
優秀賞	岐阜市立西郷小学校	奨励賞	羽島市立桑原学園
優秀賞	岐阜市立梅林小学校		

<西濃地区>

賞	学校名	賞	学校名
最優秀賞	大垣市立墨俣小学校	優秀賞	安八町立結小学校
最優秀賞	関ヶ原町立今須小学校	優秀賞	関ヶ原町立今須中学校
優秀賞	大垣市立赤坂小学校	奨励賞	大垣市立日新小学校
優秀賞	海津市立今尾小学校	奨励賞	垂井町立表佐小学校
優秀賞	海津市立海西小学校	奨励賞	大垣市立江並中学校
優秀賞	養老町立養老小学校	奨励賞	神戸町立神戸中学校
優秀賞	養老町立広幡小学校	奨励賞	安八町立登龍中学校
優秀賞	養老町立笠郷小学校	奨励賞	大垣市安八郡安八町組合立東安中学校
優秀賞	垂井町立東小学校	奨励賞	池田町立池田中学校
優秀賞	安八町立牧小学校		

<美濃地区>

賞	学校名	賞	学校名
最優秀賞	美濃市立美濃小学校	優良賞	郡上市立相生小学校
優秀賞	関市立板取小学校	奨励賞	関市立富野小学校
優秀賞	関市立武芸川中学校	奨励賞	関市立下有知中学校
優良賞	関市立田原小学校	奨励賞	郡上市立八幡西中学校

<可茂地区>

賞	学校名	賞	学校名
最優秀賞	白川町立蘇原小学校	優秀賞	白川町立白川中学校
		優秀賞	白川町立黒川中学校

<東濃地区>

賞	学校名	賞	学校名
総合優秀賞	瑞浪市立瑞浪小学校	奨励賞	多治見市立昭和小学校
総合優秀賞	中津川市立山口小学校	奨励賞	瑞浪市立瑞浪南中学校
優秀賞	多治見市立滝呂小学校	奨励賞	恵那市立山岡中学校
優秀賞	多治見市立北陵中学校	奨励賞	中津川市立坂下中学校
優秀賞	土岐市立泉小学校	努力賞	土岐市立下石小学校
優秀賞	中津川市立第一中学校	努力賞	瑞浪市立陶小学校
		努力賞	恵那市立大井小学校

<飛騨地区>

新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず。

2 令和3年度の指導の重点

開かれた学びの場としての環境を整備し、学校図書館の機能を高めるとともに、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実し、豊かな人間性を育成する。

(1) 管理・運営

各市町村教育委員会の作成する「子どもの読書活動推進計画（第四次）」を踏まえ、学校図書館の利活用に関する指導計画を作成するとともに、学校図書館長としての校長のリーダーシップの下、各種計画に基づいて、全ての教職員、保護者、地域社会、公共

施設等が連携・協力し、学校図書館の組織的かつ円滑な運営を図る。

(2) 施設及び図書資料の整備

児童生徒にとって、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるとともに、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与し、健全な教養の育成に資する資料構成及び資料規模を備えるよう、蔵書の充実を図る。

(3) センターの機能を生かす計画的・継続的な利活用

- ① 児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能
- ② 児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能
- ③ 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を生かす活動を充実させ、計画的・継続的に利活用する。

3 令和3年度の計画

(1) 学校図書館教育優秀賞

地区ごとに実施し、総合優秀賞、優秀賞、奨励賞等を決定する。

(審査期間：令和3年9月から令和4年2月まで)

第13節 人権教育

1 現 況

(1) 岐阜県人権教育基本方針（平成23年12月5日教育長決定・平成30年3月29日一部改訂）の概要

- ・これまでの同和教育及び人権同和教育の成果の継承
- ・様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力の育成
- ・全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりの推進
- ・個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養う教育・啓発の推進
- ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育の推進
- ・重要な人権問題の一つである同和教育問題への一層の理解
- ・様々な人権問題の解決を目指した普遍的文化の構築
- ・学校・家庭・地域社会が一体となった計画的、継続的な人権教育の推進

(2) 人権教育で培う「3つの力」

行 動 力：日常生活の中の人と人との関わりにおける差別事象に対して、正しく行動することができる力

- ・差別的な言動に対して、それを正そうとする態度
- ・相手の立場を尊重した行為

自己啓発力：生活を振り返り、自己の心の中にある偏見や差別的なものの見方や考え方を改めようとする力

- ・相手の立場に立った共感的理解
- ・自己の心の弱さに気付き、それを克服しようとする意欲

認 識 力：身近な生活の中にある不合理なことや差別事象を捉えたり、見抜いたりすることができる力

- ・確かな根拠に基づく科学的思考や判断
- ・差別的構造や歴史的経緯の理解

2 令和3年度の計画

- (1) 研究指定校、総合推進地域事業を中心とする研究推進
- ア 文部科学省指定
 - 研究指定校事業：関市立安桜小学校
 - 総合推進地域事業：可児市立広陵中学校
 - イ 人権教育協議会研究協力校
 - 岐阜市立早田小学校、岐阜市立岐阜清流中学校、岐阜城北高等学校
- (2) 人権教育推進事業の充実（市町村が行う人権教育関係事業への補助金交付）
- ア 地域ぐるみの人権教育の推進及び啓発の推進に関する事業
 - イ 人権教育における教職員の指導力向上を目指した実践研究に関する事業
 - ウ 人権教育の具体的な実践研究に関する事業
 - エ 人権教育についての相談活動の推進に関する事業
- (3) 指導資料の作成
人権教育の推進のための具体的な指導の在り方を研究し、各小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において活用できる資料を作成する。
- (4) 研修会の充実
- ア 人権教育幹部研修会
 - 県内全ての小・中・義務教育学校の校長、人権教育主任(教務主任)を対象とする。
 - ・岐阜会場：5月10日（月）、5月12日（水）、5月18日（火）
 - ・西濃会場：5月14日（金）、6月14日（月）
 - ・美濃会場：5月14日（金）、5月25日（火）、5月28日（金）、5月31日（月）
 - ・可茂会場：5月17日（月）、5月31日（月）
 - ・東濃会場：5月14日（金）、6月9日（水）
 - ・飛騨会場：5月10日（月）、6月4日（金）
 - 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により各教育事務所に集まって行う研修は中止し、オンラインによる研修を実施。
 - イ 人権教育教員研修会
 - 県内全ての小・中・義務教育学校から、各校1人以上が参加する。
 - ・岐阜会場：9月22日（水）、10月1日（金）
 - ・西濃会場：10月20日（水） ・美濃会場：11月18日（木）
 - ・可茂会場：11月22日（月） ・東濃会場：10月22日（金）
 - ・飛騨会場：10月6日（水）
 - ウ 高等学校、特別支援学校人権教育教員研修会
 - ・県内の全ての公立・私立の高等学校・特別支援学校から、前期は人権教育担当者、後期は養護教諭又はそれに準ずる教諭が、それぞれに各校1名以上が参加する。
 - ・令和3年度の実施日と会場（8地区15会場）

前 期(オンラインでの開催)	後 期
5/17 岐阜、西濃地区	10/20 総合教育センター
5/24 中濃、多治見、恵那、 飛騨地区	10/21 土岐商業高校
	10/25 坂下高校
	10/28 総合教育センター
	10/29 益田清風高校
	11/ 1 大垣養老高校
	11/ 5 八百津高校

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年度の前期はオンライン開催。

- エ 高等学校、特別支援学校人権教育担当者連絡会
県内全ての高等学校、特別支援学校から、各校1人以上が参加する。
県内全ての公立高等学校、特別支援学校の人権教育担当者が、高等学校等における人権教育の在り方について研修する。
新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度は中止。
- オ 総合教育センター研修講座
総合教育センター研修講座に、人権教育の専門研修を位置付ける。

第14節 幼稚園教育

1 現 況

幼稚園教育は、一人一人の幼児の成長に応じて、また、その生活経験に即して遊びを通した総合的な指導を行い、望ましい人格形成の基礎を養う重要な使命と任務をもつものである。本県の幼稚園教育は、関係者の努力によって漸次充実してきた。今後更に、幼稚園教育の振興充実を図っていくには、質的な充実を考えていくことが肝要である。

現在本県の幼稚園教育は公立68園（休園1）、私立96園（休園5）＜令和元年1.5.1現在＞で行われている。また、私立幼稚園は、学校法人立となっている。

(1) 在園期間

市町村の実態に応じ在園期間は様々である。（次の数は公立幼稚園数）

1年（5歳児のみ）	0園
2年（4、5歳児）	6園
3年（3、4、5歳児）	62園

(2) 通園方法・通園距離

公立幼稚園における通園方法として、保護者と共に通園するケースが多いが、通園距離により、スクールバスを利用して園児が通園している園が14園ある。

2 令和3年度の計画

(1) 幼稚園教員研修事業

① 新規採用教員研修（園外研修）

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
幼稚園等 新規採用 教員研修	幼稚園等の 新規採用教 員	95	園外8日 園内10日	5月12日、6月9日 7月16日 9月27日 2月9日 ※地域区別研修を除く	総合教育センター等

② 中堅教諭等資質向上研修（幼稚園）

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
中堅教諭等 資質向上研修 （幼・認）	教職経験が 満11年を経 過した幼稚 園等教員	7	園外8日 園内10日	5月27日 8月31日 10月12日（10月12日） ※残り5日は自己課題 に基づく研修を管理職 の指導等のもと設定	総合教育センター等

③ 幼稚園教育課程協議会（園長・教諭・保育士等）

対 象	期 日	会 場	内 容
岐阜 飛騨	7月30日 (金)	岐阜県総合教育 センター	【趣 旨】 幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題についての専門的な講義や研究協議を通して、幼稚園教育の振興・充実を図る。 【内 容】 全体会：講話及び説明 分科会：実践発表及び研究協議 【参加者】 公立幼稚園・認定こども園(保育所等を除く) 教員の1/3程度 私立幼稚園・認定こども園(保育所等を除く)1園2名程度 保育所・認定こども園(保育所等)の保育士 1園2名程度
西濃	7月28日 (水)	西濃総合庁舎	
美濃 可茂 東濃	7月29日 (木)	中濃総合庁舎	

(2) 幼児教育推進事業

①岐阜県幼児教育推進会議

「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」の実践の成果を県内に普及するとともに、その検証並びに今後の岐阜県幼児教育における質の高い教育・保育に向けた具体的な検討を行うとともに、「第3次岐阜県幼児教育アクションプラン」を策定する。

②公私立共同研究

教育・保育の充実や幼稚園の機能を生かした子育て支援、小学校との連携、特別支援教育の充実等に向けて、岐阜県幼稚園教育研究協議会に研究を委託し、調査研究及び実践的な取組を推進する。

第15節 生徒指導

1 現 況

本県では、平成18年度の中津川市と瑞浪市において重大な事件が発生した。これにより、「命を大切に教育の充実」や「小中高における校種間の情報連携強化の必要性」「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」ということを再認識するとともに、「いじめは人間として許されない」「いじめられている子どもは、守り抜く」という認識のもと、全教職員が丸となって取り組む必要を痛感し、さまざまな取組をしてきた。

しかしながら、基本的な生活習慣に関わる諸問題はもとより、不登校や中途退学、いじめや暴力行為などの諸問題も依然として深刻な状況がみられる。また、インターネットや携帯電話（スマートフォン）を媒介とした周りの目に見えにくいネット問題等、昨今の学校における生徒指導上の諸問題は極めて多岐にわたり、学校外における少年非行の多様化も進んでいる。

これらの背景には、高度情報化や都市化、少子化等による家庭、学校、地域などを含めた社会全体の急激な変化の中で、子どもや大人の意識や行動が変化してきていることが考えられ、これまでの家庭、学校、地域の個別の教育力では青少年の健全育成に十分に対応できなくなっている状況もある。

こうした状況を踏まえ、家庭、学校、地域が互いに連携し、社会全体で子どもたちを大きくむチームとしての学校づくりに取り組む。また、時代の変化と新たな社会環境の中に生きる子どもたちの育ちを踏まえ、児童生徒の一人一人の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助を行い、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指していく。

2 施 策

<小・中学校>

(1) 事業の推進

- ア いじめ防止総合対策事業（いじめ防止対策事例演習会）
- イ スクールカウンセラー等活用事業（文科省補助事業 全175中学校区、全2義務教育学校）
- ウ スクールソーシャルワーカー活用事業（文科省補助事業 県内6つの教育事務所（岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨）にスクールソーシャルワーカーを、学校安全課にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー（1名）、暴力行為等防止支援員（5名）を配置する。）
- エ スペシャリストサポート事業（未然対応・危機対応）
- オ 別室登校児童学習サポート事業（岐阜市、大野町、郡上市、美濃加茂市、多治見市、高山市）

(2) 組織体制づくり

- ア 地域担当生徒指導主事の配置（6教育事務所に小中担当7名）
- イ 不登校対策指導主事の配置（6教育事務所に6名。地域担当生徒指導主事6名併任）

(3) 連絡協議会、研修の実施

- ア 生徒指導主事連絡協議会
- イ 中学校高等学校生徒指導連絡会
- ウ 小中新任生徒指導主事講座
- エ 総合教育センターの講座
- オ 教育相談体制の充実を図るためのスクールカウンセラー等連絡協議会
- カ 生徒指導推進会議・各地区生徒指導連携強化委員会兼家庭教育推進会議（あったかい言葉かけ県民運動）

<高等学校>

(1) 事業の推進

- ア いじめ防止総合対策事業（学校いじめ対策チーム派遣、県いじめ防止等対策審議会設置、県立学校いじめ防止等対策組織運営、いじめ防止対策事例演習会）
- イ スペシャリストサポート事業（未然対応・危機対応）
- ウ いじめ・不登校未然防止アドバイザー派遣事業（予防教育・予防研修）
- エ スクールソーシャルワーカー活用事業（文部科学省補助事業 6教育事務所に配置）

(2) 組織体制づくり

- ア 地域担当生徒指導主事の配置（高校担当7名）
- イ 県立学校いじめ防止等対策組織の設置（全県立学校に配置）
- ウ 県いじめ防止等対策審議会の設置（条例に基づく県教育委員会の附属機関）

(3) 連絡協議会、研修の実施

- ア 高等学校・特別支援学校生徒指導主事会議
- イ 高等学校・特別支援学校教育相談担当者会議
- ウ 地区別高・特生徒指導主事会議
- エ 地区別高・特教育相談担当者会議
- オ 生徒指導推進会議・各地区生徒指導連携強化委員会兼家庭教育推進会議（あったかい言葉かけ県民運動）

第16節 教育相談

1 現 況

- (1) 目 的
幼稚園、学校、保護者及び関係機関との連携を密にした教育相談を推進する。
- (2) 重 点
ア 不登校、いじめ等に関する相談活動
イ 高等学校段階の不登校・引きこもりの者を対象に将来的な社会的自立に向けた支援
- (3) 相談の内容
ア 不登校に関する相談
イ いじめに関する相談
ウ 学校生活に関する相談
エ 家庭生活に関する相談
オ 特別支援教育に関する相談
カ 学校教育相談の在り方に関する相談
キ 進路に関する相談
ク その他教育全般に関する相談
- (4) 相談事業の概要
ア 来所相談
・相談日時 月曜日～金曜日の9：00～18：00（予約制）
イ 電話相談
・子供ＳＯＳ２４ 365日24時間対応
フリーダイヤル 0120-0-78310
・教育相談ほほえみダイヤル（各教育事務所）
月曜日～金曜日の9：30～16：15
フリーダイヤル 0120-745-070
ウ SNSを活用した相談
・相談期間 令和3年8～9月及び令和4年1月に実施予定
・相談期間 17:00～22:00
- (5) 令和2年度の教育相談実施回数

	電話相談	面接相談
総合教育センター	1,511回	337回
教 育 事 務 所	388回	10回
計	1,899回	347回

- ・前年度に比べ、面接相談回数、電話相談回数ともに減少した。内容的には、面接相談においては、不登校に関する相談が多く、電話相談においては、学校生活に関する相談が多い。

2 令和3年度の計画

- (1) 岐阜県教育支援センター「G-プレイス」（適応指導教室）
 - ・岐阜県内の高校生や中途退学者等、高等学校段階の不登校・引きこもりの者を対象に、将来的な社会的自立に向けた支援を行う。
 - ・本人、保護者及び関係者に対して、相談者の状況に応じて、教育相談、心理相談、適応指導、学習支援、体験活動、進路相談等を行う。

(2) 教育相談連絡協議会

ア 各教育相談業務専門職の関わる事例について、具体的な指導や連携の在り方等を検討し合うとともに、専門家からの指導、助言を通して、地域における教育相談業務を一層充実させる。

イ 年3回開催。

(3) 教育相談実践研修会

ア 児童生徒がかかえる学校適応上の諸問題を解決するための教育相談活動の一層の充実を図り、各学校及び各関係諸機関で教育相談業務に携わる教職員及び担当者、各種相談員の専門的知識・技能の習得と、資質の向上を目指す。

イ 大学教官や精神科医を招き、教育相談の今日的な課題に関する講演や演習を行う。

ウ 年3回開催

第17節 P T A 活動の奨励

教育をめぐる価値観の多様化や安全・安心な地域づくりの実践など、時代の変化に対応するため、家庭・学校・地域社会の一層の連携強化を図ることが急務であり、そのためのP T A活動を積極的に推進する必要がある。また、地域における様々な体験活動や奉仕活動など、具体的な実践活動を通して、家族や地域の人々とのふれあいを深めるなど、児童生徒の社会参加を促進するためのP T Aの諸活動に対して支援する。

(1) 岐阜県P T A連合会活動の奨励

県内小中学校のP T Aの発展を推進し、児童生徒の健全な成長を図るための諸活動を支援する。

(2) 岐阜県高等学校P T A連合会活動の奨励

県内高等学校及び特別支援学校（高等部）P T Aで組織され、それぞれの単位P T Aの連絡協調を図るとともに、その健全な発達を促進するための活動に対して支援する。

第2章 指導計画

第1節 令和3年度研究開発事業等

本県における学校教育は、各学校はもとより、各地域及び研究団体の熱意ある研究によって年々充実し、その成果も着実にあがってきている。

<小・中・義務教育学校>

1 教育研究推進の基本的方向

(1) 一人一人の教員の資質と指導力の向上を図り、各市町村及び各学校の主体的研究を促進する。

(2) 文部科学省の研究指定校や研究開発事業指定地区をそれぞれ指定して本県の教育水準の向上を図る。

令和3年度 研究指定校及び指定市町村

主 催：「文」文部科学省 「ス」スポーツ庁 「国」国立教育政策研究所 「県」岐阜県「団」諸団体

予 算：「委」委託事業 「支」支出委任事業 「補」補助事業
「執」県や団体が講師派遣や物品など直接に予算執行する事業

指 定： ☆ 新規事業での新規指定 ○ 既存事業での新規指定
□ 既存事業での継続指定（指定最終年度も含む）

(1) 教育総務課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
1	県	□30～R3 (R3)	清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業	委	小：14校 中：16校	小：19校 中：12校	小：7校 中：5校	小：8校 中：7校	小：3校 中：10校	小：6校 中：3校

(2) 学校支援課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨	
1	文	□R2～R3	道徳教育の抜本的改善充実事業 道徳教育地域支援事業 道徳教育パワーアップ実践校	委		大垣・北中				古川小	
2	文	□R3	幼稚園教育理解推進事業(中央協議会)	旅	羽島市	大垣市			多治見市		
3	文	○R3～R4	人権教育研究指定校事業	委			安桜小				
4	文	□R1～R3	人権教育総合推進地域事業	委				広陵中校区			
5	文	□R1～R3	学校における先端技術の活用に関する実証事業	委	那加第一小	垂井東小	旭ヶ丘小	伏見小	養正小	萩原小	
6	県	☆R3	I C T活用モデルの構築・推進事業	執	北方小 北方中	大藪小 輪之内中	美濃小 美濃中	太田小 西可児中	中津・南小 泉中	花里小 日枝中	
7	県	○□R3	英語教育推進事業	旅	竹鼻小 生津小 真正中	中川小 星和中	下有知中	山手小 東白川中	笠原小 三郷小		
8	文	☆R3～R4	外国人児童生徒キャリア支援事業	補				可児市 土田小 蘇南中			
9	文	○R3	健全育成のための宿泊体験活動推進事業	補直	2月に公募予定						
10	県	□R2～R3 ○R3～R4	岐阜県道徳教育振興会議実践協力校 (岐阜県道徳教育振興会議)	執			小金田中	下米田小			
11	県	□R2～R3	人権教育協議会研究協力校 (岐阜県人権教育協議会)	執	岐阜清流中 早田小						
12	県	○R3	ふるさと教育 水と森に学ぶ推進事業 (恵みの森づくり推進課)	執		広幡小		黒川小	明智小		
13	県	□R2～R3 ○R3～R4	金融・金銭教育研究校 (県金融広報委員会／県環境生活部 県民生活相談センター)	執	真桑小					国府小	
14	文	○R3	地域と学校の連携・協働体制構築事業 ・コミュニティ・スクール導入促進、 取組充実	補直	2月に公募予定						
15	団	○R3	人権推進校 (岐阜県地方務局人権擁護課)	執	北方小	神戸北小	大和第一北小	上之郷小	昭和小 中津川南小	清見小	
16	県	○R3	緑と水の子ども会議 (恵みの森づくり推進課)	執	令和3年度：75校実施予定						
17	国	☆R3	地域部活動推進事業	直		安八町					

(3) 学校安全課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
1	文	□R3	学校安全総合支援事業	委	北方町					

(4) 体育健康課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
1	団	○R3~4	生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業（日本学校歯科医会）	委	長森東小					
2	団	□R2~4	学校歯科保健推進指定校（岐阜県歯科医師会）	補		本巣市、瑞穂市、北方町	郡上市			
3	団	○R3	岐阜県学校歯科保健研究大会（岐阜県歯科医師会）	補			郡上市			
4	団	○R3	岐阜県学校保健研究大会（岐阜県学校保健会）	補	羽島郡二町					
5	ス	○R3	オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業	委	瑞穂市立穂積小 北方町立北方小 本巣市立根尾中	揖斐川町立谷汲小	郡上市立和良小	美濃加茂市立加茂野小		高山市立松倉中

<高等学校>

1 教育研究推進の趣旨

高等学校における学校運営及び教育指導における当面の課題について実践的に解明し、本県における高等学校教育の改善・充実に資する。

2 令和3年度文部科学省研究指定事業等

(1) スーパーサイエンスハイスクール

学 校 名	研 究 領 域	指定年度	研 究 主 題
恵那高校	理数系教育	H29~R3	主体的な問題発見能力、論理的思考力と国際性を備えた科学技術系人材の育成

(2) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

学 校 名	研 究 領 域	指定年度	研 究 主 題
岐阜農林高校	産業人育成	H30~R2	社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成

(3) 地域との協働による高等学校教育改革推進事業 プロフェッショナル型

学 校 名	研 究 領 域	指定年度	研 究 主 題
岐阜工業高校	産業人育成	R1~R3	地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材の育成

3 地域連携による活力ある高校づくり推進事業

(1) 目 的

生徒数の動向から活性化が求められる高校について、学校と地域を強く結びつける活動を通じて、地域の魅力を知り、課題を発見・解決する学習を推進する。

(2) 指定校 19校

<グループ1> 不破高等学校、郡上北高等学校、八百津高等学校、東濃高等学校、瑞浪高等学校、土岐紅陵高等学校、恵那南高等学校、坂下高等学校、高山工業高等学校、飛騨神岡高等学校

<グループ2> 山県高等学校、揖斐高等学校、池田高等学校、海津明誠高等学校、関有知高等学校、恵那農業高等学校、中津商業高等学校、中津川工業高等学校、吉城高等学校

(3) 内 容

- ・デュアルシステムによる企業実習
- ・自治体・地元企業との連携による地元産の「栗」を素材とした6次産業学習
- ・地元小中学生との交流事業
- ・地元企業・自治体等と連携した地域イベントへの参画 など

4 地域課題探究型学習推進事業

(1) 目 的

関連する自治体、高等教育機関や企業等との協働により、地域の魅力を知り、課題を発見・解決する学習を推進する。

(2) 指定校 13校

羽島北高等学校、各務原高等学校、各務原西高等学校、本巣松陽高等学校、羽島高等学校、大垣南高等学校、大垣西高等学校、郡上高等学校、武義高等学校、加茂高等学校、多治見高等学校、中津高等学校、益田清風高等学校

(3) 内 容

- ・教育、福祉、観光、防災等の地域課題を発見し、解決策を模索する。
- ・自治体職員、大学研究者、地元企業より派遣された講師等による出前講座やワークショップ等を実施する。
- ・フィールドワーク、ICTの利活用によるデータの分析、論点の整理など、実践的な探究学習による解決法の提案を行う。

5 清流の国ぎふ、ふるさと魅力体験事業

(1) 目 的

小・中・高等学校・特別支援学校の全ての校種において、岐阜県が誇る自然・歴史・文化・産業等に関する施設・史跡等で行う体験活動の機会を創出し、岐阜県の魅力を新たに発見したり、見識を広げたりすることを通して、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着を強くもち、心豊かでたくましい子どもを育む教育の一層の推進を図る。

(2) 指定校

県立学校においては、全83校が順次指定を受けて事業を実施する。令和3年度指定校は、岐山高等学校、岐阜総合高等学校、各務原西高等学校、山県高等学校、揖斐高等学校、大垣商業高等学校、関有知高等学校、東濃実業高等学校、多治見高等学校、多治見北高等学校、坂下高等学校、飛騨神岡高等学校、東濃フロンティア高等学校、岐阜豊学校、長良特別支援学校、岐阜本巣特別支援学校、海津特別支援学校、郡上特別支援学校の18校。

(3) 具体的な施設・史跡名

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館、世界淡水魚園水族館アクア・トトぎふ、奥の細道むすびの地記念館、岐阜関ヶ原古戦場記念館、清流長良川あゆパーク、美濃和紙の里会館、ぎふワールド・ローズガーデン（花フェスタ記念公園）、杉原千畝記念館、美濃歌舞伎博物館「相生座」、岩村城跡、高山祭屋台会館、飛騨古川まつり会館、白川郷など

6 地域創生キャリアプランナー設置事業

(1) 目的

就職希望者に対する就職支援に加え、大学等卒業後の地元就職を含めた進路情報、地域や地元企業に関する地域課題を高校生へ提供することで、地域産業や企業等の理解を深めるキャリア教育の充実を図り、将来、地域創生の担い手となる人材の育成を目指す。

(2) 配置校 19校（内5校は拠点校）

山県高校、羽島高校、揖斐高校、池田高校、海津明誠高校、郡上北高校、東濃高校、加茂高校（定時制）、八百津高校、瑞浪高校、恵那南高校、東濃フロンティア高校、坂下高校、吉城高校

<拠点校>

華陽フロンティア高校（定時制）、不破高校、関有知高校、土岐紅陵高校、飛騨神岡高校

(3) 内容（キャリアプランナーの職務）

- ・キャリア教育、就職指導に関する教職員へのノウハウの提供
 - ・地元企業の就職情報の収集及び生徒、保護者等への情報提供
 - ・外部機関とのコーディネート（企業訪問等による新規求人開拓業務含む。）
 - ・面接指導、マナー指導、相談等、生徒への就職指導全般
 - ・その他キャリア教育に関する講話等、校長がキャリア教育、就職指導において必要と認める業務
 - ・大学や専門高校卒業時に必要な資格等に関する情報収集及び高校への情報提供
 - ・大卒者・専門学校卒業者に関する求人情報の情報収集及び高校への情報提供
 - ・地域、地元企業の声や課題等の情報収集及び探究的な学習活動等で取り上げる地域課題の高校への情報提供
- さらに、各地域の拠点校に配置されるキャリアプランナーは、以下の職務を加える。
- ・域内の配置校と地元企業が必要としている人物像等について情報共有を図り、各校でのキャリア教育を支援する。

7 理数教育フラッグシップハイスクール

(1) 目的

新高等学校学習指導要領において新科目「理数探究基礎」及び「理数探究」が設定されたことを受けて、主体的・協働的に課題に取り組み、自ら学ぶことのできる生徒の育成を推進するための探究的な学習（課題発見・解決型学習）のカリキュラムを研究・開発する。

(2) 研究指定校 5校

岐阜高等学校、岐山高等学校、岐阜農林高等学校、大垣東高等学校、吉城高等学校

(3) 内容

- ①探究的な学習（課題発見・解決型学習）のカリキュラム開発
理数科の科目である「課題研究」等で培った指導方法を基に、効果的なカリキュラムの研究開発を実施する。
- ②研究成果を他者に伝える能力の育成
 - 1 プレゼンテーションやディスカッション等の実施
 - 2 学校内外でのポスター発表への参加
 - 3 各種研究発表大会での発表等を実施1～3により、研究の成果を適切かつ的確に他者に伝える能力の育成を図る。

③知的好奇心を刺激する教育環境の実現

大学等の高等教育機関、研究機関、企業等と連携・協力し、探究的な学習を行うために必要となる充実した教育環境の実現を図る。

8 地域共創フラッグシップハイスクール

(1) 目的

地域の魅力を知り、課題を発見・解決することで、地域の将来を担う当事者としての意識を向上させるとともに、グローバル化に対応するコミュニケーション能力や課題解決力等の国際的素養を身に付け、地域創生などの様々な分野で活躍できるリーダーを育成する。

(2) 研究指定校9校

岐阜北高等学校、長良高等学校、加納高等学校、岐阜商業高等学校、大垣北高等学校、関高等学校、可児高等学校、多治見北高等学校、斐太高等学校

(3) 内容

地域の課題を発見・解決する探究的学習において、次の4つの観点の育成を目指すこと。

- ① 課題発見・課題解決力
- ② 語学力・コミュニケーション能力
- ③ 異文化及び自国や地域の文化に対する理解
- ④ 主体性・積極性、協調性・柔軟性、責任感・使命感

(4) 実践研究の例

○海外フィールドワーク等によるグローバルな視点からの地域課題の発見・解決

・テーマ「地域における持続可能な社会づくりへの提言」

海外フィールドワークで地元企業の現地法人や現地教育機関等と連携して、環境・医療・教育等の諸課題について課題研究を行い、グローバルな視点から、地元企業・自治体等関係機関へ地域課題解決に向けた提言を行う。

○自治体・大学・企業等との連携による地域の魅力発掘及び地域課題の発見・解決

・テーマ「外国人の増加に伴う『多文化共生社会』に向けた地域連携」

地元自治体・企業等と多文化共生社会に向けた意見交換等を行うとともに、海外の先進事例に関するフィールドワークを導入する等、地域課題解決の探究的学習を通して施策提言を行う。

(5) スーパーハイスクール各校の交流

・スーパーハイスクール各校の生徒の意見交換や発表の場を設定し、生徒同士の連携を促進することにより、研究成果のより一層の発展を目指す

○地域共創フラッグシップハイスクール9校

岐阜北高等学校、長良高等学校、加納高等学校、岐阜商業高等学校、大垣北高等学校、関高等学校、可児高等学校、多治見北高等学校、斐太高等学校

○スーパーサイエンスハイスクール1校

恵那高等学校

○理数教育フラッグシップハイスクール事業指定校5校

岐阜高等学校、岐山高等学校、岐阜農林高等学校、大垣東高等学校、吉城高等学校

○スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール1校

岐阜農林高等学校(理数教育フラッグシップハイスクールの研究指定校を兼ねる。)

○地域との協働による高等学校教育改革推進事業(プロフェッショナル型)1校

岐阜工業高等学校

9 スーパー・インクワイアリー・ハイスクール事業

(1) 目的

岐阜県への愛着を深める「ふるさと教育」をさらに充実し、ICTを活用して生徒が教科・科目の枠を超えた課題の解決に必要な情報収集や分析を行う協働的・探究的な学習（STEAM教育）を展開する。

(2) 研究指定校 5校

岐阜高等学校、岐阜各務野高等学校、岐阜農林高等学校、恵那高等学校、高山工業高等学校

(3) 内容

- ① 大学をはじめとする国内外の教育機関や、国際的な企業や地域の関係者など、今まで以上に幅広い外部機関・関係者と連携し、より高度な知見・専門性に基づいて、教科横断的・探究的な学習を実施
- ② 小中学校への出前講座や、中学生が高校生の研究活動に参加するなど、連携事業を実施し、小中学校での学習を充実
- ③ ICT環境により、オンラインで外部機関や他校の児童生徒と容易に連携できる利点を活用し、連携型の「ふるさと教育」を推進

10 遠隔教育実証研究事業

(1) 目的

少子化が進み、将来的に県立高校の小規模化が見込まれる中、多様な学びのニーズへの対応、コミュニケーション能力や社会性の育成に対応できる手段として、円滑な遠隔授業の実施に向けた指導方法等の実証研究を行う。遠隔授業の効果と課題を検証するにあたり、教員の研修会、授業や教材の検討会などを行う。

(2) 教員の研修会、授業や教材の検討会、先進県視察などを行う。また、大学等有識者からの指導助言を得る予定。

(3) 実施校

少子化により将来的に小規模化が進むことが見込まれるG1の高校3校と、当該校を遠隔授業によりサポートする高校を1校指定。計4校、2地域で実施する。

- ▶ [中濃] 郡上北 ⇄ 郡上 (普通科の小規模校と大規模校)
- ▶ [東濃] 恵那南 ⇄ 土岐紅陵 (総合学校の小規模校同士)

11 学校における先端技術の活用に関する実証事業

(1) 目的

Society5.0の時代において求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠であり、その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとしての先端技術を効果的に活用することが必要である。そこで、2017年度より民間企業と連携して行っている「教科学習Webシステム」を活用して、授業改善や学習支援につながる情報をタイムリーに提供できるシステムを構築する。また、「統合型校務支援システム」を連動させて、教員の負担軽減につながるようにする予定である。

(2) 実証校6校

- ・各務原市立那加第一小学校
- ・垂井町立東小学校
- ・関市立旭ヶ丘小学校
- ・御嵩町立伏見小学校
- ・多治見市立養正小学校
- ・下呂市立萩原小学校

第2節 訪問指導

〈幼・小・中・義務教育学校〉

1 令和2年度の事業と実績

- (1) 学校支援課指導主事
 - ア 指定校等の訪問指導
指定の趣旨に即し、研究を推進するための学校訪問を重視する。
 - イ 研究団体の領域、支部育成のための指導
各部会の主体的な活動を強化し、研修の実績を高めるため、計画の段階から、その方針や施策について指導・助言し、研修意欲を盛り上げる。
 - ウ 幼稚園教育向上のための教員研修の重視
幼稚園教育の重要性に伴い、その教育に携わる教員の研修を重視する。
 - エ 人権教育推進のための教員研修の充実と地域の実情把握
- (2) 教育事務所指導主事
学校支援課の訪問と一体となってその成果を高めるとともに、各管内の実情に応じた重点施策を設定して訪問指導をする。

2 令和3年度の重点と具体策

- (1) 事業の目的
本事業の実施により、「小・中学校及び幼稚園教育指導の方針と重点」の具現を図るとともに、国や県の教育行政の重点諸施策を効果的に推進し、もって本県の教育水準の向上を図る。
学校支援課は、主として県内の市町村教育委員会、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の実態を把握して教育行政の諸施策に反映させる。
教育事務所教育支援課（以下「教育支援課」という。）は、主として管内の市町村教育委員会、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の教育活動の充実を図るとともに、教員の指導力の向上を図ることを目的として訪問を実施する。
- (2) 事業内容
 - ア 指導訪問
 - (ア) 市町村教育委員会訪問
市町村教育委員会の職務内容のうち、学校教育に関する事項について必要な指導・助言又は援助を行う。また、各市町村教育委員会の方針と重点の策定等に当たって必要な指導・助言を行う。
 - (イ) 学校訪問
市町村教育委員会の要請等に基づき、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校を訪問し、「方針と重点」に照らして、学校の抱えている諸課題に対して、具体的に指導・助言又は援助を行う。
指定校等の訪問に当たっては、当該校の主体的な取組を尊重しつつ、指定の趣旨に基づき、意図的、計画的な指導・助言又は援助を行う。
 - (ウ) 管理職等の教育団体への訪問
市町村教育委員会、校長会、教頭会等関係団体の要請に基づき訪問し、管理職としての教育指導力の充実・強化のために必要な指導・助言又は援助を行う。
学校支援課は、全県レベルの会を訪問することを原則とし、全県の動向や実態を把握することも兼ねる。
教育支援課は、管内、市町村レベルの会を訪問することを原則とする。

(エ) 市町村教育委員会、教育研究団体主催の研修事業訪問

要請に基づいて市町村教育委員会及び岐阜県小・中学校教育研究会が主催する研修事業において指導・助言を行う。

なお、学校支援課と教育支援課との分担は、(ウ)に準ずる。

(3) 事業の実施に当たって

ア 訪問事業の実施に当たっては、市町村教育委員会の要請に基づくことを原則とするが、教育事務所等の計画による訪問も実施する。

特に、学校訪問の内容・回数については、教育事務所としての施策の構想・展望に加えて指定校等の有無、その他の実情を勘案し、事前に市町村教育委員会と十分協議して決定する。

イ 学校訪問は、専門分野の指導・助言又は援助を通して、当該校の全体的な教育指導力の向上を図ることを主眼とする。

そのため、日程の組み方、研究会の運営等については、事前に市町村教育委員会及び当該校と連絡協議を深めておく。

ウ 幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の主体的な取組を推進するために、訪問の在り方を工夫し、数少ない訪問の機会を効果的に生かすよう努める。

エ 国立大学法人附属学校、岐阜市の教育実習校等は、その使命から県内の教育界へ及ぼす影響を考慮し、訪問については教育事務所と十分連絡を取りあう。

オ 指定校等の訪問については、教育事務所が主体となって計画的に実施し、その回数は実態に応じて教育事務所決定する。

<高等学校>

1 令和2年度の事業と実績

(1) 学校支援訪問

全日制・定時制・通信制の公立高等学校を対象に、学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談や授業参観、授業研究、教育活動全般の参観を通して実態を把握し、今後の施策に生かすとともに、学校組織やその運営方法の改善、教科等の指導の充実に向けての支援を行った。

2 令和3年度の重点と具体策

(1) 学校支援訪問

ア 訪問の趣旨

学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談及び教育活動の参観を通して実態を把握し、学校組織や運営の活性化、学校の抱える課題の解決、指定事業の充実、学習指導要領の趣旨を具現する教科指導の徹底等が図られるように指導・援助を行う。

イ 訪問の概要

① 基本方針

全日制・定時制・通信制の公立高等学校を対象に、要請訪問、指定事業訪問及び個別訪問を実施する。

② 訪問の形態・方法等

(ア) 要請訪問では、学校からの要請に応じて、学校の抱える課題の解決等につながる支援・指導を重点的に行う。

(イ) 指定事業訪問では、指定事業の充実につながる支援・指導を重点的に行う。また、指定事業の充実につながる支援・指導とともに、学校からの要請に応じた支

援・指導を加える場合がある。

(ウ) 個別訪問では、原則として、学習指導要領の趣旨を具現する教科指導の徹底につながる支援・指導を重点的に行う。また、学校の実態等に応じた教科指導以外の訪問内容を加える場合がある。県教育委員会事務局が、過年度における訪問の実施状況及び本年度における要請訪問及び指定事業訪問の実施予定等を基に、必要に応じて実施する。

第3節 教育課程講習会

1 小学校・中学校・義務教育学校

令和3年度教育課程講習会

ア 目的

学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。

イ 主催

岐阜県教育委員会、市町村教育委員会

ウ 参加者

小学校、中学校及び義務教育学校とも各教育事務所管内に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び非常勤講師の3分の1程度とする。

エ 実施方針

- ・令和3年度については、県内一斉オンライン・半日（3時間）開催とする。
- ・令和3年度は、3か年計画の第1年次とする。
- ・日にちと開催する部会は、以下のとおりとする。

小学校及び義務教育学校（前期課程）

日にち	部会	
	午前	午後
7月26日（月）	理科	生活、特別活動
7月28日（水）	算数	体育
7月29日（木）	外国語・外国語活動	社会
7月30日（金）	国語	特別の教科 道徳
8月2日（月）	図画工作	音楽
8月3日（火）	特別支援教育	家庭、総合的な学習の時間

中学校及び義務教育学校（後期課程）

日にち	部会	
	午前	午後
7月12日（月）	理科	保健体育
7月13日（火）	国語	特別支援教育
7月14日（水）	外国語	技術・家庭、特別活動
7月15日（木）	社会	音楽、特別の教科 道徳
7月16日（金）	数学	美術、総合的な学習の時間

2 高等学校

(1) 令和2年度高等学校教育課程講習会・研究会

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止とした。

ただし、岐阜県教員免許状更新講習において、本県が開設する講習「高等学校教育課程」の受講予定者に対して、学習指導要領（平成30年3月告示）の内容の理解促進を図ることを目的にオンラインで開講した。

ア 主 催 岐阜県教育委員会

イ 参 加 者 教員免許状更新講習受講者

ウ 期日・会場 8月17日（月） オンライン（岐阜県総合教育センターから配信）

エ 研究部会 総則・特別活動、国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、生活産業、情報、農業、工業、商業

オ 講 師 学校支援課、教育研修課等関係指導主事及び県教育委員会から依頼を受けた者。

(2) 令和3年度教育課程講習会の実施計画

高等学校学習指導要領について、その趣旨の徹底及び必要な研究協議を行うとともに、高等学校の教育課程の実施に伴う指導上の諸問題を研究協議してその解明を図り、高等学校教育の改善充実を図るために実施。

ア 目 的 学習指導要領（平成30年3月告示）の内容の理解促進を図る。

イ 主 催 岐阜県教育委員会

ウ 参 加 者 公立高等学校及び私立高等学校の教員等

エ 期日・会場 8月17日（火）・18日（水）

オ 研究部会 総則・特別活動、国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、生活産業、情報、農業、工業、商業

カ 講 師 学校支援課、教育研修課等関係指導主事及び県教育委員会から依頼を受けた者。

3 特別支援学校

令和3年度特別支援学校教育課程研究協議会【オンライン開催】

ア 目 的

特別支援学校教育課程に関する研修を実施することにより、教職員の指導力の向上を図り、特別支援学校教育の改善・充実に資する。

イ 主 催

岐阜県教育委員会

ウ 参 加 者 特別支援学校教員のうち約200人

エ 期日・会場

7月27日（火）岐阜地区・西濃地区 ・ 7月28日（水）美濃地区・岐阜地区

7月29日（木）可茂・飛騨・東濃地区

オ 講 師

特別支援教育課の指導主事及び県教育委員会が推薦した者とする。

第4節 年間研修計画

1 令和3年度幼・小・中・義務教育学校研修事業の運営

(1) 学校支援課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	へき地・複式教育研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地・複式教育に携わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲のある教員を対象とする。（へき地・複式の学校勤務でない教員6年目以内の教員も可、希望者） ・各教育事務所の実情に応じた同数を実施する。 	へき地・複式学校に初めて勤務する教員等	1日	教育事務所で定める
2	小学校教育課程研究協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から3年計画で行う。 ・学習指導要領の趣旨や内容の適切な理解を図り、小学校は全面实施初年度、中学校は移行期間中の教育課程の実施に生かせるようにする。 	岐阜県内の小学校及び義務教育学校に勤務する教員	半日	各学校 (Web)
3	中学校教育課程研究協議会		岐阜県内の中学校及び義務教育学校に勤務する教員	半日	各学校 (Web)
4	幼稚園教育課程研究協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者は公立幼稚園全教員（園長含む）の3分の1程度 ・夏季休業中に行う。 ・各地区の実情に応じて、希望する学校法人立幼稚園の教員、保育行政担当者、保育所の保育士の参加を受け入れる。 	公・私立幼稚園教諭の該当者、希望する保育士	1日	[岐阜・飛騨] [西濃] [可茂・美濃・東濃]
5	教科書無償給与事務連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び希望する学校の担当者が参加する。 	市町村及び学校の担当者	半日	教育事務所で定める
6	人権教育幹部研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、正しい認識と理解を一層深めるとともに、様々な人権問題を解決できる実践力を高める人権教育推進の方途について徹底を図る。 ・小・中・義務教育学校の校長、教頭、人権教育主任等を対象とする。 ・人権教育教員研修会の参加者を除く。 ・各教育事務所において運営に当たる。 	該当者 (令和3年度は教頭対象)	半日	教育事務所で定める。

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
7	人権教育教員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、全教育活動を通じ、同和問題をはじめ様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚を身に付ける教育活動の在り方について理解を深め、教職員の資質能力の向上を図る。 ・各小・中・義務教育学校1名の参加を原則とする。(初任者、教務主任、人権教育主任を除く)。 ・本研修未受講者又は前回受講から5年以上経過している者を優先する。 ・学校長の判断で複数名の参加も可とする。 ・昨年度の参加者は除く。 ・各教育事務所において運営に当たる。 	<p>該当者 各校1名</p>	<p>半日 又は 1日</p>	<p>教育事務所 で定める。</p>

(2) 特別支援教育課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	教育支援地区研究協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に対する具体的な理解、障がいのある子ども及びその保護者に対する就学相談、就学支援等の進め方を協議する。 ・地区によっては、地区特別支援教育連携協議会と同日開催とする。 	<p>市町村の教育支援担当者</p>	<p>半日を 2回</p>	<p>教育事務所 で定める (第1回はWeb での研修へ変更)</p>
2	特別支援教育コーディネーター研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応できるように、特別支援教育コーディネーターとして必要な知識や情報の習得と実践力を身に付ける。 	<p>新任及び未受講の特別支援教育コーディネーター (幼・小・中・義・高・特)</p>	<p>原則 半日を 2回</p>	<p>県で定める (第1回は送 付資料を用いた 研修へ変更)</p>

(3) 学校安全課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	学校安全会議	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全、交通安全、防災教育等について、安全管理・安全教育及び管理職としての危機管理対応の内容について研修する。 ・今年度は、「災害安全」を重点に、自然災害に対する学校の対応や危機管理マニュアルの見直し等について研修する。 ・教育事務所ごとで実施する。 	<p>管内公立の幼稚園、小・中・義・高等学校及び特別支援学校の教頭又は安全教育担当者・市町村教育委員会担当者1名</p>	<p>0.5日</p>	<p>Web</p>

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
2	学校防災力向上講座	・災害時の対応についてのスキルアップを目指した研修(HUG訓練やDIG訓練等)を行う。	学校の防災担当者及び防災教育に関心のある教員	4.0日	Web又は総合教育センター
3	情報モラル指導者養成講座	・情報モラル教育を推進するための指導者の養成を行う。 ・最新の身近なネットトラブルを知り、情報モラル教育に関する講話を行うときに大切にすべきポイントを学び、講話の実践を通して指導者としての指導力を高める。	各地区において指導的立場として活躍が期待できる教員	1.5日	Web又は総合教育センター
4	小・中学校新任生徒指導主事講座	・生徒指導主事の職務、生徒指導上の問題への対応についての研修を行う。 ・各教育事務所に運営に当たる。	新任生徒指導主事	半日	教育事務所で定める
5	小・中生徒指導主事連絡協議会講座	・生徒指導主事としての任務の理解と管内における取組及び諸問題について協議・交流を行う。 ・各教育事務所において運営に当たる。	小中生徒指導主事	半日	教育事務所で定める
6	小・中・高生徒指導連携強化委員会	・地域の実態に応じた具体的な連携方法を協議研究し、生徒指導連携体制の強化を図る。 ・幼・保の園長、小・中・義・高の校長等、市町村教委関係者及び関係諸団体(含PTA)の代表で構成する。 ・①「あったかい言葉かけ運動」②「居場所と絆づくり交流会」③「安心ネット啓発運動」①～③の順で配置。 ・各教育事務所において運営に当たる。	生徒指導関係者	2日	教育事務所で定める

(4) 体育健康課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	小学校体力向上マネジメント講習会	・各運動種目の効果的な指導の在り方について研修する。 ・中央講習会参加者の伝達講習として実施する。 ・以下の実施種目を行う。 岐阜・東濃：表現運動系 西濃・飛騨：器械運動系 美濃・可茂：ボール運動系	体育主任、又はそれに準ずる者(各校1～2名)	2日 注)内1日は 自校での伝達	教育事務所で定める
2	中学校体力向上マネジメント講習会	・美濃、可茂、飛騨地区において、「ダンス」における指導内容の理解と実技による指導方法の講習会を実施する。	各校体育担当教員(1～2名程度)	2日	教育事務所で定める

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
3	高等学校体育 実技講習会	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校の保健体育担当教員に対して、学校体育実技（陸上競技）の指導方法を取り扱う。 	高校体育担当教員（公立：各校1名 私立：希望者）	1日	県で定める
4	武 道 指 導 講 習 会	<ul style="list-style-type: none"> 中学校及び高等学校の保健体育担当教員のうち武道の指導経験の浅い教員（希望者）を対象とする。 初めて武道を経験する生徒への指導方法等を中心に実技研修を実施する（柔道）。 県内全地区を対象とする。 	中学校及び高等学校の保健体育担当教員の希望者	1日	県で定める
5	運 動 部 活 動 指 導 者 研 修 会	<ul style="list-style-type: none"> 指定する3種目（陸上競技・バレー（女子）・トレーニング理論）について、指導経験の浅い教員を対象に、効果的な指導方法を研修する。 県内全地区を対象とする。 	中学校、高等学校及び特別支援学校の希望者	各1日	県で定める
6	学 校 保 健 講 習 会	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育の現状と課題を踏まえた取組について研修する。 学校におけるコロナ感染症対策について研修する。 	小・中・義務教育学校の養護教諭	半日	Web
7	市 町 村 教 育 委 員 会 給 食 担 当 者 会	<ul style="list-style-type: none"> 国や県の学校給食に関する事業概要の説明等により、給食管理及び食に関する指導の在り方を内容とする。 衛生管理の徹底等について研修する。 	市町村教育委員会の学校給食担当者1～2名	半日	Web
8	栄 養 教 諭 ・ 学 校 栄 養 職 員 研 修 会	<ul style="list-style-type: none"> 給食管理・衛生管理の徹底を図る。 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導の在り方について研修する。 	栄養教諭及び学校栄養職員	1日	総合教育センター+Web

(5) 教育研修課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期 日	会 場
1	幼稚園等 新規採用 教員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第23条及び附則抄第4条の規定に基づき、関係通知〈通達文及び幼稚園等新規採用教員研修に関する文部省モデル〉を踏まえて実施する。 ・学校支援課に設置されている「幼児教育チーム」や私学振興・青少年課、子育て支援課と連携を密にして研修を行う。 ・就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園の教員も対象とする。 ・園内研修は、園長・研修指導員(公立)、園長等(私立)により行う。 	<p>公・私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の新規採用教員</p> <p>(岐阜市含む)</p>	<p>園内 10日 園外 8日</p>	<p>総合教育センター OKBぎふ清流アリーナ 岐阜県博物館 教育事務所等</p>
2	初任者 研修 (小・中・ 義)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知〈通達文及び初任者研修実施要項都道府県〉を踏まえて実施する。 ・初長連は年1回、初指連は年2回を原則として、各教育事務所において地区の実情に応じて実施する。 ・連携校研修は教育事務所が行う。(可能な範囲で事務所指導主事が出向き、指導を行う。) ・市町村教育委員会での研修に、普通救命講習を位置付ける。また、2日間のうち、1日を「地域における豊かな社会性を育む研修」として位置付け、企業や公共施設等での体験的な研修とする。 ・小学校教諭「特別支援学級・通級指導教室枠採用の初任者」は、事務所研修の3日間について、「特別支援学級・通級指導教室新任担当教員研修」を受講する。 	<p>初任者</p>	<p>校内 150<small>分</small> 校外 14日</p>	<p>総合教育センター 教育事務所 市町村教委</p>
3	新規採用 養護教諭 研 修	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修指導者は、原則として養護教諭の退職者で、校内研修指導者としての資質を有する者とする。 ・配置校校長、校内研修指導者会議を実施する。 ・校外研修は、教育センター9日、教育事務所2日を行う。 ・教育事務所で開催する2日のうち1日は、初任者研修(小・中学校)のTV会議で実施する研修内容を含み、残りの1日の日程は、各教育事務所を設定し、実施する。 	<p>新規採用養護 教諭</p> <p>(岐阜市含む)</p>	<p>校内 60時間 校外 11日</p>	<p>総合教育センター 教育事務所</p>

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
4	新規採用 栄養教諭 研 修 (任用替)	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修は、配置校において研究授業及び授業研究会を行う。 ・校外研修は、総合教育センター1日、現地研修2日、研究授業会場校で1日の研修を行う。 ・実施要項は体育健康課と協議の上、作成する。 ・新規採用栄養教諭配置校校長連絡協議会は、教育事務所ごとに初長連・初指連と同日に行う。 	新規採用栄養 教諭 (任用替) (岐阜市含む)	校内 1日 校外 4日	総合教育センター 現地研修 研究授業会
5	新規採用 栄養教諭 研 修 (新卒者)	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修は、配置校において研究授業及び授業研究会を行う。 ・校内研修には、職場での研修を含む。 ・校外研修は、総合教育センター4日、通い型研修2日間、研究授業会場1日の研修を行う。 ・実施要項は体育健康課と協議の上、作成する。 ・配置校校長、指導者連絡会議を実施する。 	新規採用栄養 教諭 (新卒者) (岐阜市含む)	校内 13日 校外 7日	総合教育センター 研究授業会場
6	基礎形成 研 修 (小・中・ 義)	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の課題を明確にし、必要な講座を選択し、実践することで教員としての基礎を固める。 ・校内研修は、管理職との面談を基に重点を置く自己課題を明確にし、自身の研修課題となる項目を挙げ、校内での研修について管理職と共にプランニングをする。 ・校外研修は、基礎形成選択講座から選択して受講する。 ○2・3年目の2年間に、管理職との面談を基に基礎形成研修より、3講座以上受講する。 ○4・5年目の2年間に、管理職との面談を基に基礎形成研修より、2講座以上受講する。 	2年目～5年 目教員 ※初任者を受 講した者 で、令和3 年4月1日 で教職経験 が満1年か ら満4年を 経過した教 員	校内 自己 課題 による 校外 2・3 年目 の2 年間に 3 講座 以上 4・5 年目 の2 年間に 2 講座 以上	総合教育センター 東濃西部庁舎 飛騨総合庁舎 (TV)

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
7	6年目 研修 (小・ 中・義)	<ul style="list-style-type: none"> 校外研修は3日間実施する。①1日は総合教育センターで全体に関わる研修(各種教育活動及びタイムマネジメント研修、メンター養成研修、教員のライフプランに関する研修等)を行う。②1日は教科教育に関わる研修を岐阜大学で行う。③センターの選択講座より1講座以上受講する。 校内研修では、学習指導、生徒指導、経営・分掌に関する研修を行う。 	6年目教員 ※教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	校内 3日 校外 3日	総合教育センター 2日 岐阜大学 1日
8	6年目 研修 (養護教 諭)	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修については、保健教育の研究授業を実施する。実施した研究授業の指導案を提出することで報告書とする。 校外研修3日間のうち、1日は主として岐阜大学で健康相談にかかわる研修を実施する。 	6年目養護教諭 ※教職経験が満5年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の養護教諭 (岐阜市含む)	校内 1日 校外 3日	総合教育センター 2日 岐阜大学 1日
9	6年目 研修 (栄養教 諭)	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修については、指導案を作成して食に関する指導の研究授業を実施する。実施した研究授業の指導案を提出することで報告書とする。 校外研修3日間のうち、総合教育センターで行う全体研修を1日、岐阜大学で行う個別的な相談活動に関わる研修1日、地区別の公開授業代表者による研修を1日実施する。 	6年目栄養教諭 ※教職経験が満5年を経過した栄養教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の栄養教諭 (岐阜市含む)	校内 1日 校外 3日	総合教育センター 1日 岐阜大学 1日 研究授業会場 1日
10	中堅教諭 等資質 向上研修 (幼稚園 等)	<ul style="list-style-type: none"> 教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 学校支援課に設置されている「幼児教育チーム」や私学振興・青少年課、子育て支援課との連携を密にして研修を行う。 就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園の教員も対象とする。 当該年度に教員免許更新講習を受講する教員は、前年度に本研修を受講することができる。 	12年目教員 ※原則、教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員 (岐阜市含む)	園内 10日 園外 8日	総合教育センター 3日 選択研修会場 5日

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
11	中堅教諭等資質向上研修 (小・中・義)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・「共通研修」は、3日間行う。1日は総合教育センターで中堅教諭としての資質や能力の向上を図る研修（外国人児童生徒への教育の推進、アンガーマネジメント研修等）、2日間は教育事務所で教科等の専門性や実践力を向上させる研修を行う。 ・「選択研修」は、選択の幅を広げるとともに、選択研修5日間のうち、1日を地域貢献活動に充てる。また、県や市町村教育委員会（総合教育センター等）が主催する講座を積極的に受講する。 ・当該年度に教員免許更新講習を受講する教員は、前年度に本研修を受講することができる。 	12年目教員 ※原則、教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	校内 18日 校外 7日	総合教育センター 1日 教育事務所 1日 選択研修会場 5日
12	中堅教諭等資質向上研修 (養護教諭)	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修を5日間行い、指導者は、原則として管理職とする。 ・校外研修の6日間のうち、3日間は全体研修（養護教諭の職務、保健室経営、学校組織マネジメント研修、中堅教員のライフプランに関する研修等）を行い、3日間を「自己課題に応じた研修（選択研修）」に充てる。 ・当該年度に教員免許更新講習を受講する教員は、前年度に本研修を受講することができる。 	12年目養護教諭 ※原則、教職経験が満11年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の養護教諭（岐阜市含む）	校内 5日 校外 6日	総合教育センター 3日 選択研修会場 3日（内1日は指定講座とする）
13	中堅教諭等資質向上研修 (栄養教諭)	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修を3日間行い、指導者は、原則として管理職とする。 ・校外研修6日間のうち、3日間は全体研修（総合教育センターで学校給食管理等に係る研修、組織マネジメント研修、中堅職員員のライフプランに関する研修）、3日間は選択研修を受講する。 ・選択研修として社会体験研修や専門機関における研修等を3日間行う。 ・当該年度に教員免許更新講習を受講する教員は、前年度に本研修を受講することができる。 	12年目栄養教諭 ※原則、勤務経験が満11年を経過した栄養教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の栄養教諭（岐阜市含む）	校内 5日 校外 6日	総合教育センター 3日 選択研修会場 3日

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
14	市町村立小中学校等事務職員1年目研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目の市町村立小中学校等事務職員に対し、職務に必要な知識と技能を習得させるとともに、事務職員としての使命感の高揚と勤務の能率化・円滑化を図る。 ・「学校事務職員の職務」「福利厚生制度について」「表計算ソフトによる給与事務等の処理について」「岐阜県教育ビジョンと学校事務職員について」「給与事務に係わる質疑応答」「法令演習及び服務に関する質疑応答」等の内容を設定する。 ・「表計算ソフトによる給与事務等の処理について」は県事研と、「福利厚生制度について」は教職員課調整係と「給与事務に係わる質疑応答」は教職員課給与係との連携を図って講話を設定する。 	1年目市町村立小・中・義務教育・市立特別支援学校事務職員（岐阜市含む）	Web 1日 校外 2日	勤務校Web 1日 総合教育センター 2日
15	市町村立小中学校等事務職員3年目研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・3年目の市町村立小中学校等事務職員に対し、職務に必要な知識と技能を習得させるとともに、事務職員としての使命感の高揚と勤務の能率化・円滑化を図る。 ・「公務災害について」「給与事務について」「共済組合・互助組合等の給付事務について」「共同実施について」「服務について」等の内容を設定する。 ・「公務災害について」は教職員課健康管理・公務災害係と、「給与事務について」は教職員課給与係と、「共済組合・互助組合等の給付事務について」は教職員課調整係との連携を図って講話を設定する。 	3年目市町村立小・中・義務教育・市立特別支援学校事務職員（岐阜市含む）	校外 1日	総合教育センター 1日
16	新任校長研修	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次岐阜県教育ビジョン」に基づき、新任校長として、岐阜県の教育行政上の基本事項を理解するとともに、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。 ・「労務管理（ハラスメント防止含む）」「学校組織マネジメント（働き方改革を含む）」「職場のメンタルヘルス」等の内容を設定する。 ・「危機管理（リスクマネジメント）」では、事例を基にしなが、具体的な対応について、法規を基に演習を行う。 ・外部講師による専門的な内容を盛り込んで実施する。 	新任校長 ※令和3年度における新任校長及び前年度までの該当者で当研修を未受講の校長（岐阜市含む）	Web 1回 校外 1日	勤務校Web 2回 総合教育センター 1日

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
17	新任教頭 研修	<ul style="list-style-type: none"> ・新任教頭として、岐阜県の教育行政上の基本的事項を理解するとともに、校長を補佐し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するために必要な資質や能力を育む。 ・「人材育成」「職場のメンタルヘルス」「学校の経理事務」「学校保健・学校安全と危機管理」「アンガーマネジメント（ハラスメント防止含む）」「特別支援教育」「労務管理」「コンプライアンス」「防災教育」、等の内容を設定する。 ・「学校経理事務」は事務職員部会と、「メンタルヘルス」は教職員課との連携を図って講話を設定する。 ・「コンプライアンス」については、学校での諸問題について、事例を基にしながら演習を行う。 	新任教頭 ※令和3年度における新任教頭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教頭（岐阜市を含む）	Web 2.5日	勤務校Web 2.5日
18	新任部主 事研修	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県立特別支援学校管理規則第15条に定める「部に関する校務をつかさどる」の職務が適正に執行できるよう、実務向きの研修を実施するとともに、実践交流においては本研修受講済の部主事を助言者として招聘する。 ・研修で身に付けた知識や他校のよりよい実践等を、早期に部運営へ生かせるよう、第1日目を4月、第2日目の研修を6月に実施する。 	新任部主事 ※令和3年度における新任部主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の部主事（岐阜市含む）	校外 2日	総合教育センター 2日
19	新任主幹 教諭研修	<ul style="list-style-type: none"> ・主幹教諭の役割について理解し、生徒指導、へき地教育に関わる学校の課題に対して、組織的に問題解決に導くための研修を通して校種や地域をまたいだ複数の学校での指導に対応できる資質・能力を育成する。 ・岐阜大学教職大学院との連携により開講する「スクールリーダー養成研修A」を受講する。 	新任主幹教諭 ※令和3年度における新任主幹教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の主幹教諭（岐阜市含む）	Web 1回 校外 1日	勤務校Web 1回 総合教育センター 1日
20	新任指導 教諭研修	<ul style="list-style-type: none"> ・指導教諭の役割について理解し、特別支援教育、多文化共生に関わる基本的な事項に対する研修を通して、幅広い知見を身に付けるとともに、指導教諭としての使命感を高めたり、地域の学校や校内に実践を広めたりするなどして資質・能力の向上を図る。 	新任指導教諭 ※令和3年度における新任指導教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の指導教諭（岐阜市含む）	Web 1回 校外 1日	勤務校Web 1回 総合教育センター 1日

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期 日	会 場
21	特別支援 学級・通級 指導教室 新任担当 教員研修 (小・中・ 義)	<ul style="list-style-type: none"> Web研修の3日間は、午前にはオンデマンド配信による講義等を実施し、午後には地区（G1：岐阜、G2：西濃、G3：美濃、G4：可茂、G5：東濃、G6：飛騨地区）及び校種（小・義又は中・義）ごとのWeb会議室にて演習等を実施する。 Web研修では、岐阜県の特別支援教育、特別支援学級や通級指導教室における授業づくり、教育支援、交流及び共同学習、教育課程の編成、個別的教育支援計画（個別の指導計画を含む）の作成等、担当者として必要な基礎的な知識や技能の習得を目的として講義及び演習を行う。 Web研修では、指導案を作成した後、在勤校において研究授業及び授業研究会を実施する。校内研修終了後には、報告書及び実施した研究授業の指導案を提出する。 校内研修では、大学の教授・准教授、医師、臨床心理士、圏域の発達障がい支援センターの専門支援員、特別支援学校のコーディネーター、小中学校の主幹教諭、校内の管理職及び職員等の指導者から指導助言を得て、研修の成果と課題を明確にする。 	小・中・義務教育学校の特別支援学級新任担当教員及び通級指導教室新任担当教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の担当教員	校内 1日 Web 3日	勤務校 1日 勤務校Web 3日
22	講師研修	<ul style="list-style-type: none"> 各地区において教育事務所主催で実施する。（期日や内容、会場等については、各教育事務所ですで定める） 1～2日を原則とし、「教員としての服務や心構え」「児童生徒理解」「教科指導」等の講義、学校を会場とした授業研究会、公表会への参加を通じた指導力向上の研修等を、地区の実態に応じて位置付ける。 各教育事務所の要請に応じて教育研修課が講義を受け持つことができる。 スタートアップ・プラン対象者の研修である「スペシャリスト実地研修」として、教科指導等の研修を実施するが、常勤講師がその研修を希望する場合、市町村教育委員会の指示により、実践者（スペシャリスト）の指導・助言を受けることができる。詳しくは、スタートアップ・プラン「スペシャリスト実地研修」を参考にする。 	常勤講師の初任研及び常勤講師研の未受講者及び希望者 非常勤講師の希望者	原則 校外 2日	各教育事務所 で定める

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
23	中学校英語指導力向上講座	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領実施1年目における指導と評価、小学校との連携の在り方等について、文部科学省教科調査官の講話や英語教育推進リーダーによる模擬授業の体験から学ぶ。 	中学校英語教員の希望者	半日3回実施 うち2回は小講座と同日開催	総合教育センター 研究授業会場
24	小学校英語指導力向上講座	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語活動及び外国語科の指導と評価の在り方、言語活動の充実、教科書の扱い方等について、講師や英語教育推進リーダーによる模擬授業の体験から直接学び、小学校教員の指導力の向上を図る。 	小学校教員の希望者	半日3回実施 うち2回は中講座と同日開催	総合教育センター 研究授業会場
25	小学校教員のためのClassroom English講座	<ul style="list-style-type: none"> ・英語免許を持たない小学校教員から英語専科教員まで、自分の教室英語に自信をもって授業を進めてもらうために、英語教育推進リーダー等による演習や対話練習を通して、英語らしい発音や基本的な英語表現を身に付ける。 	原則、小学校勤務で、英語の免許を有していない教員及び英語専科教員	半日3回実施	総合教育センター 他（6会場）
26	市町村立小中学校事務職員主任研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立小中学校等事務職員のうち主任昇任者に対して、主体的に学校事務運営に参画するために必要な知識・技能を習得させるとともに、事務主任としての使命感の高揚を図る。 ・「事務職員（主任）の職務」「岐阜県教育ビジョンと事務職員について」「共済組合・互助組合の給付事務について」「共同実施について」等の内容を設定する。 ・「共済組合・互助組合の給付事務について」は教職員課調整係との連携を図って講話を設定する。 	新任主任市町村立小・中・義務教育・私立特別支援学校事務職員 (岐阜市含む)	校外1日	総合教育センター 1日
27	市町村立小中学校事務職員主査研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立小中学校等事務職員のうち主査昇任者に対して、組織的に学校運営に参画するために必要な知識・技能を習得させるとともに、事務主査としての使命感の高揚を図る。 ・「事務職員（主査）に期待するもの」「岐阜県教育ビジョンと事務職員について」「講義と演習：教職員等中央研修（事務職員研修）参加報告及び質疑応答」「共同実施について」等の内容を設定する。 ・「講義と演習：教職員等中央研修（事務職員研修）参加報告及び質疑応答」は中央研修の修了者との連携を図って講話を設定する。 	新任主査市町村立小・中・義務教育・私立特別支援学校事務職員 (岐阜市含む)	校外1日	総合教育センター 1日

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
28	市町村立 小中学校 事務職員 課長補佐 研修会	<ul style="list-style-type: none"> 市町村立小中学校等事務職員のうち課長補佐昇任者に対して、学校経営を適切に補佐するために必要な知識・技能を習得させるとともに、課長補佐としての使命感の高揚を図る。 「事務職員（課長補佐）に期待するもの」「岐阜県教育ビジョンと事務職員について」「講義：共同実施での指導・支援について」等の内容を設定する。 	新任課長補佐市町村立小・中・義務教育・市立特別支援学校事務職員（岐阜市含む）	校外 1日	総合教育センター1日
29	スクール リーダー 養成研修	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜大学教職大学院との協働により、教育法規や組織マネジメント、学校改革等にかかわる研修を実施し、将来の管理職としての資質向上を図る。 スクールリーダー養成研修A（教育法規、組織マネジメント等）、B（学校評価、学校と地域との連携、学校の危機管理等）、C（カリキュラムマネジメント、特別支援教育論等）の3つのユニットを実施する。 	スクールリーダー養成研修A 新任主幹教諭、所属長が認めた者（養護教諭、栄養教諭、事務職員含む） スクールリーダー養成研修B、C 所属長が認めた者（養護教諭、栄養教諭、事務職員含む）	A： Web 1日 B： Web 1日 C： Web 1日	A、B、Cともに勤務校Web

◇岐阜教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研修内容	期 間	会場地
4 6 11 2	生徒指導・ 教育相談 担当者会	市町教育委員会、少年センターの生徒指導担当者及び不登校対策担当者	各学校の生徒指導・教育相談、不登校対策充実に向けての支援の在り方の実践交流・検討等	4月19日 6月1日 11月29日 2月7日	総合教育センター（状況に応じてWeb）
5 6 9 10	講師研修	<ul style="list-style-type: none"> 常勤講師で初任者研修及び当研修の未受講者 すでに受講済みで、参加を希望する常勤講師 	教職の基礎を固めるための、児童生徒理解や学習指導、教員の服務等	5月20日 6月7日 9月15日 10月7日	総合教育センター（状況に応じてWeb）

◇西濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小・中学校生徒指導主事連絡協議会	小・中学校生徒指導主事全員	生徒指導主事としての任務の理解と生徒指導上の課題	5月25日	西濃総合庁舎 Web開催
5	小・中学校新任生徒指導主事講座	小・中学校の新任の生徒指導主事全員	生徒指導主事の役割と生徒指導上の問題への対応	5月25日	西濃総合庁舎 Web開催

◇美濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小・中学校生徒指導主事連絡協議会	小・中学校の生徒指導主事全員	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導にかかわる状況と重点 ・児童虐待の理解と対応について ・生徒指導体制・教育相談体制の確立に向けて ・いじめ・不登校の未然防止の取組 	5月12日 5月18日 5月25日	Web開催(郡上市) Web開催(関市) 中有知地域ふれあいセンター
4	小・中学校新任生徒指導主事講座	小・中学校の新任の生徒指導主事全員	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事の役割と任務 ・生徒指導上の問題への対応 	4月27日	中濃総合庁舎
6	へき地・複式教育研修会	へき地・複式学校に初めて勤務する教員	・へき地・複式学校における学習指導や学級経営ならびに生徒指導の在り方	6月9日	関市立板取小学校

◇可茂教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小中高特生徒指導連絡協議会	生徒指導主事、生徒指導担当主幹教諭、各教育委員会担当者	・校種の違い、本年度の状況を踏まえた生徒指導上の諸問題について	5月14日	資料送付による代替研修
5	新任生徒指導主事講座	小・中学校の新任生徒指導主事	・生徒指導主事の職務、地区における方針や取組について	5月14日	Web

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
6	へき地・複式教育研修会	へき地・複式学校に初めて勤務する教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲のある教員	・へき地・複式学校における地域社会の実情（ふるさと教育等の特色ある教育実践）、小規模・少人数の特性を生かした教育の在り方及び、へき地・複式学校における学習指導（特に、小規模性を生かした見届けや、児童の学習に対する主体性を大切に授業実践）や学級経営、生徒指導の在り方	6月18日	Web

◇東濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
4 6 7	講 師 研 修	講師経験3年目までの者で、初任者研修を未受講の講師の希望者	・教育公務員としての役割、特別支援教育等の講話 ・受講者のニーズに応じた演習、グループ研修	4月22日 6月17日 7月13日	恵那総合庁舎 Web 恵那総合庁舎
6 1	小・中・高・特 生徒指導連携 強化委員会	児童生徒の健全育成に関わる関係者及び団体	・校種間、関係機関等において、生徒指導上の今日的課題に対する適切な対応を目指した連絡、連携の強化	6月23日 1月25日	書面で実施 恵那総合庁舎
11	へき地・複式 教育研修会	初めてへき地・複式の小・中学校に勤務する教員及び少人数指導の在り方等について学ぶ意欲のある教員	・へき地・複式学校における学校・学級経営ならびに学習指導の在り方	11月2日	中津川市立加子母小学校
4 10 3	主 幹 教 諭 連 絡 会 議	主幹教諭、市教育委員会生徒指導担当	・機能的な生徒指導・特別支援等の連携の在り方	4月14日 10月6日 3月10日	Web 多治見市立小泉中学校 恵那総合庁舎

◇飛騨教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	へき地・複式 教育研修会	へき地・複式学校に初めて勤務する者	・へき地・複式学校における教科指導の在り方と実践交流	5月24日	Web

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	新任生徒指導主事講座	小・中学校及び義務教育学校の新任生徒指導主事	・生徒指導主事としての知識と技能の修得と活用	5月14日	Web
5	生徒指導主事連絡協議会	小・中学校及び義務教育学校の生徒指導主事・主幹教諭	・不登校、いじめの未然防止のための実践研究と協議	5月14日	Web
5	主幹教諭・指導教諭実践交流会	小・中学校及び義務教育学校の主幹教諭・指導教諭	・主幹教諭・指導教諭の役割についての研修と学校（校区）の課題についての実践交流	5月20日	Web

2 令和3年度高等学校・特別支援学校関係研修計画

学校支援課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
県進路指導主事会議	進路指導主事等	約130	2回	5月19日 2月3日	総合教育センター (書面開催) 総合教育センター
高等学校、特別支援学校人権教育担当者連絡会	人権教育担当者	約120	1回	7月31日	岐阜県国際たくみアカデミー(開催中止)
高等学校教育課程講習会(各教科等)	各教科担当教員	約800	1回	8月17日 8月18日	関係学校等

特別支援教育課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
特別支援教育コーディネーター研修会	幼・小・中・義・高・特の新任及び未受講の特別支援教育コーディネーター	約280	半日を2回	4月30日 10月29日	県で定める (第1回は送付資料を用いた研修へ変更)

体育健康課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
特別支援学校給食調理従事者会議	栄養教諭・学校栄養職員・調理従事者	35	半日	未定	Web
高等学校・特別支援学校学校保健講習会	保健主事・養護教諭	240	2回	7月2日 2月25日	資料配付 県庁

教育研修課関係

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	初任者研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知（通達文及び初任者研修実施要項都道府県）を踏まえて実施する。 ・教員としての責任と使命感や、幅広い知見を身につける。 ・「求められる教師像」「社会人のマナー」「教師の服務と使命」「発達障がいへの理解と対応」「メンタルヘルス」「情報モラル教育」（コンプライアンス）等の内容を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 ・「初任者研修の手引き（指導者用）」に掲載した実施要項や計画書を基に実施する。 ・初長連、初指連は年1回を原則として実施する。 	初任者	校内 150時間 校外 15日	総合教育センター 各県立学校 市町村立学校
2	新規採用実習 助手研修	<ul style="list-style-type: none"> ・実習助手としての基礎的・基本的な知識・技能を習得する。 ・1日目は総合教育センターで、2日目は常勤講師研修と合同で各校で行う。 	新規採用 実習助手	校外 2日	総合教育センター 各県立学校
3	基礎形成研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の課題を明確にし、必要な講座を選択し、実践することで教員としての基礎を固める。 ・校内研修は、管理職との面談を基に重点を置く自己課題を明確にし、自身の研修課題となる項目を挙げ、校内での研修について管理職と共にプランニングをする。 ・校外研修は、基礎形成選択講座から選択して受講する。 ・2・3年目の2年間に、管理職との面談を基に基礎形成研修より、3講座以上受講する。 	2年目～5年 目教員 ※初任研を受 講した者 で、令和2 年4月1日 で教職経験 が満1年か ら満4年を 経過した教 員	校内自己 課題による 校外2・ 3年目の 2年間に 3講座以 上	総合教育センター 国際たくみがで 恵那総合庁舎

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
4	6年目研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導を中心とした日々の実践を振り返り、専門的な知識や実践の指導力を充実させるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・「生徒指導、教育相談(いじめ対応)」「部活動の在り方(適正指導、安全指導)」「メンタルヘルス」(コンプライアンス)の内容を設定する。 ・「外国人生徒への日本語指導」「主権者教育に関わる研修」を実施する。 ・校外研修は、高等学校は3日間、特別支援学校は2日間行う。1日目は総合教育センターで全体にかかわる研修(各種教育活動及びメンター養成研修)を行う。2日目は教科教育または特別支援教育にかかわる研修を総合教育センターまたは県立学校及び岐阜大学で行う。高等学校の3日目は、初任者研修との合同のクロス研修とする。 ・校内研修では、各種教育活動の研修を3日間実施する。 	6年目教員 ※教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で当該研修を未受講の者。	校内 3日 校外 高3日 特2日	総合教育センター 岐阜大学 各県立学校
5	中堅教諭等資 質向上研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力を高めるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を一層高める。 ・「生徒指導、教育相談(いじめ対応)」「アングーマネジメント」(コンプライアンス)等の内容を設定する。 ・当該年度に教員免許更新講習を受講する教員は、前年度の本研修を受講することができる。 ・校内研修は教科指導、生徒指導、経営・分掌の内容18日間行う。 ・校外研修は、7日間行う。総合教育センターにおける中堅教員としての資質や能力の向上を図る研修(2日)、教科別研修(1日)、地域貢献活動(1日)、個々の課題に応じた研修(3日)を行う。 	12年目教員 ※教職教員経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当該研修を未受講の者。	校内 18日 校外 7日	総合教育センター 各県立学校

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期 日	会 場
6	新任校長研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次岐阜県教育ビジョン」に基づき、新任校長として、岐阜県の教育行政上の基本事項を理解するとともに、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。 ・「ハラスメント防止（労務管理含む）」「学校組織マネジメント」「リスクマネジメント」「メンタルヘルス」「人事管理上の課題」「学校財務の運営管理」（コンプライアンス）等の内容を設定する。 ・外部講師による専門的な内容を盛り込んで実施する。 ・講座の一部については、小・中の「新任校長研修」との合同開催とする。 	新任校長 ※令和3年度における新任校長及び前年度までの該当者で当研修を未受講の校長	Web 2回 校外 2日	勤務校Web 2回 総合教育センター 2日
7	新任副校長研修 (高等学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の教育行政上の基本的事項や副校長の役割について理解を図るとともに、学校の管理運営上の諸問題について研修を深め、管理職としての資質や能力の向上を図る。 ・「新任副校長への期待」「メンタルヘルス」「労務管理、公文書管理について」等の内容を設定する。 ・「メンタルヘルス」講座の講師については教職員課との連携を図り、人選をする。 ・定時制・通信制教育に関する専門性の高い講座内容を盛り込む。 	新任副校長 ※令和3年度における新任副校長及び前年度までの該当者で当研修を未受講の副校長	校外 半日	総合教育センター
8	新任教頭研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・新任教頭として、岐阜県の教育行政上の基本的事項を理解するとともに、校長を補佐し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するために必要な資質や能力を育む。 ・「メンタルヘルス」講座の講師については教職員課との連携を図り、人選をする。 ・「教頭の役割」「アンガーマネジメント」「メンタルヘルス」「学校組織マネジメント」「法令演習」「情報モラル」「人事管理上の課題」「学校財務の運営管理」（コンプライアンス）等の内容を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 	新任教頭 ※令和3年度における新任教頭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教頭	Web 2.5日	勤務校Web 2.5日

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
9	新任部主事 研 修 (特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県立特別支援学校管理規則第15条に定める「部の校務をつかさどる」の職務が適正に執行できるよう、実務向きの研修内容に見直しを図るとともに、実践交流においては特別支援学校経験者の本研修終了済み部主事を助言者として招聘する。 他校のより良い実践を、早期に部運営に生かせるよう、第2回目の学部マネジメントに関する実践交流の実施日を、6月に実施する。 労務管理、ハラスメント防止等に関する研修を設定する。 組織マネジメントや、計画の立案等に関する事項についての研修を通して、主任、主事としての資質や能力の向上を図る。 	新任部主事 ※令和3年度における新任部主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の部主事	校外 2日	総合教育センター
10	新任3主任 研 修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> 労務管理、ハラスメント防止等に関する研修を設定する。 分掌に応じた関連研修を受講し、組織マネジメントや、職務に関する具体事項についての研修を通して、主任、主事としての資質や能力の向上を図る。 	新任教務主任、新任生徒指導主事及び新任進路指導主事 ※令和3年度における新任教務主任、生徒指導主事及び進路指導主事並びに前年度までの該当者で当研修を未受講の教務主任、生徒指導主事及び進路指導主事	Web 2回	勤務校Web
11	新任教務主任 研 修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> 教育の今日的課題や、教育計画の立案等の教務に関する事項についての研修を通して、教務主任としての資質や能力の向上を図る。 新任教務主任が抱える課題を解決する研修を設定する。 学校教育と法規を中心とした内容を設定する。 	新任教務主任 ※令和3年度における新任教務主任及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教務主任	校外 0.5日	総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
12	新任生徒指導主事研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の今日的課題や、生徒指導計画、指導体制の立案等に関する事項について、生徒指導主事としての資質や能力の向上を図る。 ・危機管理及びいじめ対応に関する研修を設定する。 	新任生徒指導主事 ※令和3年度における新任生徒指導主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の生徒指導主事	校外 0.5日	総合教育センター
13	新任進路指導主事研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の今日的課題や、進路指導計画、指導体制の立案等に関する事項について進路指導主事としての資質や能力の向上を図る。 ・個人情報管理（コンプライアンス）及びキャリア教育に関する内容を設定する。 	新任進路指導主事 ※令和3年度における新任進路指導主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の進路指導主事	校外 0.5日	総合教育センター
14	常勤講師研修 (高等学校・特別支援学校・養護助教諭)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解や学習指導等に関する基礎的・基本的な知識や技能を習得することで実践的指導力を高める。 ・「個人情報の管理」「服務」（コンプライアンス）等の内容を設定する。 ・高等学校・特別支援学校は総合教育センターにおいて2日、養護助教諭は1日、悉皆受講。 ・3日目（特別支援学校のみ設定）は県立特別支援学校での希望者受講研修とする。（Webによる実施） 	初任研及び常勤講師研修を未受講の常勤講師及び非常勤講師の希望者	校外 (必修) 高特2日 養1日 Web (希望) 特1日	総合教育センター 勤務校Web

第3章 令和3年度公立高等学校入学者選抜

1 日 程

- ・第一次選抜・連携型選抜出願期間 令和3年 2月10日～ 2月16日
- ・第一次選抜・連携型選抜出願変更期間 令和3年 2月17日～ 2月22日
- ・岐阜県立高等学校出願承認願締切 令和3年 1月 7日～ 1月27日
- ・第一次選抜検査期日 令和3年 3月 3日（4日）
- ・連携型選抜検査期日 令和3年 3月 3日（4日）
- ・第一次選抜・連携型選抜合格発表、第二次選抜募集人員発表 令和3年 3月21日
- ・第二次選抜出願期日 令和3年 3月22日
- ・第二次選抜出願変更期日 令和3年 3月23日
- ・第二次選抜検査期日 令和3年 3月24日
- ・第二次選抜合格発表 令和3年 3月26日

2 学力検査

第一次選抜・連携型選抜			第二次選抜		
3月3日(水)			3月24日(水)		
9:20~10:10	国	語	9:20~9:50	国	語
10:30~11:20	数	学	10:05~10:35	数	学
11:40~12:30	英	語	10:50~11:20	英	語
13:20~14:10	理	科			
14:30~15:20	社	会			

3 出願者と合格者の状況

学校別状況表は、教育統計資料編に掲載

(全日制)

(単位:人)

分野	設置者	定員	第一次選抜・連携型選抜			第二次選抜			合格者 総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
普通	県立	6,970	6,970	7,224	6,651	317	32	30	6,691
理数	県立	270	270	253	231	39	13	12	243
農業	県立	900	900	875	849	51	2	2	852
工業	県立	1,566	1,566	1,359	1,335	232	17	17	1,353
	市立	160	160	155	151	10	5	5	155
	計	1,726	1,726	1,514	1,486	242	22	22	1,508
商業	県立	1,390	1,390	1,375	1,346	44	1	1	1,355
	市立	280	280	284	280	0	—	—	280
	計	1,670	1,670	1,659	1,626	44	1	1	1,635
分野	設置者	定員	第一次選抜・連携型選抜			第二次選抜			合格者 総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
生活産業	県立	675	675	559	566	111	2	2	566
情報	県立	40	40	77	40	0	—	—	40
音楽	県立	40	40	34	34	6	0	0	34
美術	県立	40	40	39	40	0	—	—	40
総合	県立	810	810	773	738	72	2	2	743
総計	県立	12,701	12,701	12,568	11,830	872	69	66	11,917
	市立	440	440	439	431	10	5	5	435
	計	13,141	13,141	13,007	12,261	882	74	71	12,352

(注1) 「帰国生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が8、合格者数が7で外数である。

(注2) 「外国人生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が15、合格者数が11で外数である。

(注3) 第二次選抜の募集人員は、入学定員から第一次選抜、連携型選抜、帰国生徒等入学者選抜及び外国人生徒等入学者選抜における合格者数の合計を減じた数に、合格後、

入学を辞退した者の数を加えたものである。

- (注4) 合格者総数は、第一次選抜、連携型選抜、帰国生徒等入学者選抜及び外国人生徒等入学者選抜における合格者数に第二次選抜の合格者数を加えた数から、合格後、入学を辞退した者の数を減じた数である。

(定時制)

(単位：人)

分野	設置者	定員	第一次選抜・連携型選抜			第二次選抜			合格者 総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
普通	県立	440	440	237	228	213	9	7	234
職業	県立	160	160	63	63	97	1	1	64
	市立	120	120	36	35	85	1	1	36
	計	280	280	99	98	182	2	2	100
総計	県立	600	600	300	291	310	10	8	298
	市立	120	120	36	35	85	1	1	36
	計	720	720	336	326	395	11	9	334

- (注1) 第二次選抜の募集人員は、入学定員から第一次選抜の合格者数を減じた数に、合格後、入学を辞退した者の数を加えたものである。

- (注2) 合格者総数は、第一次選抜の合格者数に第二次選抜の合格者数を加えた数から、合格後、入学を辞退した者の数を減じたものである。

第4章 教科書の採択

1 令和4年度使用教科用図書の採択

- 小・中学校用教科書について、令和3年度においては、学校教育法附則第9条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和2年度と同一の教科書を採択しなければならない。
- 無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、令和2年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができるとしている。令和3年度においては、中学校の「社会（歴史的分野）」の自由社の「新しい歴史教科書」が、新たに発行されることになったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により「社会（歴史的分野）」についてのみ、採択替えを行うことが可能となる。採択替えを行うか否かについては、採択権者である市町村教育委員会が判断することになる。
- 特別支援学校の小・中学部用教科書について、令和3年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和2年度と同一の教科書を採択しなければならない。
- 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について、特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができる。
- 高等学校用教科書については、各高等学校に設置された教科書選定委員会で選定された教科用図書の報告を受け、県教育委員会が採択を行っている。なお、全ての県立高等学校及び県立特別支援学校の教科書選定委員会には、学校外の学識経験者等を委員として加えている。

2 令和3年度教科書センター及び分館

センター名	郵便番号	所在地	設置施設	設置校種
中央	500-8384	岐阜市藪田南5-9-1	岐阜県総合教育センター内	小・中・高・特
岐阜県	500-8368	岐阜市宇佐4-2-1	岐阜県図書館内	小・中・高
岐阜	501-6244	羽島市竹鼻町226-2	羽島市教育支援センター内	小・中
各務原分館	504-0911	各務原市那加門前町3-1-3	各務原市立中央図書館内	小・中
山県分館	501-2114	山県市佐賀588-2	高富中央公民館内	小・中
瑞穂分館	501-0224	瑞穂市稲里28-1	瑞穂市図書館内	小・中
巣南分館	501-0305	瑞穂市宮田304-2	瑞穂市図書館（分館）内	小・中
本巣分館	501-0465	本巣市軽海424	本巣市図書館内	小・中
岐南分館	501-6013	羽島郡岐南町平成7-38	岐南町図書館内	小・中
笠松分館	501-6083	羽島郡笠松町常盤町6	笠松中央公民館(図書室)内	小・中
北方分館	501-0431	本巣郡北方町1857	北方町生涯学習センター内	小・中
岐阜市	500-8076	岐阜市司町40-5	岐阜市立中央図書館内	小・中・高
岐阜市分館	501-3133	岐阜市芥見南山3-10-1	岐阜市教育研究所内	小・中
岐阜市第2分館	500-8521	岐阜市橋本町1-10-23	岐阜市立図書館分館内	小・中
西濃	503-0838	大垣市江崎町422-3	西濃教育事務所内	小・中・高・特
養老分館	503-1251	養老郡養老町石畑491	養老中央公民館内	小・中
神戸分館	503-2306	安八郡神戸町北一色821-1	神戸町立図書館内	小・中
大垣分館	503-0911	大垣市室本町5-51	大垣市立図書館内	小・中
海津分館	503-0654	海津市海津町高須605	海津市海津図書館内	小・中
揖斐川分館	501-0603	揖斐郡揖斐川町上南方27-9	いびがわ図書館内	小・中
垂井分館	503-2121	不破郡垂井町2443-1	タライピアセンター内	小・中
美濃	501-3756	美濃市生櫛1612-2	美濃教育事務所内	小・中・高・特
関分館	501-3802	関市若草通2-1	関市まなびセンター内	小・中・高
美濃分館	501-3701	美濃市1571-2	美濃市図書館内	小・中・特
郡上分館	501-4222	郡上市八幡町島谷207-1	郡上市図書館分館内	小・中
可茂	505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1	可茂教育事務所内	小・中・高・特
美濃加茂分館	505-0004	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1	みのかも文化の森内	小・中
可児分館	509-0214	可児市広見1-5	可児市教育研究所内	小・中
白川分館	509-1105	加茂郡白川町河岐1728	美濃白川楽集館内	小・中
御嵩分館	505-0116	可児郡御嵩町御嵩1389-1	中山道みたけ館内	小・中
東濃	509-7203	恵那市長島町正家字後田1067-71	東濃教育事務所内	小・中・高・特
多治見分館	507-8787	多治見市音羽町1-233	多治見市教育委員会事務局内	小・中・特
中津川分館	508-0032	中津川市栄町1-1	中津川市教育委員会事務局内	小・中・特
瑞浪分館	509-6195	瑞浪市上平町1-1	瑞浪市教育研究所内	小・中・特

恵那分館	509-7292	恵那市長島町正家1-1-1	恵那市教育委員会事務局内	小・中・特
土岐分館	509-5192	土岐市土岐津町土岐口2101	土岐市教育研究所内	小・中・特
飛 騨	506-8688	高山市上岡本町7-468	飛騨教育事務所内	小・中・高・特
高山分館	509-3505	高山市一之宮町3100	高山市教育研究所内	小 ・ 中
高山第2分館	506-0838	高山市馬場町2-115	高山市図書館内	小 ・ 中
下呂分館	509-2517	下呂市萩原町萩原1166-8	はぎわら図書館内	小 ・ 中
飛騨分館	509-4292	飛騨市古川町本町2-22	飛騨市図書館内	小 ・ 中
飛騨第2分館	506-1111	飛騨市神岡町東町378	飛騨市神岡図書館内	小 ・ 中
白川分館	501-5629	大野郡白川村鳩谷614-1	白川村立白川郷学園内	小 ・ 中

・展示の期間や曜日は、会場（教科書センター）によって異なります。

3 令和3年度使用教科書

県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校が使用している教科用図書は、下記の岐阜県教育委員会のホームページ上で公開している。

ホームページアドレス：

(小中)<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/16597.html>

(高特)<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/100439.html>

○ 小学校：令和3年度使用教科書一覧

種 目	岐 阜	岐阜市	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
国 語	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村
書 写	光 村	光 村	東 書	東 書	東 書	光 村	光 村
社 会	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
地 図	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国
算 数	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本
理 科	東 書	東 書	東 書	東 書	啓 林 館	東 書	東 書
生 活	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
音 楽	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
図画工作	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文
家 庭	開 隆 堂	東 書	東 書	東 書	東 書	開 隆 堂	東 書
保 健	東 書	学 研	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
英 語	東 書	東 書	東 書	光 村	東 書	東 書	啓 林 館
道 徳	光 村	光 文	光 文	光 文	日 文	光 村	光 文

○ 中学校：令和3年度使用教科書一覧

種 目		岐 阜	岐阜市	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
国	語	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村
書	写	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	光 村
社 会	地理的分野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
	歴史的分野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
	公民的分野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
地	図	帝 国	東 書	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国
数	学	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	東 書
理	科	東 書	東 書	啓 林 館	東 書	大 日 本	東 書	東 書
音 楽	一 般	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
	器 楽 合 奏	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
美	術	日 文	日 文	日 文	開 隆 堂	日 文	日 文	日 文
保 健 体 育		学 研	学 研	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
家 庭 技 術	技 術 分 野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
	家 庭 分 野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
英	語	東 書	東 書	東 書	三 省 堂	東 書	東 書	東 書
道	徳	日 文	東 書	東 書	日 文	光 村	東 書	学 研

○ 高等学校

県立高等学校は、学校ごとに選定し、県教育委員会が採択している。

○ 特別支援学校

県立の特別支援学校は、高等学校と同様に採択している。

◇ 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）

国語…90冊 生活・社会…41冊 算数・数学…43冊 生活・理科…34冊
 生活・保体…24冊 生活・職家…30冊 外国語（英語）…14冊 音楽…22冊
 図工・美術…49冊 道徳…8冊

◇ 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書

国語…6種 社会…4種 算数・数学…4種
 理科…2種 英語…2種 音楽…2種
 道徳…2種

第5部 健康教育と学校体育

第1章 令和3年度健康教育の方針と重点

県民が生涯を通じて、心身ともに健康で明るく豊かな生活を送るために、健康教育を推進するとともに、生涯にわたって継続して運動に親しむことが重要な課題である。

これを踏まえ、以下のような方針と重点を設定して、積極的に諸施策の推進に努める。

一方 針一

○運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる

一重点一

- 自主的に健康管理する能力や態度の育成
- 運動に親しむ資質や能力の育成と体力の向上
- 健康に関する管理・教育の充実と健康被害・事件事故等の未然防止

第1節 学校保健

1 現 況

健康を保持増進し、安全の確保を図ることは、あらゆる教育活動の基盤を培うものであり、健康な心と体で充実した生活を送ることは人生の目的である。

本県においては、関係機関、団体との連携を密にしながら、学校保健についての諸施策を積極的に推進してきた。この結果、昨年度日本学校保健会が主催する「全国健康づくり推進学校表彰」において、岐阜市立三輪南小学校と山県市立桜尾小学校が、小学校の部で最優秀賞（全国1位）を受賞した。また、全日本学校歯科保健優良校表彰では、土岐市立土岐津小学校が小学校の部で優秀賞（全国1位）を、山県市立桜尾小学校と山県市立美山小学校が日本学校歯科医学会会長賞を受賞するなど、岐阜県の健康教育に関する取組が高く評価された。

しかし、児童生徒の健康状態を見ると、薬物乱用、歯周炎、弱視、感染症やアレルギー疾患の対応、生活習慣病の低年齢化、不登校やいじめなどの心の健康問題など新たな課題が生じてきている。

このため、各学校においては、計画的な健康管理の徹底と日常生活に密着した保健管理・教育の充実を図り、進んで健康で安全な生活を営む能力や態度の育成に努めなければならない。これらの推進に当たっては、全校体制による組織的活動の充実強化と、家庭や地域社会と一層緊密な連携を図ることが必要である。

2 令和2年度の事業実績

(1) 学校保健指導

ア 高等学校・特別支援学校保健講習会	オンライン開催
イ 小・中学校保健講習会（各教育事務所ごとに開催）	書面開催
ウ 環境衛生活動優良校・学校歯科保健優良校	80校（園）
エ 歯・口の健康づくり推進指定校（2019～2020）	可児市立東明小学校
オ 学校保健総合支援事業	中止
カ 薬物乱用防止教室講習会	中止
キ 食物アレルギー対策事業	専門医等の派遣 8回

- (2) 児童生徒の健康管理
- ア 尿検査（県立学校全員） 受診42,303人（うち要精検1,421人）
 - イ 心電図集団検診（県立高校1年＋県立特別支援学校〈小・中・高1年〉） 受診13,579人（うち要精検625人）
 - ウ 胸部X線直接撮影（県立高校1年＋県立特別支援学校〈小・中・高1年〉） 受診13,148人（うち要精検23人）
- (3) 各種団体との連携
- ア 県医師会、県歯科医師会、県学校薬剤師会との連携
 - イ 県学校保健会との連携並びに指導助言
 - ウ 県教育研究会保健部会・養護教諭部会との連携並びに指導助言

3 令和3年度の施策

「生涯を通じて健康で安全に生き抜く力を身に付けた児童生徒の育成」を重点とし、次に掲げる施策を積極的に推進する。

- (1) 学校保健推進体制の充実強化
- ア 学校保健計画の共通理解による組織的な校内体制の確立
 - イ 学校保健安全委員会の活性化による学校と家庭、地域社会が連携した健康課題の解決
- (2) 指導者の資質の向上
- ア 各種講習会の内容の充実と運営の改善
 - イ 学校保健に関する実践的研究の推進
 - ウ 医師、歯科医師、薬剤師、大学の教授、臨床心理士等の講師派遣
- (3) 保健教育指導・管理の充実強化
- ア 保健に関する施策の促進
 - イ 健康診断と事後措置の徹底
 - ウ 疾病異常のある児童生徒の管理と指導の強化
 - エ 学校環境衛生検査の実施
 - オ 様々な健康課題に対する健康相談の実施
 - カ 学校・家庭・地域社会の連携強化

4 令和3年度の子な事業計画

- (1) 保健教育の充実
- ア 学校保健活動の振興
 - ・学校保健に関する指導助言
 - ・文部科学省作成の資料を活用したがん教育の推進
 - ・生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業
(岐阜市立長森東小学校)
 - ・学校歯科保健推進指定校
(郡上市)
 - ・学校保健、学校歯科保健優良校等表彰事業
 - イ 指導者の資質の向上
 - ・学校保健講習会等の開催
 - ・薬物乱用防止教室講習会の開催
 - ・健康教育指導者養成研修への受講者派遣
- (2) 保健管理の充実
- ア 学校環境衛生活動の推進
 - ・学校環境衛生活動調査（W e b調査）の実施
 - ・優良校等の取組の普及啓発

- イ 児童生徒の健康診断
 - ・運動器検診の実施（県立学校全員）
 - ・心電図集団検診の実施
（県立高校1年、県立特別支援学校高等部1年生、
 中学部1年生、小学部1・4年生）
 - ・岐阜県方式による学校検尿の実施
（県立学校全員）
 - ・結核対策委員会の開催
 - ・胸部X線直接撮影（高校1年生）
- (3) 組織活動の充実
 - ア 学校保健安全委員会の育成強化 ・教育事務所を通じての指導助言
 - イ 関係団体等の連携強化 ・学校保健関係団体等の指導助言
 - ウ 健康教育支援事業 ・地域における連携体制の強化
 - エ 食物アレルギー対策事業 ・市町村が主催する研修会へ専門医を派遣
- (4) 国庫補助事業の指導
 - ア 要保護児童生徒援助費補助金
 - イ へき地児童生徒援助費等補助金

第2節 学校給食

1 現 況

学校給食は、これまで「児童生徒の心身の健全な発達に資する」ことをねらいとして、学校の教育活動の一環として実施されてきた。このため、本県においては、学校給食の普及はもちろん、栄養のバランスのとれた魅力ある食事の提供と、給食の時間を通して望ましい食習慣の形成や勤労奉仕の精神、連帯感、責任感等の育成が図られるよう努めてきた。この結果、学校給食の実施率は小・中学校とも100%と普及し、食事内容は年々向上してきている。

しかし、近年、食生活の多様化が進み、偏った栄養摂取など児童生徒の食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られ、学校において食育を推進することが喫緊の課題となっている。同時に、本来食に関する課題を中心となって担うべき家庭においても、保護者自身の食生活の在り方が問題になっている。

このような中、平成17年に食育の推進を国民運動として総合的・計画的に推進するための「食育基本法」が施行され、翌年には「食育推進基本計画」が決定された。また、平成21年には学校給食法が改正され、学校における食育の推進が目的に位置付けられるとともに、学校給食管理に加えて食に関する指導も本務とする栄養教諭が、学校給食を活用した食に関する指導を充実させることについても明記された。

これらを受け、本県においては、「岐阜県教育ビジョン」の重要施策の一つに食育の推進を掲げ、学校給食の果たす今日的役割を認識し、時代に即応した魅力ある学校給食が実施できるよう取り組み、「児童生徒が食に関する正しい知識と適切な判断力を養う」ことができるよう、学校の教育活動全体を通して食に関する指導を行っているところである。特に、学校給食は、食事についての正しい理解と健全な食生活を営むための判断力の育成や望ましい食習慣、社交性や協同の精神、感謝の心や勤労を重んずる態度、食文化についての理解などの場として位置付く大切な教育活動である。したがって、学校の実態や児童生徒の発達段階に応じて魅力ある給食の時間を設定するとともに、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進を図っていかねばならない。そのため、食育推進の中核を担う栄養教諭を平成21年度は3人から80人に大幅に増員し、それ以降も数を増やし、令和元年度は124人に任用・配置をした。加えて、県立特別支援学校にも栄養教諭を任用替えにより8人配置した。また、各

学校の食に関する指導の全体計画や年間指導計画を作成したり、校内食育推進委員会を設置したり、校内での指導体制の充実を図ってきた。さらに、家庭や地域との連携による食育推進委員会等の組織体制の整備を進めているところである。

学校給食施設設備においては、その整備に努力してきたところであるが、学校給食の食事内容の向上や献立の多様化、さらには衛生管理の徹底を図るためにも、一層の充実を図っていききたい。また、学校給食への県内産農産物の活用については、安全安心な食事の提供や食に関する指導の充実を図るために、「学校給食地産地消推進事業」により、県産米、小麦粉、米粉、大豆、きのこ類、県内産青果物（野菜、果物等）、県内産畜産物（牛肉、豚肉）を補助対象品目とし、県内産農畜産物の一層の需要拡大を図っている。

2 令和2年度の事業実績

(1) 学校給食指導

ア 研修会の実施

- ・栄養教諭・学校栄養職員研修会 参加者 169人
- ・市町村教育委員会及び県立学校給食担当者会（書面開催）

イ 学校及び研究団体の指導

- ・計画及び要請による学校給食等に関する指導・助言

ウ（公財）岐阜県学校給食会に対する定期的な運営会議による指導監督

エ 国庫補助事業の指導

- ・要保護・準要保護児童生徒援助費補助

(2) 学校給食の衛生管理指導

ア 市町村の学校給食施設設備に係る指導・助言及び国庫補助事業の適正な指導監督

イ 学校給食の衛生管理等に関する調査研究（文部科学省支出委任）

- ・市町村学校給食施設6箇所
- ・県立学校6校
- ・市町村立学校6校

(3) 学校給食の栄養管理指導

給食物資の適正な品質確保と管理の徹底

- ・学校給食用パン抜き取り検査：令和2年度は年1回実施、実施月日11/12

(4) 学校給食の物資管理

給食物資の適正な品質確保と管理の徹底

- ・学校給食用パン抜き取り検査：年3回実施、実施月日6/13、11/14、2/6

(5) 食に関する指導

G I F U食のマイスタープロジェクト事業

- ・県内全ての小学6年生児童（18,258人）に「家庭の食育マイスター」委嘱状を交付、学校と家庭をつなぐ食育を推進
- ・「中学生学校給食選手権」における食の実践力の育成（応募校19校）
- ・「高校生食育リーダー」において食の専門家を希望する高校へ派遣し、ライフスタイルに応じた食生活を切り拓く力の育成（派遣校4校7講座）

(6) 学校給食等実態調査

児童生徒の実態及び食に関する指導等の状況把握

3 令和3年度の施策

子どもたちが自ら望ましい食生活を実践できる態度を身に付けることができるよう、次の3つの柱で栄養教諭を中核とした学校における食育を推進する。

- (1) 食品ロスの削減（残食率の減少と調理場における食材の活用の工夫）
 - ＜具体的な取組例＞
 - ・給食時間を確保するための具体的な取組
 - ・研修会等での実践交流
 - ・調理場における食材・調理法・献立の工夫
- (2) 朝食欠食者の減少
 - ＜具体的な取組例＞
 - ・効果的な朝食指導の方法の工夫
 - ・学校給食実態調査の結果分析
- (3) 地場産物の活用維持
 - ＜具体的な取組例＞
 - ・「食育だより」「食育の日」「給食の時間における指導」の充実
 - ・研修会での実践交流や開発物資の紹介
 - ・学校給食栄養報告書（年２回）の結果活用

4 令和３年度の主な事業計画

- (1) 給食管理の充実・衛生管理の徹底
 - ア 県内産農産物の利用促進
 - イ 学校給食用牛乳飲用の推進
 - ウ 学校給食の衛生管理等に関する調査研究（文部科学省支出委任）の推進
- (2) 食に関する指導の充実
 - ア 指導者の資質の向上
 - ・栄養教諭及び学校栄養職員に対する研修会の開催並びに指導助言
 - イ G I F U食のマイスタープロジェクト事業
 - ・家庭の食育マイスター
 - ・食のプロフェッショナル・味覚の授業
 - ・中学生学校給食選手権
 - ・高校生食育リーダー
- (3) 学校給食等に関する調査の実施
 - ア 学校給食施設設備調査の実施
 - イ 学校給食等実態調査の実施
 - ウ 学校給食地場産物資料割合調査の実施
 - エ 学校給食栄養報告の実施
 - オ 学校給食実施状況等調査

第３節 学校安全

1 現 況

学校を取り巻く諸環境は、社会情勢に伴い大きく変化している。従来からの交通安全や防犯に加え、災害安全が重要になってきている。特に、学校における防災管理及び防災教育の推進が求められている。

学校安全の推進にあたっては、校内の組織体制の充実はもとより、家庭、地域、警察等と密接な連携を図ることが必要である。

また、「自分の安全は自分で守る」という観点から、すべての教育活動を通して、児童生徒自身の「危険予測能力」「危険回避能力」「危険対処能力」等の育成に努めなければならない。

2 令和2年度の事業実績

(1) 学校安全

- ア 安全に関する資料や交通事故等に関する資料等の配布
- イ 学校安全指導者養成研修（中央研修会 オンラインで実施）
- ウ 学校安全講習会
 - ・令和2年11月16日（月）～令和2年12月4日（金）オンライン配信で実施
- エ 学校安全指導者（防災・交通安全）派遣事業
 - ・指導者の派遣実績 延べ126校
- オ 高校生防災アクション
- カ 学校教育ネット安心・安全推進事業
 - ・ネットパトロールの実施
- キ 危機管理マニュアルの点検、見直し
 - ・防災専門家の協力を得て、各県立学校の危機管理マニュアルを点検
- ク 非常変災時における対応方針の改定
 - ・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を追加

3 令和3年度の施策

(1) 学校安全

- 学校安全計画及び危機管理マニュアルを見直し（学校や地域、児童生徒の実態に応じたものに改善）、安全な学校生活を送ることができる環境づくりに心がけると同時に、安全管理・教育に関する意識の高揚を図る。
- ア 防災管理・教育の推進（指導者派遣事業・防災教育の手引き活用）
 - イ 危機管理体制の見直し（危機管理マニュアルの見直し、改善）
 - ウ 交通事故防止の徹底、交通安全教育の推進、通学路安全推進体制の構築
 - エ 効果的な安全点検の実施
 - オ 高校生防災アクションの実施
 - カ 情報モラル教育の推進

4 令和3年度の子な事業計画

(1) 学校安全

- ア 安全に関する資料や交通事故等に関する資料などの配布
- イ 学校安全指導者養成研修
- ウ 学校安全講習会（交通安全・生活安全・災害安全）
- エ 学校安全指導者（防災・交通安全）派遣事業
- オ 学校防災力向上講座等の研修事業
- カ 学校安全総合支援事業
- キ 学校教育ネット安心・安全推進事業
- ク 学校防災強靱化推進事業
- ケ 学校防災体制支援事業

第4節 部活動

1 現況

教育活動の一環として行う運動部活動は、スポーツの楽しさに加えて、体力の向上や人間的な成長、友達づくりが充実するなど多くの効果をあげると同時に、学生生活の充実の一助となっている。

一方、運動部活動は多くの課題を抱える状況にある。顧問の業務負担や実技指導の問題や行きすぎた指導、部員数の減少などが取りあげられる。このような状況下において運動部活動の意義を改めて踏まえるとともに、「生きる力」の育成に大きく貢献できる運動部活動の活性化を図る必要がある。

2 令和2年度の事業実績

(1) 運動部活動

ア 運動部指導者派遣・研修事業

対象学校・派遣人数・回数 高等学校・85人・年間24回（1人につき24回）

3 令和3年度の施策

(1) 運動部活動

望ましい運動部活動の具現化のために、次の点について配慮する。

ア 体育・保健体育及び体育的行事、運動部活動等の関連を図り、基礎的な体力を培う。

イ 活動目標を明確にし、能力や意欲に応じた指導に努める。

ウ 保護者及び、地域の社会人指導者との連携を図り、活動内容の充実を図る。

エ 運動部活動の適正化を図るため、休養日や活動時間を設定し、生徒の健康に留意した活動とする。

オ 顧問の負担軽減と生徒に対する技術指導の向上を図る。

カ 部活動ガイドラインに則った運用を推進する。

4 令和3年度的主要事業計画

(1) 運動部活動

ア 運動部活動指導技術向上講習会（陸上・女子バレー・効果的なトレーニング理論・実技）

イ 運動部指導者派遣・研修事業（高等学校100人・年間24回（1人につき24回））

ウ 部活動ガイドラインに沿った研修会（5月26日 対象：管理職、部活動担当教員、部顧問）

第5節 学校体育

1 現 況

幼児児童生徒に運動習慣を身に付けさせるため、学校の特色ある活動に体力づくりを位置付け推進している学校が増えている。

身に付けさせたい資質や能力を明らかにし、指導目標や評価規準を明確にした授業実践や研究会が多くなっている。

一人一人が運動の楽しさや喜びを味わうとともに、運動技能や学び方を身に付けることができる指導を充実する必要がある。

2 令和2年度の事業実績

(1) 指導者講習会の実施

各種の講習会は、新型コロナウイルス感染症の影響から資料配布での実施となったが、学校体育指導者の資質向上に取り組んだ。

ア 小学校体力向上マネージメント指導者講習会

イ 中学校体力向上マネージメント指導者講習会

ウ 高等学校体育実技指導者講習会

- (2) 児童生徒の体力向上
 - ア 体力優良校表彰 ※新型コロナウイルス感染症の影響で実施せず。
 - イ チャレンジスポーツinぎふ
 - 参加数 (累計1,273チーム)
 - 表彰校数 (小学校 227チーム 中学校 35チーム 特別支援学級 5チーム)
 - ウ 児童生徒の体力・運動能力調査 ※新型コロナウイルス感染症の影響で実施せず。

3 令和3年度の施策

- (1) 自ら運動に親しむ資質や能力を育て、体力の向上を図る。
 - ア 児童生徒が運動技能を身に付け、仲間と一緒に運動する楽しさや喜びを味わうことができるようにする。
 - イ 新体力テストなどで把握した実態を基に、発達の段階に即した適切な運動の機会を計画的・継続的に位置付け、体力の向上を図るようにする。
 - ウ 体育、保健体育科の指導については、新学習指導要領を周知するとともに、運動の特性及び児童生徒の実態を踏まえ、指導のねらいと評価規準を明確にした指導計画を作成する。また、一人一人の学習状況を的確にとらえ、指導と評価の一体化を図った展開を工夫し、個やグループに応じたきめ細かな指導を充実させる。
- (2) 体育、保健体育の時間はもとより、日常生活における運動実践の場を充実させる。
 - ア 小学校では、多様な運動経験を大切にし、体育の時間や体育的行事等との関連を図った日常的な運動実践の場を充実させる。
 - イ 中学校、高等学校では、運動部活動へ意欲的に参加させ、活動に充実感がもてるよう、運営方法や指導方法について工夫する。
 - ウ 生涯スポーツの基盤づくりと体力の向上を目指し、学校・家庭・地域社会における体育的实践を通して、自ら進んで運動を実践する習慣を身に付けることができるようにする。
- (3) 児童生徒の安全を確保するとともに、十分な運動量が確保できるよう、環境整備に努める。

4 令和3年度の子な事業計画

- (1) 各種講習会の実施
 - ア 小学校体力向上マネージメント指導者講習会
(7月～10月、6地区、岐阜・西濃：2日間、他4地区：1日)
領域 (器械運動・ボール運動・表現運動系)
 - イ 中学校体力向上マネージメント指導者講習会 (9月美濃・可茂地区 ダンス1日)
(9月 飛騨地区 ダンス1日)
 - ウ 高等学校体育実技講習会 (1月 トレーニング、11月 陸上競技、バレーボール1日)
- (2) 児童・生徒の体力向上
 - ア 体力優良校表彰…体力づくりの優れた取組をし、成果を収めている学校を表彰
 - イ チャレンジスポーツinぎふの各種目の上位校を表彰
 - ウ 令和元年度よりわが校体力向上プロジェクトを廃止し、チャレンジスポーツinぎふに体力テストの9種目を追加
- (3) 体力運動能力実態調査 (4～6月)

ア 小学校…全学年	小学校 (抽出校)	61校
イ 中学校…全学年	中学校 (抽出校)	31校
ウ 高等学校…全学年	高等学校 (全日制)	65校
	高等学校 (定時制)	11校

◆令和2年度高等学校全国大会は新型コロナウイルスの影響により開催せず。

◆全国高等学校総合体育大会年度別入賞数（平成18～令和2年度）

年度	H18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28		29		30		R1		2	
順位	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人
	優勝	1	2	4	5	1	1	0	4	5	5	3	8	2	7	4	0	2	5	2	3	1	5	3	1	1	2	3	2	-
ベスト4	8	13	6	9	5	15	6	8	3	15	9	10	11	17	8	18	7	11	10	14	9	11	6	8	6	9	5	8	-	-
ベスト8	2	8	4	14	7	12	7	21	5	9	8	21	10	23	6	21	9	19	7	15	4	6	6	16	9	12	6	17	-	-
合計	34		42		41		46		42		59		70		57		53		51		36		40		39		41		-	

◆令和2年度中学校全国大会は新型コロナウイルス感染症の影響により開催せず。

◆全国中学校体育大会年度別入賞数（平成22～令和2年度）

順位	H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		
	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体
1位						1	1	4		4		3		1		1						-	-
2位	1			1		3	1	4		3	1	1		2				1				-	-
3位	2	2		2		2		3		3		1		1		2	1					-	-
入賞	3	11	2	11	5	6	1	4	4	6	2	5	1	2		1	3	4		4		-	-
計	19		16		17		18		20		13		7		4		9		4		-		
平均	18.0								7.4								-						

【夏季大会における過去5年間の出場チーム数及び出場選手数の推移】

	H27	H28	H29	H30	R1	5年間の平均	R2
出場チーム数（団体）	17	14	18	19	13	16.2	-
出場選手人数（団体・個人）	208	149	192	241	161	190.2	-

- *全国大会出場条件
- ・標準記録（陸上、水泳）
 - ・県大会優勝（柔道、剣道、相撲）
 - ・東海予選突破（上記以外の種目）

令和3年7月発行

発行 岐阜県教育委員会
編集 岐阜県教育委員会事務局
教 育 総 務 課

